

飯能市地域福祉計画 第二次飯能市地域福祉活動計画

はんのう ふくしの森プラン



平成21年6月

飯能市／社会福祉法人 飯能市社会福祉協議会



今日、少子高齢社会の到来や核家族化の進行による生活形態、家庭機能の変化や地域住民のつながりの希薄化など、私たちの暮らしを取り巻く環境が大きく変化し、地域では様々な福祉課題が生じています。

そして、地域には、高齢の方、障害のある方、子育て中の方、外国籍の方など、様々な方が暮らしており、それぞれが抱えている課題や困り事も多種多様化している状況です。

こうした背景から、市、社協を中心とした福祉サービスの充実はもちろんのこと、地域での支えあい、助けあいなど市民を中心とした取り組みも重要となっており、こうした自助、共助、公助が一体となって地域福祉を進めていく体制づくりが求められています。

『はんのう ふくしの森プラン 飯能市地域福祉計画・第二次飯能市地域福祉活動計画』は、市民、市、社協がそれぞれの役割を果たし、また協働し、「市民一人ひとりの違いをお互いに受け入れ、誰もが社会参加し、いきいきとその人らしい暮らしを送ることができること“ふだんの暮らしのしあわせ”“みんなのしあわせ わたしのしあわせ”を実感できる地域づくり」の実現を目指し、策定したものであります。

これまでの計画は、行政主導のもと策定される傾向が強い面がありましたが、本計画においては、市民の皆様との協働により、市民主体の計画とすることを基本に策定を進めてまいりました。

平成19年度に開催した「地域福祉市民フォーラム」を皮切りに、市内22会場、合計588人の市民の皆様にご参加いただき、地域の強みや課題などを議論していただいた「地区別ふくし懇談会」や、全9回、合計434人の市民の皆様にご参加いただき、本計画への提言をまとめていただいた「飯能市の地域福祉をつくる市民懇話会」など、策定過程におきまして、多くの市民の皆様にご参加、ご協力を得ることができました。

今後、市民、市、社協の協働のもと「つながり、支えあう地域社会」の実現に向け、鋭意努力を重ねてまいりますので、市民の皆様には、一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたりご尽力をいただいた両計画策定委員会委員の皆様をはじめ、昼夜を問わず計画づくりの推進役として熱心な議論をしていただいたワーキンググループの皆様、地区別ふくし懇談会、市民懇話会等で貴重なご意見・ご提言をいただいた多くの市民の皆様にご心からお礼を申し上げます。

平成21年6月

飯能市長・社会福祉法人飯能市社会福祉協議会長

飯能 市 長

はじめに

『はんのう ふくしの森プラン』を、みなさんのお手元に届けられることをとてもうれしく思います。このプランには、大きく3つの特長があります。まず、このプランの基準は“市民”にあることです。「地区別ふくし懇談会」や全市的な「市民懇話会」で市民がお互いに出会い、暮らしの現状を確認しあい、夢を語り、飯能市の強さを発見してきました。次に、このプランの基盤は“地域”にあることです。飯能市の豊かな自然環境を活用した<地域おこし>は、木材、やきもの、飯能水などに活かされています。計画は生活の場である身近な地域社会を大切にしました。誰もが安心してしあわせに暮らせるまちづくりが福祉そのものだからです。このプランは、地域に居場所やつながりの<拠点>を創り、暮らしやすさの基盤を整えます。そして、このプランの基本は“ひと”にあることです。誰もが大切にされ、専門職と市民が「人と人」のつなげ役となり、人が育つ飯能市を願いました。

みなさん、この『はんのう ふくしの森プラン』を育ててください。関心を持ち、できることから始めてください。支えあい、つながりのある、人も緑も輝くまちづくりをめざしましょう。

飯能市地域福祉計画策定委員会委員長
田中英樹

夢を語り、実現を目指した計画策定

今回の計画策定は、市民の直接参加の機会を重視し、多くの機会を設定した意義ある計画策定であったと考えています。また、地域福祉計画と地域福祉活動計画との合同の策定委員会を繰り返しながら策定を進めてきました。共通のデータや市民の声を参考にした検討によって、今後、市民と市と社協が整合性のある地域福祉の取り組みを推進していくものと確信しています。地域福祉活動計画では、独自の委員会も開催し、第一次飯能市地域福祉活動計画の検証も行い、今回の計画に盛り込みました。両計画の素案の段階で、市民懇話会からは厳しいご意見がありました。策定過程では、多くの市民の皆さんが夢を語り、その夢を現実にするために、現実的な議論を交わしてきました。この計画の内容が「綺麗ごとの内容」なのか、現実にも実現していく内容なのかは、飯能市民の皆さんの双肩にかかっていると考えています。

第二次飯能市地域福祉活動計画策定委員会委員長
中島修

～ 目 次 ～

第1章 みんなの手による私たちの地域福祉の計画づくり

1 計画づくり ～ 市民参加の軌跡 ～	2
市民懇話会各グループからの提言	10
『いきいきと暮らせるまちづくり』グループ	10
『移動・交通』グループ	11
『安心・安全』グループ	12
『支える - 支えられる』グループ	14
2 私たちのまち・私たちの暮らし	18
(1) 統計から見た「私たちのまち・私たちの暮らし」	
(2) 市民調査から見た「私たちのふくし意識、ふくし活動」	

第2章 私たちの地域福祉の考え方

1 計画の全体像	26
2 私たちが目指す地域福祉の姿	27
3 地域福祉の進め方	29

第3章 私たちが取り組むこと

知

テーマ別目標1

お互いを知りあう・分かりあう機会をつくろう	36
市民の声《地区別ふくし懇談会》	36
市民の声《市民懇話会、その他》	38
飯能のいま。そして、これから。	39
わたしたちが目指すこと	39
これから取り組むこと	40
1 あいさつからはじめる、助けあいのコミュニティづくり	40
(1) 自然に“あいさつ”が交わされるまちをつくろう	
2 “ふくし”を身近なものとして考える機会づくり	41
(1) 地域における福祉教育を推進しよう	

(2) 学校等における福祉教育を推進しよう・幼少期からともに ふれあう機会をつくろう	
(3) いろいろな立場の人が自己表現できる機会をつくろう	
(4) 身近な場所で、様々な人がふれあう機会をつくろう	
3 地区別ふくし懇談会の開催	44
(1) 地区別ふくし懇談会を開こう	
評価の指標	44
協働で取り組んでいくこと	45

交

テーマ別目標 2

暮らしやすい移動・交通の仕組みをつくろう	46
市民の声《地区別ふくし懇談会》	46
市民の声《市民懇話会、その他》	48
飯能のいま。そして、これから。	49
わたしたちが目指すこと	49
これから取り組むこと	50
1 新たな移動・交通システムの検討	50
(1) 移動・交通問題のプロジェクトチームを立ち上げ、行動しよう	
(2) 助けあいの移動システムをつくろう	
(3) 移送ボランティアを育成しよう	
2 自宅にいてニーズを満たす方法	52
(1) 地区別の社会資源（宅配サービス、引き売り、医療機関の送迎情報） マップをつくろう	
評価の指標	53
協働で取り組んでいくこと	54

支

テーマ別目標 3

地区ごとの支えあいの仕組みをつくろう	56
市民の声《地区別ふくし懇談会》	56
市民の声《市民懇話会、その他》	58
飯能のいま。そして、これから。	59
わたしたちが目指すこと	59

これから取り組むこと	60
1 地区別ふくし懇談会の開催《再掲》	60
(1) 地区別ふくし懇談会を開こう《再掲》	
2 地区の実状に合った福祉活動の組織化	60
(1) 地域活動団体がつながろう	
(2) 地区の実状に合った、福祉課題に取り組む組織（地区社協等）をつくろう	
(3) 福祉活動協力員を検討、導入しよう	
3 自然に交流が生まれる広場づくり	65
(1) 自然に交流が生まれる場をつくろう	
4 支えあいの仕組みづくり	66
(1) 身近な相談相手をつくろう	
(2) 見守り活動を広げよう	
(3) 新たな支えあいの仕組みをつくろう	
5 災害に強い、犯罪が生まれにくい地域づくり	68
(1) 災害時要援護者、協力者の名簿をつくろう	
(2) 犯罪が生まれにくい地域づくりを進めよう	
評価の指標	70
協働で取り組んでいくこと	71

安

テーマ別目標 4

安心して暮らせる仕組みをつくろう	72
市民の声《地区別ふくし懇談会》	72
市民の声《市民懇話会、その他》	74
飯能のいま。そして、これから。	75
わたしたちが目指すこと	75
これから取り組むこと	76
1 権利擁護の仕組みづくり	76
(1) 権利擁護センターを立ち上げよう	
(2) 権利擁護に関する“学びの場”をつくろう	
(3) 市民後見人を養成しよう	
(4) 各種事業を充実させよう	

2 公的福祉サービスの充実	80
(1) 福祉人材の育成、サービスの確保を進めよう	
(2) 医療機関との連携を強化しよう	
(3) 第三者評価制度と苦情解決窓口を構築しよう	
3 総合的な相談・生活支援の仕組みづくり	83
(1) 市における総合相談支援体制の整備と窓口の設置を進めよう	
(2) 社協における相談体制を充実しよう	
(3) 身近な相談相手をつくろう《再掲》	
4 バリアフリー化の推進	85
(1) バリア(障壁)のないまちをつくろう	
(2) 心のバリアをなくそう《再掲》	
評価の指標	86
協働で取り組んでいくこと	87

協

テーマ別目標5

協働の仕組みをつくろう	88
市民の声《地区別ふくし懇談会》	88
市民の声《市民懇話会、その他》	90
飯能のいま。そして、これから。	91
わたしたちが目指すこと	91
これから取り組むこと	92
1 市民活動支援の仕組みづくり	92
(1) ボランティアセンターの機能を充実しよう	
(2) 市とボランティアセンターが協働で進めるボランティア支援の 仕組みをつくろう	
2 活動資金の確保	94
(1) 補助金を活用しよう	
(2) 赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金を充実しよう	
3 情報の受信・発信の仕組みづくり	95
(1) 効果的な情報の受信・発信の仕組みをつくろう	
(2) 誰にでも的確に伝わる情報提供の方法を工夫しよう	

4 市民・市・社協の協働の体制づくり	96
(1) 民生委員児童委員協議会との連携・支援・情報共有の体制をつくろう	
(2) 自治会活動を支援しよう	
(3) 市民・市・社協が協働できる体制をつくろう	
評価の指標	99
協働で取り組んでいくこと	100

第4章 計画の推進

1 計画の推進体制	102
(1) 地域福祉推進市民会議の設置	
(2) 地域福祉推進委員会の設置	
(3) 地域福祉推進プロジェクトチームの設置	
(4) 市民・市・社協の連携・協働による推進	
2 計画の普及・実践	103
(1) 計画の普及・実践	
3 計画の進行管理と評価	103

資料編

用語集	106
各地区の人口・社会資源等の状況	110
「地域福祉についての市民の実態と意識」に関する調査報告	118
飯能市地域福祉計画策定委員会 委員名簿	127
第二次飯能市地域福祉活動計画策定委員会 委員名簿	128
飯能市地域福祉計画策定委員会設置要綱	129
第二次飯能市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	131
飯能市地域福祉計画・第二次飯能市地域福祉活動計画(案)に対する意見募集の結果について	134

【本計画における市民・市・社協の定義】

市民 この計画に関係する飯能市に住んでいる住民、民生委員児童委員、自治会関係者、社会福祉事業者、関係団体等を指しています。

市 「飯能市役所」を指しています。

社協 “だれもが安心して暮らせるまち”の実現を目指し、住民が自らすすんで参加する“地域福祉活動”を推進する組織。本計画では「社会福祉法人 飯能市社会福祉協議会」を指しています。

第1章

みんなの手による 私たちの地域福祉の計画づくり

- 1 計画づくり ～ 市民参加の軌跡 ～
- 2 私たちのまち・私たちの暮らし

1 計画づくり ～ 市民参加の軌跡 ～

市民の手による計画づくり。

その取り組み、その過程が、私たちの地域福祉の“はじめの一步”。

多くの市民がこの計画づくりに関わることができるようにするためにはどうしたらよいのか、策定委員会で時間をかけて徹底した議論が行われました。

「従来の市手法による地区懇談会を開催しても、市民の本当の声は聴けない！」

「すべての自治会で懇談会を開催したら、どの程度期間がかかるのか？」

「一人ひとりの市民と顔を合わせ、話してみないと必要なことが見つからない！」

策定委員それぞれの立場、それぞれの経験等から出された意見をもとに、様々な市民参加の取り組みによる計画づくりを進め、多くの市民の参加、協力が得られました。また、市民が主体となった取り組みを通じて、計画策定のための課題等を把握するだけでなく、市民が気づき、つながり、動き出すきっかけとなる計画づくりとなりました。

計画づくりが地域福祉推進のプロセス。計画づくりが市民の福祉活動へのきっかけづくり。計画づくりが地域福祉推進そのもの。

まずは、これまでの市民参加に関する取り組みの軌跡を振り返ります。



知った！
学んだ！

「地域福祉」とは「ふだんのくらしのしあわせづくり」。地域福祉計画・地域福祉活動計画づくりをきっかけにして、地域福祉とは何か、また、現在、飯能市で取り組まれている『地域福祉活動＝“はんのうのしあわせづくり”』について知りました。

地域福祉推進市民フォーラム

『みんなでつくる ふだんのくらしのしあわせのまちフォーラム』

第1部 『市民が主役！はんのうのしあわせづくり』について
～ 飯能市地域福祉計画策定委員会委員長・田中英樹氏
(早稲田大学人間科学学術院教授)

・平成20年2月16日(土)
・飯能市総合福祉センター
・参加者 230名

「うさぎとかめ」の昔話への幼稚園児の問い。「かめはなぜ寝ていたうさぎを起こさないの？起こしてあげて、うさぎの背中に乗れば一緒にゴールができるのに。」この発想が福祉の心。

地域福祉とはだれもが安心してしあわせに暮らせる住みやすい地域づくり。高齢者が増えること、障害者がたくさんいることは社会的負担にはならない。高齢者の知識や豊富な経験を生かすこと、障害者が住みやすいまちをつくることで、だれもが安心して暮らせるまちになる。地域福祉には逆転の発想を。地域福祉計画はみなさんがつくる計画。自立した幸せな生活が等しく送れるよう支援する仕組みをつくる。

おいしい水、豊かで美しい自然、元気な高齢者、そういった飯能のよさを地域福祉の視点で充実させることが、まちの活性化や我々の暮らしを豊かにすることにつながる。“人も緑もかがやく”「ふくしプラン」をつくってほしい。

第2部 発表『はんのうはいま！しあわせづくりの取り組み』

内沼正実氏(岩沢第一自治会 会長)

大野 康氏(原市場地区社会福祉協議会 理事)

平沼則子氏(特定非営利活動法人 飯能市体育協会 副理事長)

松原恒也氏(湯ノ沢サロン 代表)

第3部 パネルディスカッション『みんなでつくりよう！ふくしのまち』

コーディネーター 田中英樹氏

パネリスト 内沼正実氏、大野康氏、平沼則子氏、松原恒也氏

話しあった！
 分かりあった！

市内 22 会場、身近な地区でふくし懇談会を開催。
 策定委員が中心となり、自治会、民生委員児童委員協
 議会をはじめ各地区の関係団体の協力によって、なん
 と、588人の市民が参加！ 飯能市の地域福祉の取
 り組みが大きく動き出しました。

地区別ふくし懇談会

各地区の実状に合わせて
 全 22 会場で開催。

地区別ふくし懇談会の開催状況

単位：人

地 区	会 場	開 催 日	参加者数		
			男	女	計
飯 能	一丁目クラブ	9月17日(水)	16	14	30
	中央公民館	9月19日(金)	19	16	35
	第二区公民館	9月 5日(金)	15	9	24
精 明	総合福祉センター	9月22日(月)	5	9	14
	精明公民館	9月23日(火・祝)	6	8	14
	双柳学習センター	9月23日(火・祝)	5	8	13
加 治	加治公民館	8月 3日(日)	13	6	19
	加治東公民館	8月10日(日)	12	5	17
	美杉台公民館	8月24日(日)	3	10	13
南高麗	岩淵自治会館	8月29日(金)	15	5	20
	南高麗福祉センター	9月 7日(日)	13	3	16
	南高麗公民館	9月12日(金)	11	8	19
吾 野	坂石町分自治会館	8月24日(日)	19	34	53
	吾野公民館	9月 6日(土)	14	11	25
	藤原柏木自治会館	9月 7日(日)	17	20	37
	旧南川小学校	9月20日(土)	18	7	25
東吾野	東吾野公民館	9月13日(土)	12	9	21
	長沢文化会館	9月 6日(土)	27	12	39
原市場	原市場福祉センター	9月28日(日)	35	28	63
名 栗	あすなる会館	8月 2日(土)	14	18	32
	保健センター名栗分室	8月 3日(日)	11	18	29
	ふるさと会館	8月 3日(日)	14	16	30
合 計			314	274	588

注：開催日はいずれも平成20年

《各地区の意見は、P36・37・46・47・56・57・72・73・88・89を参照してください》



各地区で策定委員を中心に、自治会や民生委員児童委員協議会をはじめ関係団体の皆さんにより『地区別ふくし懇談会』に向けた『準備会』を開催し、各地区の実状に合わせた特色のある懇談会となりました。



各地区の現在の「強み」「弱み」、将来の「機会」「不安」などについて意見を出しあうだけでなく、参加した人たちが地域の課題に気づき、共有できました。



地域の引きこもりがちな高齢者を心配する自治会役員と 地域包括支援センター職員が知りあい、対応に向けた連携が生まれました。



「病気などの緊急時が心配」という単身高齢者の方の意見に対し、その場にいた民生委員児童委員の助言で、そのお宅に緊急通報システムが設置されました。

つながった!

地区別ふくし懇談会の開催や今後の地域づくりのために、自治会連合会支部長会と民生委員児童委員協議会地区会長会の合同会議が初めて開催され、今後のより一層の連携・協力について合意がなされました。

自治会連合会支部長会・民生委員児童委員協議会地区会長会 合同会議



話しあった!
分かりあった!

様々な分野で活動・活躍するボランティア・市民活動団体が同じテーブルで話しあい、分かりあうことで、今後の市民活動に必要なことやそれぞれの協力について分かりあい、連携を進めるきっかけとなりました。

ボランティア・市民活動団体懇談会



話しあった！
提言した！

私たちの暮らしの中で何が問題になっているのか、これから私たちは何をしていきたいのかを考えてきました。そして、いくつかのテーマに絞り、それぞれのグループに分かれ何回も話しあいを重ね、各テーマについて市民の立場からの提言をまとめました。

飯能市の地域福祉をつくる市民懇話会

《第1回》平成20年7月5日（土）

テーマ「市民懇話会で何がしたいのか」

飯能市の生活課題が、参加のみなさんから挙げられました。

「福祉」の課題が、広い分野に関わりがあることに気づきました。

「ふくして何？」という意見もありました。

《第2回》7月26日（土）

テーマ「『つながる』『支えあう』をみつけよう」

第1回で挙げられた課題が、固有の課題ではなく、多くのこととつながりあっていることに気づきました。

現状の福祉の「高齢者」「障害者」「子ども」という分け方が、私たちが生活している環境や暮らしの中では、すべて重なりあっていて、別々に分けて考えることができないことを学びました。

《第3回》9月13日（土） 《第4回》10月13日（月・祝）

テーマ『いきいきと暮らせるまちづくり』『移動・交通』『安心・安全』『支える - 支えられる』『地域福祉って？』

「つながる」「支えあう」をもとに、テーマごとに方向性・可能性を広げる話しあいをしました。

参加したみなさんが希望したテーマの中で、各々が思うこと、感じることを存分に話しあいました。

《第5回》11月15日(土) 《第6回》12月6日(土)

《第7回》平成21年1月10日(土) 《第8回》1月31日(土)

テーマ『いきいきと暮らせるまちづくり』『移動・交通』『安心・安全』『支える - 支えられる』

第4回までのグループ討議を踏まえ、『いきいきと暮らせるまちづくり』『移動・交通』『安心・安全』『支える - 支えられる』の4つのテーマに絞って、引き続き各グループに分かれ議論を積み重ねました。そして、第8回では各グループから計画策定に向けての提言をまとめることができました。

《第9回》5月9日(土)

第8回目にまとめた提言が計画の中にどのように盛り込まれているのか、計画素案について意見交換をしました。



市民が集まり、夢やアイデアを語る場として開催した市民懇話会。企画から運営まで「準備会」メンバーの人が担いました。参加者が出会い、分かりあい、認めあう中で、自分たちには何ができるのか、たくさんの気づき、発見が得られる場となりました。

市民懇話会各グループからの提言！

『いきいきと暮らせるまちづくり』グループ

“あいさつ”から始まる助けあいのコミュニティ

市民企画型で『つながる・広がる 自然なあいさつ(仮)』。

- ・「“あいさつ”でこんないいことがあった！」を募集。
学校・社協の各種ボランティア等あらゆる媒体を使って募集。
- ・寄せられた素敵なエピソードを厳選。(できれば地域福祉活動にリンクしそうな作品)
- ・市民懇話会が中心になり、市民企画型として実施。企業・商工会等も巻き込む。
学校・社協の福祉教育の一環として取り組む。
健康づくりのウォーキング等で、あいさつに取り組んでもらう。

市民の“やる気”を支援する仕組み

市・社協の協働による「市民活動支援窓口」の設置 将来は「センター」へ。

- ・市・社協・民間のあらゆる助成の情報集約・提供及び申請支援。
- ・活動器材の貸し出し。
- ・NPO法人化への支援。
- ・“市民コーディネーター”による支援。
- ・ボランティア活動保険取り扱い。
- ・活動団体連携の機会提供。
- ・農業活動に関する情報の受配信。(例)できすぎた野菜 食事グループへ情報提供等

“農”でつくるコミュニティ

小地域福祉活動の一つとして取り組む 365 日型“ふれあいいきいきサロン”
農地版として実施。

- ・対象：だれでも参加可能。
- ・場所の確保： 地区社協等の組織単位で農地の借用。(農林課と連携)
将来はどこかの地区でモデル事業として実施し、その効果を検証。
将来はマップづくりも！
既存の活動をつなげる仕組み。

新しい“ふくし”意識を広める

幼少期からともにふれあう機会をつくる。

- ・共に活動する場 “農”コミュニティが活かせる。
- ・地域の行事に参加しやすいように “あいさつ”が力を発揮！
いろいろな立場の人が自己表現できる機会をつくる。
- ・当事者や当事者の家族の想いを、広報等のメディアを通じて知る機会をつくる。
- ・当事者や当事者の家族の想いを、学校における福祉教育の実践の中に取り入れる。

『移動・交通』グループ

新たな交通システム

市民、福祉有償運送事業者、交通事業者、商工会、市、社協などで構成するプロジェクトチームを設置し、次の事項について協議する。

交通問題に関するニーズ調査を実施し、利用率の予想。
費用対効果の検証。

既存の交通システムの検証。(バス路線変更拡大など)

新たな交通システムの検討。(デマンド方式や過疎地有償運送など)

助けあいの移動システム

助けあいの移動システムについては、社協が中心となり担い手となるボランティアの育成と活動の支援をする。

自宅にいてニーズを満たすために

地域ごとに宅配サービスを実施している商店、引き売り、医療機関の送迎情報などを掲載したマップや一覧表などを、社協が中心となり作成する。

地元住民にボランティアとして地域情報の収集に協力してもらう。

商店には、協力店として登録してもらい、また、ふれあいいいききサロン会場などへの出張販売なども提案していく。

将来的に、商店組合などによる買い物バスも運行できたらよいのでは。

地元商店で買い物することにより、商店も活性化できるのではないか。

『安心・安全』グループ

《提言の前提》

誰もが地域でいきいきと暮らすためには安心が必要！では、『安心』のためには何が必要？

《日々の生活が安定していること》

- 安全が保障されている
 - ・ 防災、防犯、交通事情、地域の医療体制
- 人や社会からの安全
 - ・ 個人として尊重されている
 - ・ 人権、多様性の尊重
- 他者と信頼と尊重でつながっていること
 - ・ 交流、関心、コミュニケーション

しかし、現在、様々なことが『安心』を脅かしている。

例えば・・・

- ・ いつ起こるか分からない自然災害
- ・ 振り込め詐欺などの犯罪被害
- ・ 歩道のない道路や地域医療施設の偏在
- ・ 他者と「同じ」であることの強要
- ・ いじめや虐待、差別などによる人権侵害
- ・ 身体的特徴や精神的特徴による排除
- ・ 家庭や職場や地域での不安や孤立

では、『不安』を取り除くには、何が必要か？

- ・ 近隣とのつながり、交流、コミュニケーション
- ・ 他者への温かい関心、見守り、尊重
- ・ 安心で安全な生活をするための情報を得たり伝える機会
- ・ 安心と安全の大切さを共有すること

“居場所”と“人と人とのつなぎ役”が必要
地域の伝統・風土・人間関係、居住形態（一戸建、アパート、マンション等）
が大きく異なるため、地域の実状に合わせたものとする。

自然に交流が生まれる広場をつくろう

そして、そこに人と人とのつなぎ役を配置しよう

《目的》 多くの人が自然と“ふくし”に触れ、交流することにより、“ふくし”に対する敷居を低くする。

《機能》 安心し、楽しんで過ごせる場。

居場所

様々な人と語りあい交流し

楽しめる場。

娯楽

語りあい

例えば、カフェ・ギャラリー・談話室など。

日常生活をいきいきと送れる

情報や技術を交流しあえる場。

情報

技術

抱えている問題を解決する場。

相談

解決

《要件》 各地域の実状に合わせた活動とする。

市民のみならず、市、社協も参加する。

人と人とのつなぎ役を配置する。

：専門職と地域のことをよく知る市民が必要である。

日常の見守り・助けあいのしくみをつくろう

《目的》 日常の交流により自然な見守り活動を行う。

日常生活の助けあいのしくみをつくる。

《要件》 各地域の実状に合わせた活動とする。

民生委員児童委員と自治会、そして近隣に住む市民も関わり連携して行う。

郵便局員、新聞配達員、電気検針員等、業者の人にも協力を求める。

災害時の助けあいのしくみをつくろう

《目的》 自主防災会や民生委員児童委員協議会などの関係団体の協力体制を整える。

市民と関係団体が協力して援護できる体制をつくる。

《要件》 各地域の実状に合わせた活動とする。

日常時の近隣とのつながり、コミュニケーションの必要性。

市民や関係団体と市との連絡手段の確保。

・災害用伝言ダイヤル、インターネット、オートバイ隊や自転車隊等。

支援協力者の登録制度。

・あらゆる人が様々な形で支援者になることができる。

「支える - 支えられる」地域の仕組み

《地域》

大きな地域と小さな地域の2つとする。

- ・大きな地域は、旧村単位で8地区。
- ・小さな地域は、地域の実状に合わせる。(小・中学校区または自治会単位等)

《コーディネーター》

大きな地域に1人、常駐の社協職員をコーディネーター役として配置する。

《相談体制》

大きな地域では、コーディネーター役の社協職員が相談を受ける。

地域リーダー同士、コーディネーター、また、専門家との定期的な集まりを開く。

情報交換や勉強会を実施する。

上記のネットワークを体系化する。

《活動》

地域や拠点ごとに、実状に合わせた地域限定の新たな有償サービスシステムを構築する。

歩いて行ける場所に、居場所・交流の場をつくる。

《情報》

基本的には、対面での両方向の情報交換型とする。

今の広報紙を、新聞形式にする。

広報紙に、有料の広告を掲載する。

《市の役割》

現在の縦割り組織を超えた対応をしてほしい。(情報のたらい回し、立ち消えとしない)

市民活動支援のための窓口の明確化。

市民活動支援のための財政的な裏付け。

話しあった！
まとめた！

市の「地域福祉計画」、社協の「地域福祉活動計画」、それぞれの策定委員会に市民が参画し、地区別ふくし懇談会、市民懇話会などから提案された事項について検討し、計画に仕上げていきました。

策定委員会ワーキンググループ(市民懇話会準備会)

計画づくりの推進役として議論を尽くし、整理した「策定委員会ワーキンググループ」。市民懇話会の議論を進めるための市民主体の「準備会」。

いつしか合同の会議として開催されるようになり、昼夜を問わず熱心な議論が交わされました。

各メンバーがそれぞれの経験や活動からの意見や感じたことを率直に話しあい、それぞれの意見を尊重しあい、一人ひとりの地域福祉、それぞれの地域福祉、みんなの地域福祉、“はんのうの地域福祉”をつくりあげました。



(懇話会準備会メンバーの感想)

一市民としてこの度の市民懇話会及びワーキンググループに参加して強く感じた事は、参加者の熱い心です。

数ヶ月にわたる『市民による市民の為の福祉づくり』に関われた事、また多くの人と知りあえたことが大きな財産になりました。

(懇話会準備会メンバーの感想)

福祉に関係する沢山の方たちと知りあえて、沢山の情報を得る事が出来、勉強になった。

今後の自分の課題が見えてきたので、どこまで出来るか分からないが、頑張ってみたい。



策定委員会

地域福祉計画策定委員会、地域福祉活動計画策定委員会それぞれが、また合同策定委員会が、計画づくりの舵取り役として、市民による計画づくりを企画し、また、意見・議論の整理を行い、計画を仕上げました。

開催日	飯能市地域福祉計画策定委員会	飯能市地域福祉活動計画策定委員会	備考
平成19年11月1日(木)	第1回 策定委員会		
平成19年12月21日(金)	第2回 策定委員会		
平成20年1月29日(火)	第3回 策定委員会		
平成20年3月21日(金)	第4回 策定委員会		
平成20年3月28日(金)		第1回 策定委員会	
平成20年4月25日(金)		第2回 策定委員会	
平成20年5月22日(木)	第5回 策定委員会	第3回 策定委員会	合同開催
平成20年10月27日(月)	第6回 策定委員会	第4回 策定委員会	合同開催
平成20年11月25日(火)	第7回 策定委員会	第5回 策定委員会	合同開催
平成20年12月18日(木)	第8回 策定委員会	第6回 策定委員会	合同開催
平成21年1月15日(木)		第7回 策定委員会	
平成21年1月22日(木)	第9回 策定委員会	第8回 策定委員会	合同開催
平成21年2月6日(金)		第9回 策定委員会	
平成21年2月20日(金)		第10回 策定委員会	
平成21年2月26日(木)	第10回 策定委員会	第11回 策定委員会	合同開催
平成21年3月30日(月)	第11回 策定委員会	第12回 策定委員会	合同開催
平成21年6月30日(火)	第12回 策定委員会	第13回 策定委員会	合同開催



～市民参加の取り組みを振り返って～

22会場、588人の市民に参加いただいた「地区別ふくし懇談会」は、策定委員が中心となり、各地区の自治会、民生委員児童委員協議会をはじめ関係団体等による「準備会」で、地域の実状に合った方法等を検討し、開催されたものです。

また、「飯能市の地域福祉をつくる市民懇話会」も、市民主体の「準備会」において、検討内容や進め方を検討して開催されました。

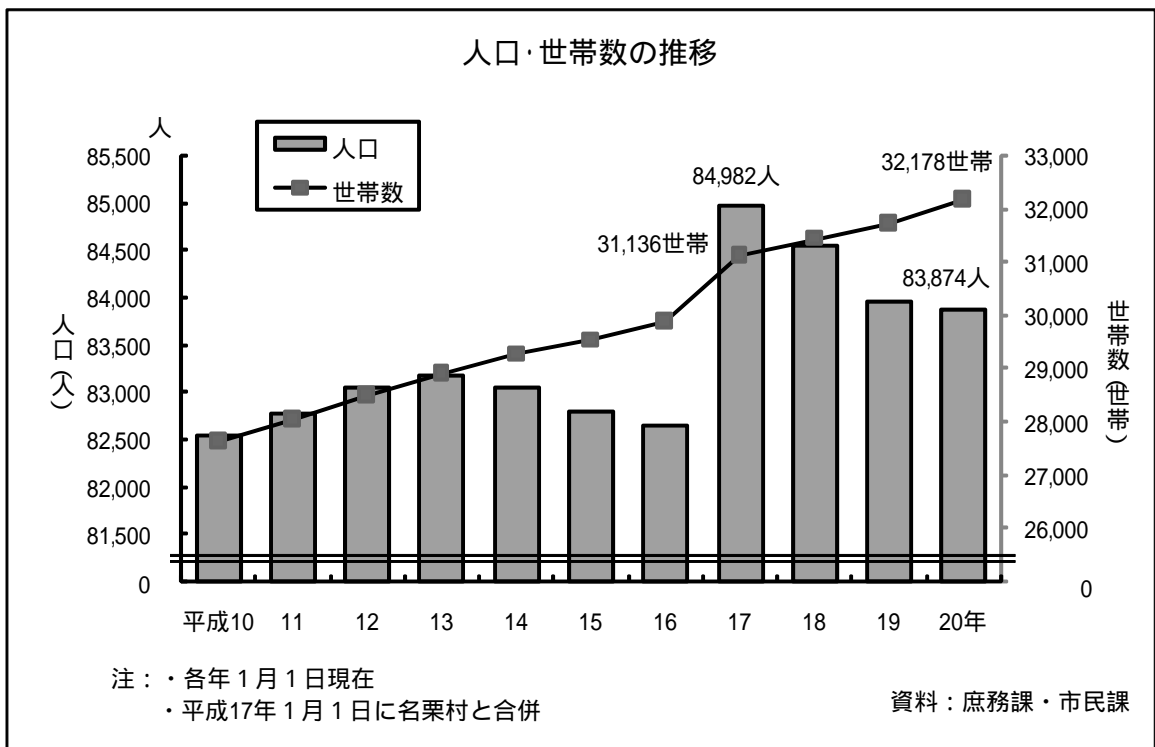
この計画づくりは、このように多くの市民、関係団体が主体的に関わることで進められ、地域の生活課題の共有や福祉活動へのきっかけづくりという点で大きな成果を得ました。また、市や社協の職員にとっても市民との協働の方向性を見出す機会となりました。

一方で、「地区別ふくし懇談会」や「市民懇話会」の参加者の多くが、すでに何らかの地域活動をしている人で、子育て世代の参加が少なかったことや小・中・高校生の参加を得る機会がなかったことは今後に向けての大きな課題となりました。

2 私たちのまち・私たちの暮らし

(1) 統計から見た「私たちのまち・私たちの暮らし」

人口は増加から減少へ 家族規模が縮小



一般世帯の構成

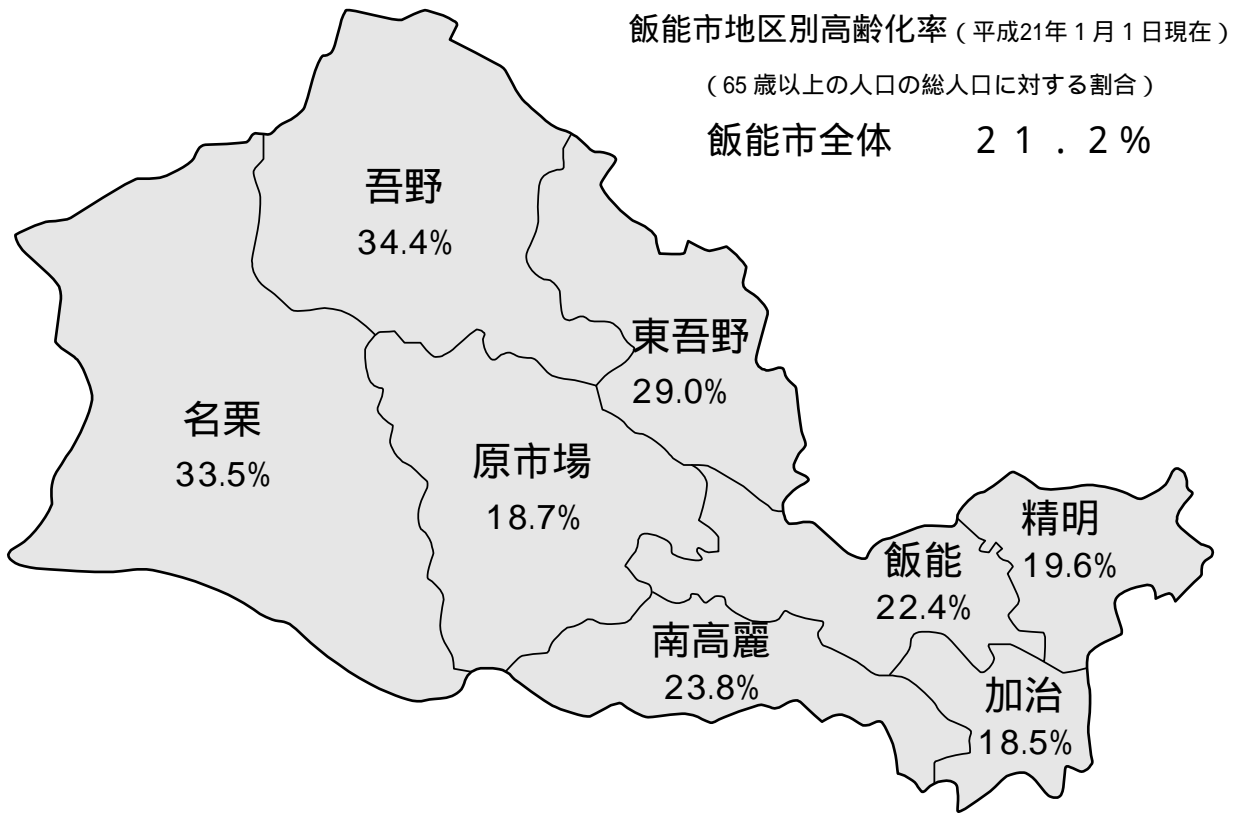
区分	実数(人)			構成比(%)		
	飯能市		埼玉県	飯能市		埼玉県
	平成12年	平成17年	平成17年	平成12年	平成17年	平成17年
核家族世帯	18,380	19,437	1,693,052	66.3	65.3	64.4
夫婦のみ	4,711	5,695	512,288	17.0	19.1	19.5
夫婦と子ども	11,409	11,090	962,808	41.1	37.3	36.6
ひとり親と子ども	2,260	2,652	217,956	8.1	8.9	8.3
その他の親族世帯	3,790	3,746	260,261	13.7	12.6	9.9
非親族及び単独世帯	5,565	6,572	677,310	20.1	22.1	25.7
合計	27,735	29,755	2,630,623	100.0	100.0	100.0

注：・一般世帯とは、病院、寮などの施設を除いた世帯。

資料：国勢調査

・各年10月1日現在

市全体の高齢化率は21.2%だが、吾野、名栗地区は30%超



ひとり暮らし高齢者世帯の増加

高齢者のいる世帯の状況

区分	実数(世帯)			構成比(%)		
	飯能市		埼玉県	飯能市		埼玉県
	平成12年	平成17年	平成17年	平成12年	平成17年	平成17年
一般世帯数	27,735	29,755	2,630,623	100.0	100.0	100.0
65歳以上親族のいる世帯	8,421	10,592	788,411	30.4	35.6	30.0
高齢単身世帯	1,139	1,778	143,923	4.1	6.0	5.5
高齢夫婦世帯	1,840	2,619	209,242	6.6	8.8	8.0

注：各年10月1日現在

資料：国勢調査

親しい近所づきあい しかし最近は市民の意識差も 自治会未加入者の増加

自治会加入率（平成20年4月1日現在）

支部名	世帯数	自治会世帯数	加入率
飯能	6,589	6,524	99.0%
第二	1,472	959	65.1%
精明	7,115	5,251	73.8%
加治東	2,595	2,067	79.7%
加治	4,047	2,466	60.9%
美杉台	2,669	2,243	84.0%
南高麗	942	829	88.0%
吾野	1,053	921	87.5%
東吾野	825	737	89.3%
原市場	3,213	2,914	90.7%
名栗	952	809	85.0%
全体	31,472	25,720	81.7%

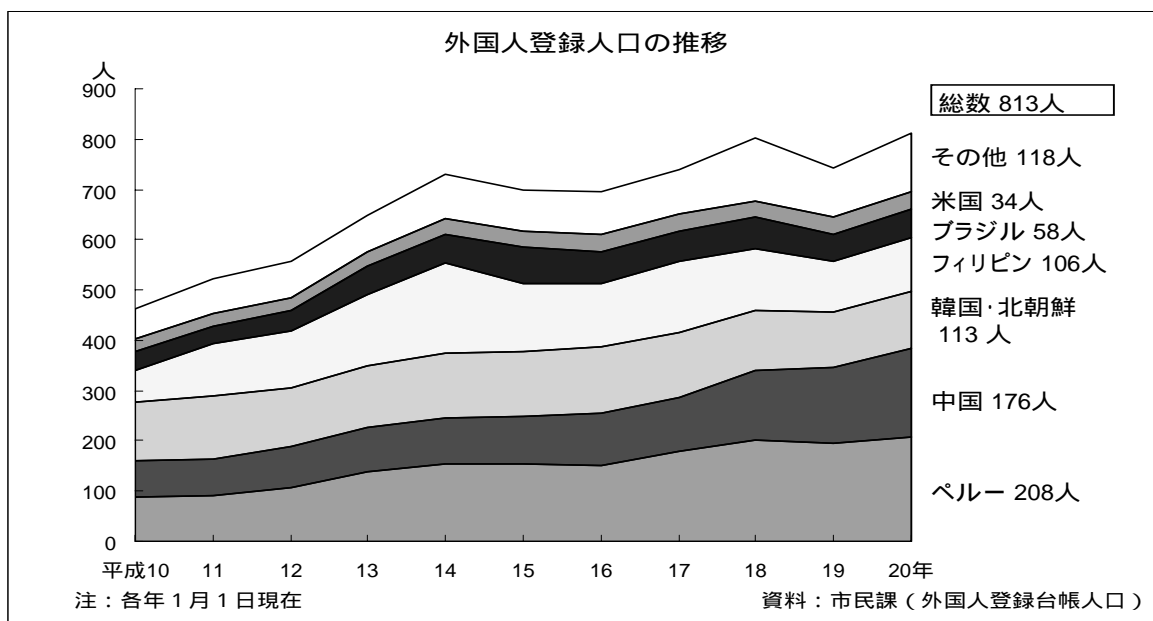
ひとり親世帯、外国人登録者の増加

子どものいる世帯の状況

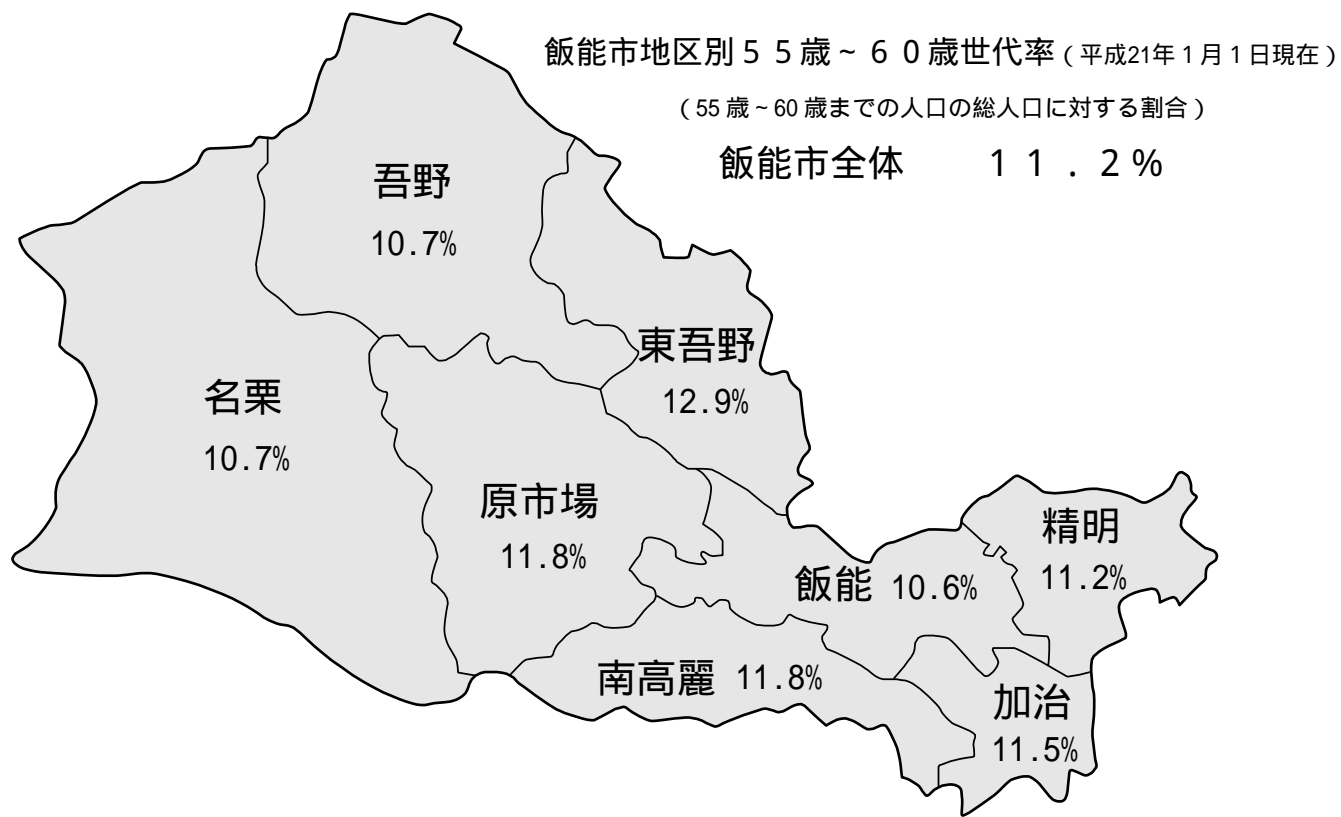
区分	実数(世帯)			構成比(%)		
	飯能市		埼玉県	飯能市		埼玉県
	平成12年	平成17年	平成17年	平成12年	平成17年	平成17年
一般世帯数	27,735	29,755	2,630,623	100.0	100.0	100.0
6歳未満親族のいる世帯	3,249	2,873	296,836	11.7	9.7	11.3
18歳未満親族のいる世帯	8,906	8,138	709,561	32.1	27.4	27.0
母子世帯	332	379	34,081	1.2	1.3	1.3
父子世帯	66	73	5,327	0.2	0.2	0.2

注：各年10月1日現在

資料：国勢調査



会社生活から地域の生活へ



(2) 市民調査から見た「私たちのふくし意識、ふくし活動」

私たちのふくしに対する意識やふくし活動への取り組みの現状について、「『地域福祉についての市民の実態と意識』に関する調査報告」(駿河台大学経済学部渡辺裕子准教授と飯能市による合同研究, 2007年)より一部編集の上、抜粋します。(詳細は資料編参照)

近隣での日常的な助けあい

近所の人に手助けを頼めるかについて、「頼めない」という回答は、「外出中の子どもの預かり(57%)」「病気で寝込んだときの買物(56%)」「不在時の植物の世話(55%)」では過半数を超えていました。また「外出時の車への同乗(47%)」は山間地区では比較的、助けあいがなされているものの、全体としては頼みにくいようでした。従来、近隣で相互扶助として行われていた行為について、今後は地域の中でシステムを作っていく必要があるといえます。

地域での活動

地域活動、余暇活動について、「すでにしている」という回答は、「自治会の行事や活動(29%)」や「地域の清掃やリサイクル(28%)」では比較的多く、「公民館などでの講座(15%)」がこれに次いでいました。しかし、「無償の福祉ボランティア(10%)」「有償の福祉活動(2%)」は1割以下で、福祉分野での活動を広げていくためには、地縁的組織との連携や公民館などの拠点を活用する仕組みが必要です。

地域福祉に関する知識

地域福祉に関する知識について、「1.よく知っている+2.ある程度知っている」は、「民生委員(57%)」「福祉事務所(39%)」でした。生活上、困っている問題を抱えていてもどこに相談したらよいかわからない、という現状があるように思われます。また「NPO法人(32%)」や「社会福祉協議会(26%)」ではさらに低く、民間福祉部門における地域福祉の担い手の存在については、あまり認知されていないようでした。

福祉サービスの必要性が生じた場合に頼みたい機関や人

「高齢で一人暮らしになった場合の安否確認」「介護・介助が必要になった場合の外出時の移動」「一時的な子どもの預かり」など、手助けや福祉サービスの必要性が生じた場合に、公的機関や社会福祉法人に頼みたいとする回答は、7割以上に上っていました。一方、NPO法人などについては認知度が低いこともあって、3~4割にとどまっていました。

地域福祉活動への参加意向

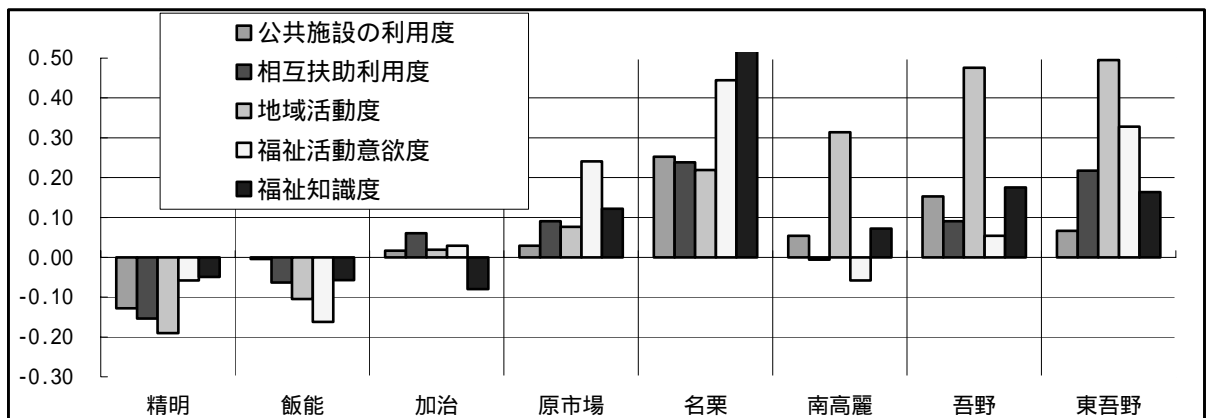
地域福祉活動への参加意向について、「1.参加する + 2.頼まれれば参加する」は、「子どもの見守り(防犯)活動(85%)」や「一人暮らし高齢者の声かけ訪問(80%)」では多く、多くの市民を巻き込んでの地域での活動が可能であるように思われます。一方、「障害者施設での交流ボランティア(63%)」や「行事開催中の保育ボランティア(63%)」は参加意向がやや低く、どちらかという、テーマ別のボランティア団体によって担われることが適当と考えられます。

8つの地区別の福祉力

調査結果をもとに「相互扶助利用度」「地域活動度」「福祉活動意欲度」「福祉知識度」「公共施設の利用度」の指標を作成しました(市の全体平均点が0点)

飯能市内の地区別福祉力

左から右へ「地域活動度」の低い順



これによると、飯能市内には大きく分けると次の ~ の5タイプの地区があることがわかります。

- ・ 市平均を下回る地区 - 精明・飯能
- ・ 市の平均的な地区 - 加治
- ・ 相対的に「福祉活動意欲度」が高い地区 - 原市場
- ・ 相対的に「地域活動度」が高い地区 - 南高麗・吾野
- ・ 「福祉活動意欲度」が高く、またバランスが取れている地区 - 名栗・東吾野

この結果は、全体としての高低の評価だけでなく、各地区には異なる課題があることを示唆しています。例えばタイプ A は、地縁的活動は盛んであるけれども、相対的に福祉分野での活動が弱い地区といえます。一方、タイプ B は他の指標ではほぼ市平均であるにもかかわらず、福祉志向が強いことが示されています。これは 地区社協の活動の成果と考えられるでしょう。また、タイプ C は5つの指標のバランスが取れていますが、社会福祉協議会の事務所が置かれている地区があります。これらのことから、各地区における拠点づくりの重要性がわかります。

第2章

私たちの地域福祉の考え方

- 1 計画の全体像
- 2 私たちが目指す地域福祉の姿
- 3 地域福祉の進め方

1 計画の全体像

飯能市地域福祉計画 第二次飯能市地域福祉活動計画

～ はんのう ふくしの森プラン ～



私たちの地域福祉の考え方

あなたと、わたしと ～市民参加・連携・協働～
あなたも、わたしも ～人権の尊重・認めあい～
あなたが、わたしが ～いきいき・安心～

2 私たちが目指す地域福祉の姿

市民一人ひとりの違いをお互いに受け入れ、誰もが社会参加し、いきいきと、その人らしい暮らしを送ることができること、“ふだんのくらしのしあわせ”“みんなのしあわせ わたしのしあわせ”を実感できること。

私たちみんなで、そのような暮らし、地域をつくっていききたいと考えます。



【私たちの地域福祉の考え方】

あなたと、わたしと ～市民参加・連携・協働～

あなたも、わたしも ～人権の尊重・認めあい～

あなたが、わたしが ～いきいき・安心～

【私たちの地域福祉の取り組み方】

“ふだんのくらしのしあわせ”“みんなのしあわせ わたしのしあわせ”をめざし、次の取り組み方を基本に進めていきます。

つながりあう

飯能市の地域福祉を進めるために、市民と市民が、市民と市が、市民と社協が、市と社協が、それぞれ、つながりあい、ともに取り組んでいくことが必要です。

学びあう

飯能市の地域福祉を進めるために、市民と市と社協が、それぞれの立場で学びあうことで、様々な課題に気づき、共有し、お互いを理解しあうことが必要です。

支えあう

誰もが誰かに支えられて生活をしています。また、誰もが誰かを支える力があります。そんな『支えあい』の気持ちと仕組みが、飯能市の地域福祉を進めるためには必要です。

【それぞれの役割】

市民の役割

制度による福祉サービス（公助）や支えあいの仕組み（共助）などを、安心して活用できるよう学びます。

様々な支援を活用しながら、その人らしく、いきいきと暮らします。

支援を受ける側だけでなく、支える側にもなります。

福祉について、身近なこととして関心を持ちます。

それぞれのよいところを生かし、それぞれの立場でできることに取り組みます。

人も団体も、それぞれを認めあい、つながりあいます。

ふくし懇談会などに積極的に参加します。

市の役割

市民の視点で、制度のあり方や組織のあり方を見つめ直し、市民の生活課題解決のために、柔軟かつ横断的に取り組みます。

地域福祉活動が積極的に取り組まれ、新たな支えあいの福祉が進むよう、活動に対する財政的な支援や情報の提供・共有、社協の機能強化など環境や条件の整備を行います。

市民が取り組む活動に関心を持ち、時にはともに活動するなど、新たな協働の形を築きます。

公的制度の充実や改善について、国、県等に働きかけます。

社会福祉協議会の役割

地域福祉を担う団体として培ってきた様々な団体との関係やノウハウを活かし、市民とともに新たな支えあいの福祉づくりを進めます。

市民の想いを受け止め、共に活動し、支えあいの仕組みをつくります。

民間活動だけでは、解決することのできないものについては、市民の立場に立って、市に積極的に働きかけます。

【計画の愛称】

飯能市は豊かな森に囲まれています。その森はいろいろな姿を持っています。動物や植物が暮らす場、水や空気をきれいにする働き。

森には太陽の光だけでなく雨も必要です。

飯能市には多様な地域があり、いろいろな人が生活しています。それぞれの地域にはよいところがたくさんあり、それぞれの人にもよいところがたくさんあります。

森や自然を誇りにし、大切にすることと同じように、それぞれの地域を、それぞれの人を大切にしていける。わたしたちは、そんな想いをこめて、この計画を

「はんのう ふくしの森プラン」と呼びます。

3 地域福祉の進め方

【計画の期間】

(年度)

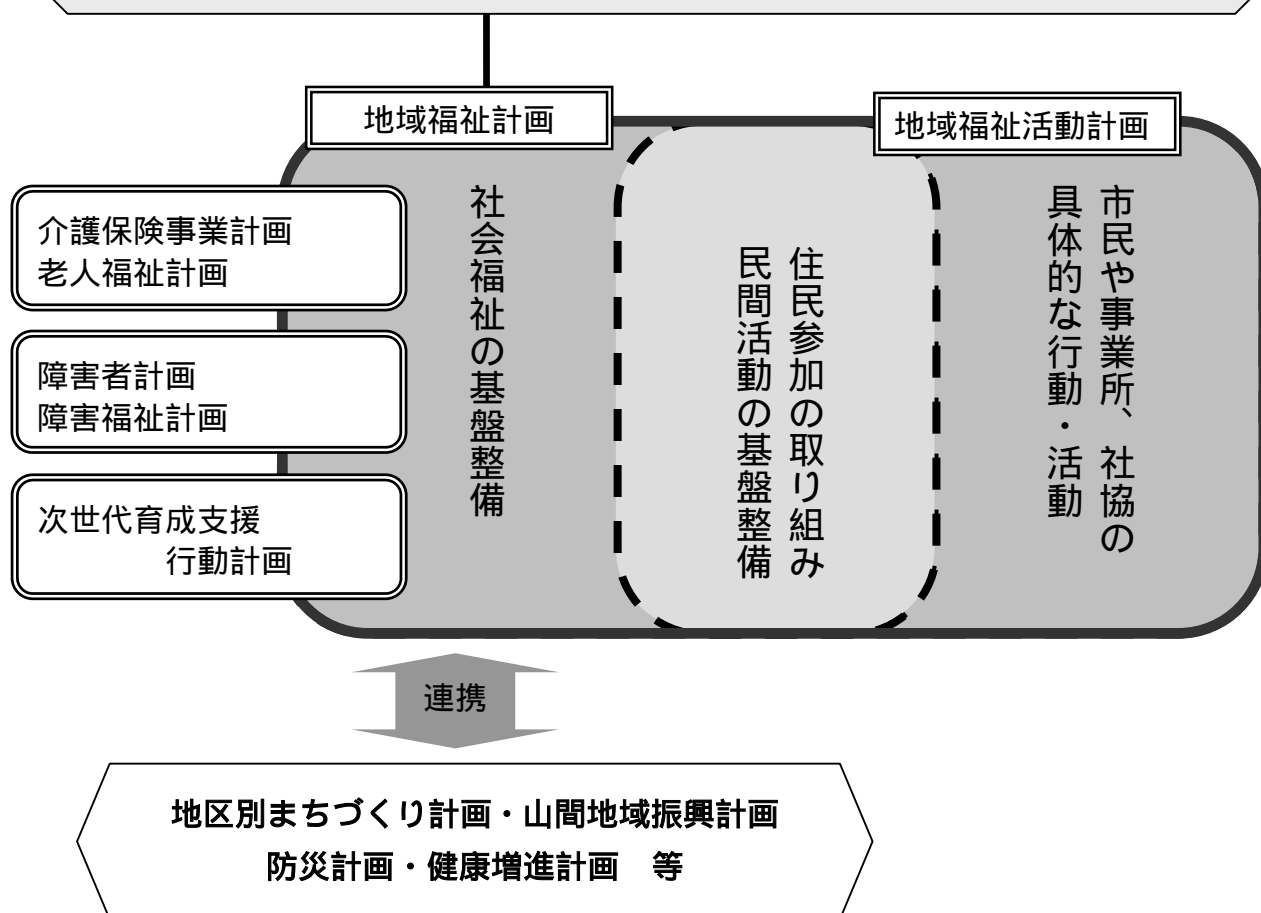
計画内容	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
地域福祉(社会福祉課) 地域福祉計画																				
地域福祉(社会福祉協議会) 地域福祉活動計画																				
総合計画(政策企画課) 総合振興計画																				
介護保険・高齢者福祉(介護福祉課) 介護保険事業計画・老人福祉計画																				
障害者福祉(障害者福祉課) 障害者計画 障害福祉計画																				
子育て・児童福祉(子ども家庭課) 次世代育成支援行動計画 (エンゼルプラン・母子保健福祉計画)																				

【計画の位置づけ】

第4次飯能市総合振興計画 「共に創る 人と緑かがやくまち」

《まちづくり基本目標》

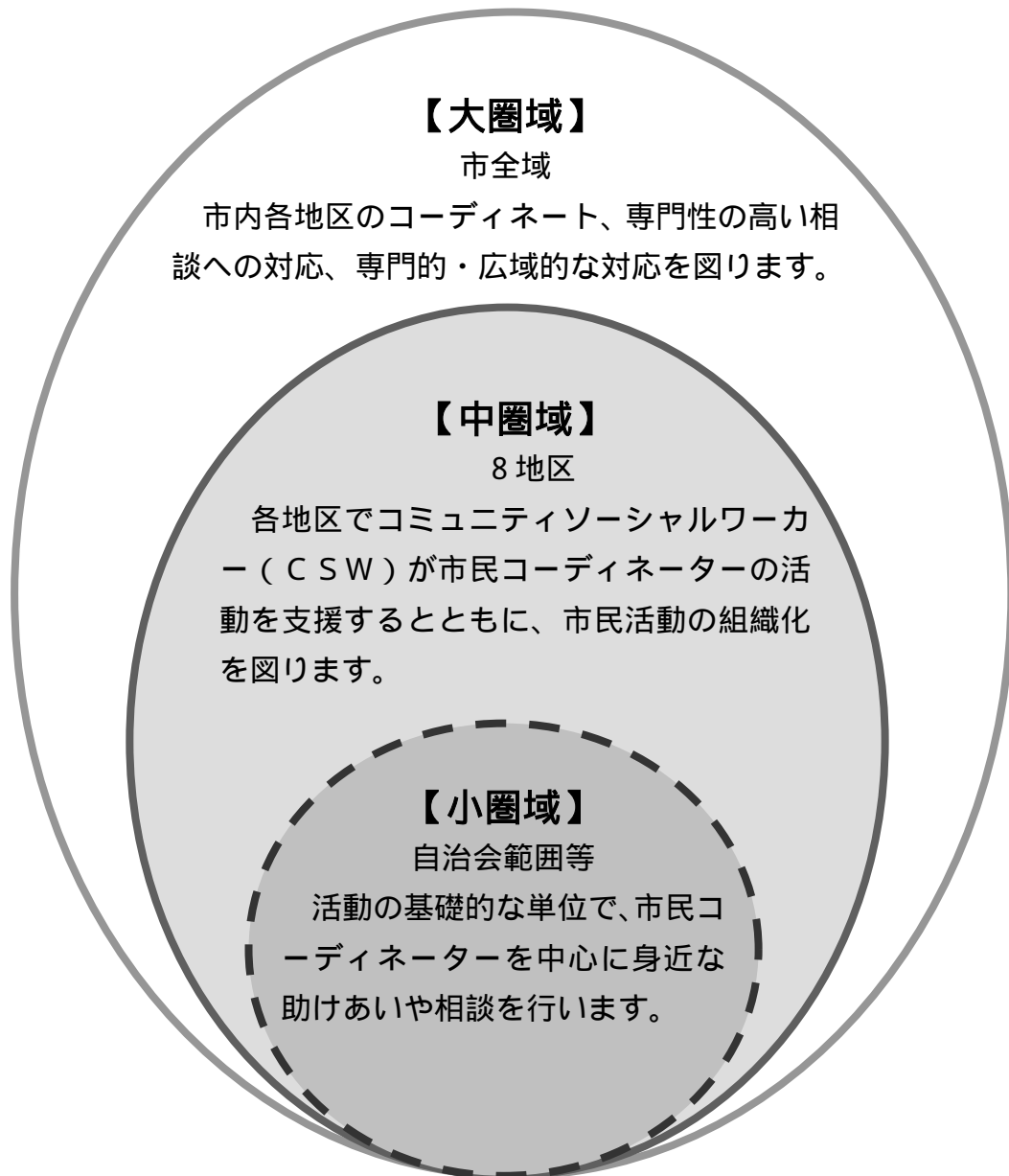
1. 豊かな自然と共生する環境にやさしいまち
2. 安心して暮らせる福祉と健康のまち
3. 心豊かで創造性あふれる人と文化が育つまち
4. 賑わいと活力を創造するまち
5. 協働による自主・自立のまち



【圏域の考え方】

地域福祉を進めていくためには、市全体で取り組むこと、市内各地区で取り組むこと、市民が暮らす身近な地区で取り組むことなど、それぞれのエリアに応じた体制を整備し、効果的な活動を図ることが必要です。

そのために、3つの圏域を設定し、それぞれの圏域に応じた機能、体制を整備していくこととします。

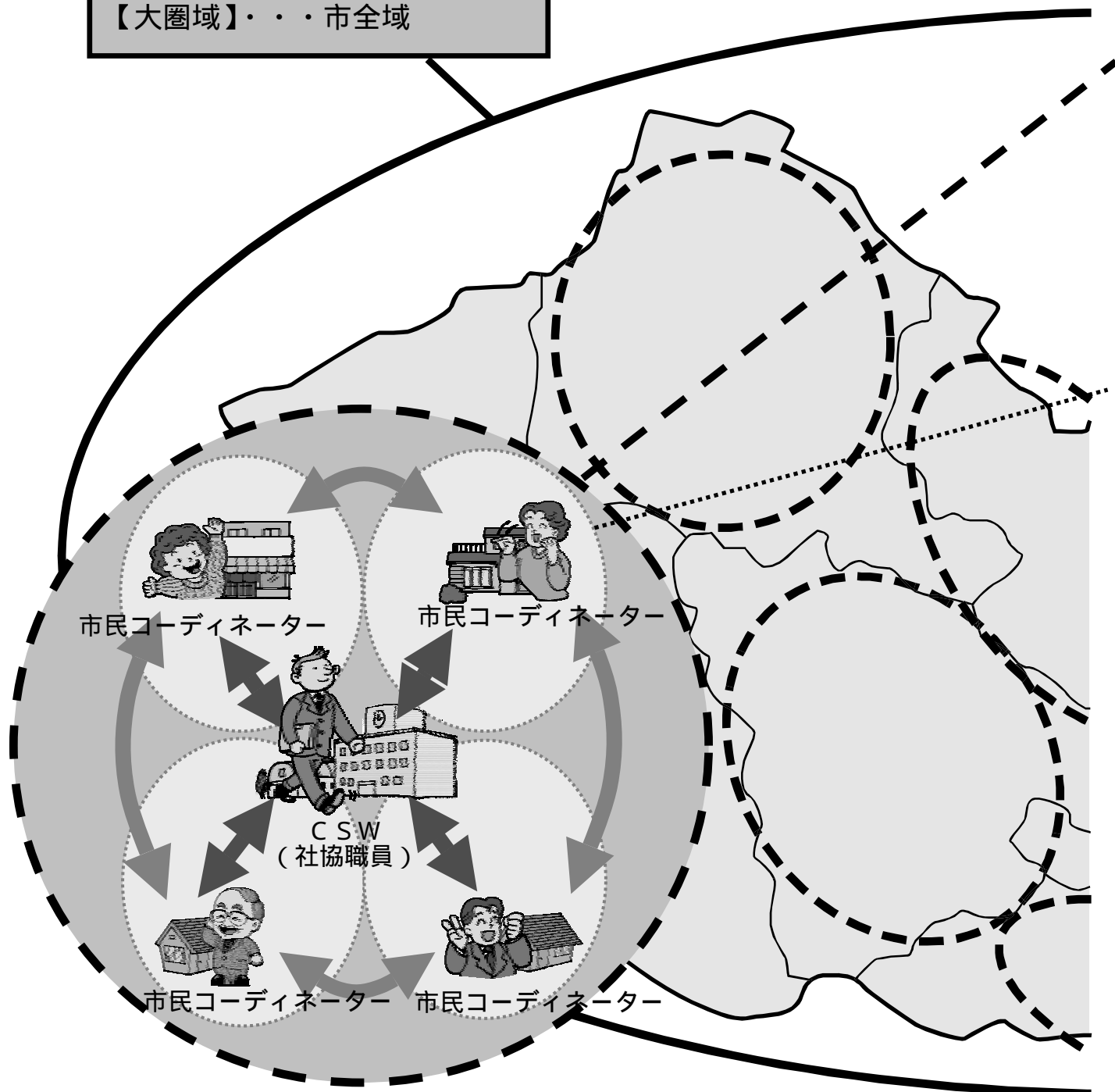


8地区 飯能、精明、加治、南高麗、吾野、東吾野、原市場、名栗を基本としますが、自治会連合会各支部の状況等、各地区の実状に合わせて活動範囲を設定します。

【計画の核のイメージ】

「みんなのしあわせ わたしのしあわせ」の実現を目指す私たちの地域福祉。
私たちのこれまでの様々な活動を振り返ることで、各地域において活動や交流
を行うための「拠点」と、それらを支援するための「コーディネーター」が
必要であることがわかりました。「拠点」と「コーディネーター」が各地域に
できていくことで、支えあいの仕組みができていきます。

【大圏域】・・・市全域



【中圏域】・・・8地区



活動・交流の拠点

地区ごとに支えあいのまちづくりを進めるためには、人が集い、学び、話しあう場があり、それを支援する職員が必要です。そのような活動・交流の拠点には、公民館や学校の余裕教室などの公共施設の活用が考えられます。



CSW (社協職員)

市民コーディネーターと連携して進める、地区ごとの支えあいの仕組みづくりや市などへのつなぎ役を担う者として、社会福祉士等の専門資格を有する社協の職員が、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)として各地区を担当します。

【小圏域】・・・自治会範囲等



活動・交流の拠点

身近な地域に、誰でも立ち寄り、交流し、情報が得られ、また気軽に相談できるような活動・交流の拠点が必要です。その拠点は、自治会館や空き家、空き店舗、様々な資源が考えられます。



市民コーディネーター

その拠点を活用して、様々な人と活動をつなぎ、身近な生活の範囲での助けあいを支える、地域のこと、専門職のことをよく知る、市民コーディネーターが必要です。市民コーディネーターは福祉活動協力員などがその担い手として考えられます。

- コミュニティソーシャルワーカー
社協職員が各地区を担当し、以下の業務を行う専門職
- 住民活動のコーディネート
 - 地域福祉計画・地域福祉活動計画の推進
 - 支援を必要とする人の見守り
 - 地域ネットワークの体制づくり
 - 相談支援(困難事例の対応)
 - 地域の課題発見 等

第3章

私たちが取り組むこと

テーマ別目標 1 お互いを知りあう・分かりあう機会をつくろう

テーマ別目標 2 暮らしやすい移動・交通の仕組みをつくろう

テーマ別目標 3 地区ごとの支えあいの仕組みをつくろう

テーマ別目標 4 安心して暮らせる仕組みをつくろう

テーマ別目標 5 協働の仕組みをつくろう

お互いを知りあう・分かりあう機会をつくろう

市民の声《地区別ふくし懇談会》

子どもが小さい頃、お隣が子どもをお風呂に入れてくれたりした。助けあいのコミュニティが必要。
この地区懇談会はざっくばらんに話ができて有意義。今までの会議は枠組があり、発言しづかった。
児童クラブの人とのふれあいで、地域とのつながりが広がった。
台湾から移住した。地域との交流がなく、地域のしきたりなどが分からず不安。地域の人にいろいろと教えてほしい。
学校、自治会、民生委員児童委員、ボランティアの協力で、子どもと高齢者の交流の機会をつくる必要がある。

たくさんできた野菜を持ち寄って、自治会館を利用して配っている。自治会で周知し、人が集まり、よい交流の機会になっている。
無関心で、自分のこととして考えられない。
お茶飲みの誘い、お互い様の心がある。
様子をつかめない人との関わりは難しい。
今の家の造りは、カーテンを閉めていて、インターホンもあり、気軽に声をかけづらい。
あいさつができる子どもが多い。
花づくりを通じて、高齢者と中学生の交流を行ったらどうか。

あいさつをしない人が多くなった。
新旧の人の交流が少なく、地域の集まりの参加も少ない。
地域福祉の第一歩は、隣近所の信頼関係から。
お互いの顔を覚えることからはじめ、活動につなげていくとよい。しかし、子どもたちと接する機会が少なく、顔を覚えられない。
「いきいき原市場まつり」に中学生が積極的に参加していることがよい。
中学生が行き交うとあいさつをしてくれる。
単身の高齢者が、自治会の役を担えないという理由で自治会を脱会する例がある。

ライフスタイルの変化から、地域の人が集まりにくくなったため、地域のつながりが希薄になってきている。
隣組が残っているのは慣習だが、個人情報の問題があり、どこまで介入してよいか分からない。
消防団員など、若い人も含めた絆がある。
地域の話しあいができる場がつけるとよい。
間野黒指の「お散歩マーケット」。新旧住民がうまく交流している。
福祉について今まであまり考えてこなかった。懇談会を機会に考えていきたい。

地区別ふくし懇談会に
寄せられた意見



市民と市、また地域間のコミュニケーションが大事。
近所づきあいがよい。
お年寄り同士の仲がよく、お互いの状況が分かりあえている。
隣の人も、家族内でさえも何を考えているのか分からないようになった。
少子化で子どもたちの交流が少ない。
核家族化で、高齢者のひとり暮らしが増えている。

アパート、マンションの住民と交流がない。
隣組との交流がない。
飯能まつりは地域のコミュニケーションのよい機会。
隣近所のコミュニケーションがよく、犯罪も未然に防げているのでは。
地域が障害のある人、高齢者、子どもに対して気にかけることで、犯罪を防げるのでは。

地域福祉に無関心な人の意向をどう吸い上げるか。
今後の課題。
高齢者のみの世帯が増加している。周囲の関わり方も難しい。
地域でのコミュニケーションが希薄になるのが心配。
各団体の協力で盆踊りを実施。よい交流の機会になっている。
登下校の児童の見守りを行っている。児童から感謝の手紙をもらい、感激した。
他人に迷惑はかけられないという意識が強い。

お祭り等の地域のイベントを通じて、コミュニティの場を活性化させる必要がある。
自治会役員や民生委員児童委員のなり手がいない。
地域住民同士のつながりは重要。
隣近所に住んでいる人の状況が分からない。
地域の福祉施設で生徒が交流している。福祉に対する意識が確実に根付いている。
イベントも高齢化が進んで維持が困難。

吾野

精明

飯能

高麗

加治



市民の声 《市民懇話会、その他》

《市民懇話会》

あいさつで相手の存在も確認できる。お年寄りがいればそれが見守りになる。それが第一歩として、いろいろなことにつながるのでは。広く浅くした付き合いから関わり、深くなっていけばいい。まず、あいさつ。

市内に農地が余っている。有効活用できないか。

畑を通じて、高齢者と子ども（世代間）の交流ができる。

今までは地域の人が福祉のことなどを学ぶ機会は少なかったと思われる。これからは学ぶ機会をつくるには、どうすべきかを考える必要もある。

《ボランティア・市民活動団体懇談会》

車社会となり、人と人が行き交うことが少なくなり、お辞儀をしなくてもよい社会になった。メールもそう。

飯能のいま。そして、これから。

あいさつは、人と人がつながることのはじめの一步。気持ちよくあいさつする子ども、その反面、あいさつをしない人が多くなったという声も聞かれます。あいさつすることは、隣近所の見守りになり、またそこから、ふだんのくらしの支えあいの様々なことにつながっていくことが期待されます。

地域福祉を進めていくためには、多くの人が福祉活動に関心を持つことが大切です。福祉とは何か特別なことではなく、誰にでも関わる身近なもの、そして誰もが取り組むことができるということを学ぶ機会を、様々な場を活用しながらつくっていくことが求められています。

この計画を策定する過程で開催された「地区別ふくし懇談会」を通じて、様々な人たちが交わり、福祉について考えることができました。今後もこのような機会を市内各地区で継承・発展させていくことが必要です。

わたしたちが目指すこと

あいさつが自然に交わされ、身近な助けあいが生まれている
“ふくし”を身近なこととして感じられる機会がつけられている
各地区で市民主体の「地区別ふくし懇談会」が継続して開催されている

これから取り組むこと

1 あいさつからはじめる、助けあいのコミュニティづくり

(1) 自然に“あいさつ”が交わされるまちをつくろう

“あいさつ”は、お互いが知りあい、コミュニケーションを図る第一歩として重要です。また、あいさつから体調の変化に気づいたり、ちょっとした助けあいがはじまったりと大きな力を持っています。しかしながら、コミュニケーションの障害があるなど、様々な背景が個々にはあることから“あいさつ運動”などと強要するようなものではありません。自然に、身近なところであいさつが交わせる地域づくりを目指します。

市民の役割	日ごろからあいさつを心がけ、だれもが地域活動に参加しやすい雰囲気づくりを行います。
市の役割	市の各種事業で、あいさつに取り組めます。
社会福祉協議会の役割	学校、社協が行う福祉教育の一環で、『あいさつの力』に関する授業に取り組めます。

トピック 『あいさつの力』イベントの開催～市民懇話会からの提言～

自然とあいさつをしたくなるような、あいさつが持つ力を表現した言葉、エピソードを募集し、あらゆる人が目にする機会をつくれます。

**愛媛県松山市で行われた『だからことば 大募集』イベントを参考
『恋し、結婚し、母になったこの街で、おばあちゃんになりたい』**

市民の役割...市民企画型『つながる・広がる 自然なあいさつ(仮)』イベントを開催します。

市の役割...「広報はんのう」等で、呼びかけ、発表等に協力します。

社会福祉協議会の役割...赤い羽根共同募金配分金を活用した財政的支援を行います。

2 “ふくし”を身近なものとして考える機会づくり

(1) 地域における福祉教育を推進しよう

地域住民が地域の生活課題に気づき、学ぶ過程は、“ふくし”をより身近に感じ、地域福祉活動の参加、取り組みへつながっていきます。そこで、福祉教育・ボランティア学習推進員を中心に、地域ごとに交流や学習の機会をつくり、多くの人に地域福祉に関心を持っていただく機会をつくります。

市民の役割	福祉教育・ボランティア学習推進員養成研修を積極的に受講します。 地区社協等の活動を通じて、福祉教育・ボランティア学習推進員を中心に ワークショップ方式を活用した福祉教育活動に取り組みます。
市の役割	市民への情報提供、参加の呼びかけを行います。
社会福祉協議会の役割	福祉教育・ボランティア学習推進員の養成を進めます。 福祉教育・ボランティア学習推進員連絡会議の活性化を図ります。 地区社協等で取り組む福祉教育活動への事例等の情報提供や調整等を行います。

(2) 学校等における福祉教育を推進しよう・幼少期からともにふれあう機会をつくろう

“排除のない地域づくり”のため、“多様性を認めあう”ことが必要です。そのために、幼少期や学童期から、いろいろな人とふれあう機会をつくれるよう、学校等における福祉教育を推進します。

市民の役割	福祉教育・ボランティア学習推進員が、学校で取り組む福祉教育活動を支援します。 社会福祉関係事業所は、学校等で取り組む福祉教育の機会に積極的に協力し、子どもたちとのふれあいの機会をつくれます。
市の役割	学校等は、社協と連携して福祉教育活動に取り組みます。
社会福祉協議会の役割	学校等が取り組む福祉教育活動に対して、積極的にプログラムの提供、活動のための調整を行います。 「社会福祉協力校・ボランティア推進校事業」の対象を、保育所・幼稚園まで広げます。

(3) いろいろな立場の人が自己表現できる機会をつくろう

介護や子育て、障害についての理解を深めるため、当事者や当事者の家族が、自らの経験や想いを、様々な人に伝える機会をつくれます。

市民の役割	当事者や当事者の家族が、自らの経験や想いを積極的に伝えていきます。
市の役割	「広報はんのう」を通して、当事者や当事者の家族の想いを伝える機会をつくれます。 学校等における福祉教育の実践を通じて、児童・生徒に当事者や当事者の家族の想いを伝える機会をつくれます。
社会福祉協議会の役割	この取り組みへの協力者を募り、リストを作成します。 協力者リストを活用し、市民や市で行う取り組みのための調整を行います。

(4) 身近な場所で、様々な人がふれあう機会をつくろう

地域にはあらゆる年代の多様な人が生活しています。中には、生活していく上で何らかのハンディを抱えている人も多く生活しています。『排除のない地域づくり』を目指し、誰もが地域生活をしている一員として認めあうため、身近な場所で、様々な人がふれあう機会をつくりま

市民の役割	地域活動団体の活動を通じて、高齢者や障害者、乳幼児、妊産婦、外国籍の人など、誰もが参加できる交流の機会、イベントを開催します。		
市の役割	<p>地域活動団体の取り組みに対し、情報提供や人的支援を行います。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;"> <p>情報提供 先進事例・助成情報 専門知識</p> </td> <td style="width: 50%; border: none;"> <p>人的支援 ボランティアとして参加 できる環境づくり</p> </td> </tr> </table>	<p>情報提供 先進事例・助成情報 専門知識</p>	<p>人的支援 ボランティアとして参加 できる環境づくり</p>
<p>情報提供 先進事例・助成情報 専門知識</p>	<p>人的支援 ボランティアとして参加 できる環境づくり</p>		
社会福祉協議会の役割	赤い羽根共同募金を活用した財政的支援を行います。地区別担当職員が、実施のための情報提供や調整等を行います。		



トピック “農” コミュニティ ~ 市民懇話会からの提言 ~

畑にいと、自然にいろいろな人が声をかけてくれます。自然な支えあい
が生まれます。田畑や林業を活用した屋外型の常設ふれあいいいきいきサロ
ンを、モデル事業として実施を提案します。

市の役割...農地活用に向け、法制度の活用を検討・調整します。
社会福祉協議会の役割...農コミュニティへのモデル事業としての取り組み
を行います。

3

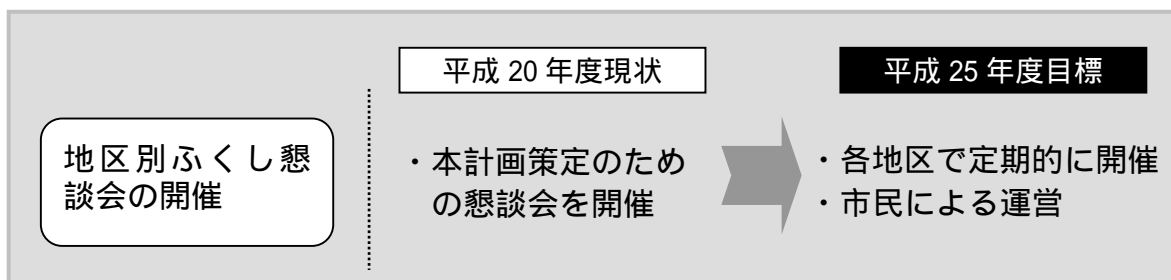
地区別ふくし懇談会の開催

(1) 地区別ふくし懇談会を開こう

市民、市、社協が、お互いを知りあい、また地域の生活課題を共有し、様々な人や団体がつながりあう第一歩として、地区別ふくし懇談会を定期的を開催します。

市民の役割	市、社協と協働で、地区別ふくし懇談会を開催します。積極的に地区別ふくし懇談会に参加します。またあらゆる人が参加できるよう、積極的に参加を呼びかけます。地域に関わる組織、人材等が積極的に参画します。
市の役割	市民、社協と協働で、地区別ふくし懇談会を開催します。全庁的に関わり、参加し、そこで寄せられた意見、生活課題の解決については、部署を超え、横断的に取り組みます。 山間地域振興計画等の各地区で行う懇談会等も、できる限り合同開催するよう努めます。
社会福祉協議会の役割	市民、市と協働で、地区別ふくし懇談会を開催します。地区別担当職員が、それぞれの団体や、市等との連絡、調整を行います。 すべての所属職員がいずれかの地区を担当し、開催に向けたプロセスを共有します。また、寄せられた意見、生活課題を、事業に活かします。

評価の指標



協働で取り組んでいくこと



暮らしやすい移動・交通の仕組みをつくろう

市民の声《地区別ふくし懇談会》

鉄道、国道が通っていることは地域の強み。
送迎のボランティアが充実するよう、補償制度について充実してほしい。
隣近所の車に乗るのは、保険の問題もある。交通手段について何らかのことを考えていく必要がある。
買い物にいくための車の運行を希望する。
医療費より、医療機関に行くための交通費の方が高い。
先々、車の運転ができなくなったら、暮らしていけるか不安。
交通問題について、市が検討のための扉さえ閉じてしまっている。早急な解決は困難なことは承知しているが、検討のための扉は開いてほしい。
スクールバスの有効活用を検討してほしい。
市立病院を存続し、病院までの送迎を実施してほしい。

高校生の通学のためのバス代が高い。
引き売りもあるが、引き売りの場所まで行けない。
診療所への通院も、帰りのバスが少なく大変。
地元の商店とタイアップして、サロンの会場で引き売りをしたらどうか。
車通勤の人が多いが、通学の子どもの相乗りなどできないか。
運転ボランティアが少なく、活動を広げることができない。
買い物に運転ボランティアを頼みたい。
気軽には運転を頼めない。

通勤通学に大変不便。バス代が高く、本数も少ない。
医療機関、公共施設、買い物をする場所が無く不便。
コミュニティバスがあれば、車に乗れなくても用事を済ますことができる。
中藤地区はバスの運行本数が少なく、バス停までも行けない高齢者も多い。
地区社協では、ボランティアを中心に交通問題に取り組めないかと検討したが、運送業法等の絡みもある。そういうものを組織化できれば。

駅周辺の駐車場を地区で借り入れ、南高麗割引で借りられるようにすれば、若い人が家から通勤できるようになるのでは。
高齢者が増えているが、市内へ出かける交通手段がない。バスはあるが本数が少ない。小型バスでよいので、本数を多く運行してほしい。
スクールバスを地域の人も利用できるようにしてほしい。

地区別ふくし懇談会に 寄せられた意見



駅が近くにあり、通勤、通学に便利。
国道の交通量が多く、事故が多い。

NPO法人を立ち上げ、通院、買い物など外出サポートを行っていくという考え方もある。市立病院への通院も含めて移動が一番の問題。全てが不便。郵便局、交番、農協も統廃合され、買い物ができる場所もない。東吾野は病院への通院、買い物など、必要な外出が困難な状況。また年金があっても、金融機関まで行けない。市全体を網羅できるような交通手段を考えてほしい。スクールバスの有効活用なども。

どの地区も交通の問題で困っている。引き売りの復活も必要では。交通手段を確保できないと、家に閉じこもってしまう。ボランティアで近所のお年寄りの送迎をするにも、事故のことを考えるとなかなかやることができない。8人乗り程度の福祉タクシーを導入し、地域の足として活用してはどうか。ボランティアや有償の組織をつかって運営を。お茶飲み会を実施しているが、交通手段がないのが問題だ。福祉センターのバスの利用者が少ない。小さいバスに変更するなどの工夫や、センター利用者以外も乗車できるようにしてほしい。

国道299号バイパスの交通量が多く、通学が危険だとの理由で転居した家族もある。国道299号バイパスを渡らないと買い物に行けない。信号・横断歩道が少なく、特に高齢者にとっては不便だ。高齢化が進み、買い物、通院も交通手段がないとままならない。路線バスの運行回数が減り、高齢者の買い物に影響が出ている。

高齢者の交通手段が少なく不便だ。対策を市として考えてもらいたい。子どもの通学路が危ない。大型のダンプがよく通る。対応が必要。川寺地区は狭い路地が多く、事故の危険度が高い。速度を20~30kmに制限してほしい。





市民の声 《市民懇話会、その他》

《市民懇話会》

循環バスがあれば便利だが、費用面を考えると難しい。

ボランティアによる移送サービスには限界がある。

過疎地有償運送や、デマンド方式の乗りあいタクシーなども検討する必要がある。

公共交通機関の路線などの見直しも必要。

福祉センターのバスを有効活用できないか。

将来的にインターネットを活用して、宅配や移送サービスなどの予約などができるシステムもあったらよい。

《ボランティア・市民活動団体懇談会》

買い物や通院のための移送サービスがあったらよい。

福祉センターのバスを有効に使わせてほしい。

飯能市は山間地域が多いので、団体が自由に使える車がほしい。(ふれあいいいきサロンや食事会などの送迎)

飯能のいま。そして、これから。

日ごろの暮らしの中で、買い物や通勤、通学、通院など、移動・交通の問題は市内各地区から挙げられており、今後さらに高齢化が進むと見込まれる中で重要な課題となっています。既存の公共交通機関の一層の充実とともに、市内各地区の実状に合わせた新たな移動・交通システムを、地域ぐるみで検討し、進めていく必要があります。

移送ボランティアの活動が行われていますが、担い手の確保等に苦労しています。今後も身近な地域の重要な活動として、市民が積極的に参加していくことが期待されます。

外出が困難な人も、自宅にいながら生活ニーズを満たすことができるよう、宅配サービスや医療機関の送迎など地域の様々な事業、活動等の情報を収集し、活用できるようにしていくことも効果的です。

わたしたちが目指すこと

各地区の実状に合った移動・交通のシステムがつくられている
市民同士の助けあい、支えあいで、外出の不便を感じない

これから取り組むこと

1 新たな移動・交通システムの検討

(1) 移動・交通問題のプロジェクトチームを立ち上げ、行動しよう

単身等の高齢者世帯が増加する中、従来の公共交通機関だけでは、買い物や通院に支障をきたし、住み慣れた場所で生活し続けることに不安があると、地区別ふくし懇談会、市民懇話会を通じて、多くのご意見をいただきました。

そこで、市民参画によるプロジェクトチームを設置し、

1. ニーズ調査の実施
2. 費用対効果の検証
3. 既存の交通システムの検証
4. 新たな交通システムの検討

を行います。

市民の役割	移動・交通問題プロジェクトチームへ参画します。
市の役割	移動・交通問題プロジェクトチームを設置します。 庁内の連携を図り、取り組みます。 地域公共交通会議の設置を検討します。
社会福祉協議会の役割	移動・交通問題プロジェクトチームへ参画します。

(2) 助けあいの移動システムをつくろう

より細やかな生活課題解決のために、支えあいの移動システムについても広めていくことが必要です。福祉有償運送活動の拡大、過疎地有償運送の導入について、検討・実施します。

市民の役割	NPO法人等で実施している福祉有償運送活動の充実に努めます。
市の役割	新たに福祉有償運送活動等に取り組む団体が、NPO法人化を希望する際には、その申請等について支援を行います。 過疎地有償運送運営協議会の設置について検討します。
社会福祉協議会の役割	ニーズに応じて、福祉有償運送の許可を取得し、必要な地域を限定して実施します。

(3) 移送ボランティアを育成しよう

現在、『飯能運転ボランティアグループ相輪』『運転ボランティア名栗の風』といった移送ボランティア活動がありますが、担い手不足のため、ニーズに十分応えられている状況ではありません。今後の活動の活性化のため、移送ボランティアの育成に努めます。

市民の役割	移送ボランティアなどの活動に積極的に参加します。
市の役割	市民への情報提供、参加の呼びかけを行います。
社会福祉協議会の役割	移送ボランティアの活動を、市民に広く知らせ、活動への参加を呼びかけます。また、ボランティア講座なども開催し、新たな担い手を育成します。 地区別ふくし懇談会などで、課題を共有し、新たなボランティアグループの設立について、呼びかけを行います。

2

自宅においてニーズを満たす方法

(1) 地区別の社会資源（宅配サービス、引き売り、医療機関の送迎情報）マップをつくろう

宅配サービスや商店の引き売り、医療機関の送迎などの従来からある社会資源を活かして生活課題を解決するため、社会資源マップを作成します。

市民の役割	<p>商店による宅配、医療機関の送迎等の民間サービスの情報を収集し、マップ作成に協力します。</p> <p>ニーズに応じて、ふれあいいいききサロン会場等への出張販売に協力します。</p>
市の役割	<p>宅配サービスを実施している商店などへの『彩の国福祉宣言店』への登録を促進します。</p> <p>ふれあいいいききサロン会場等への出張販売を、地域の商店に呼びかけます。</p>
社会福祉協議会の役割	<p>地域のボランティアと協力し社会資源マップを作成します。</p> <p>ふれあいいいききサロン会場等への出張販売を、地域の商店に呼びかけます。</p>

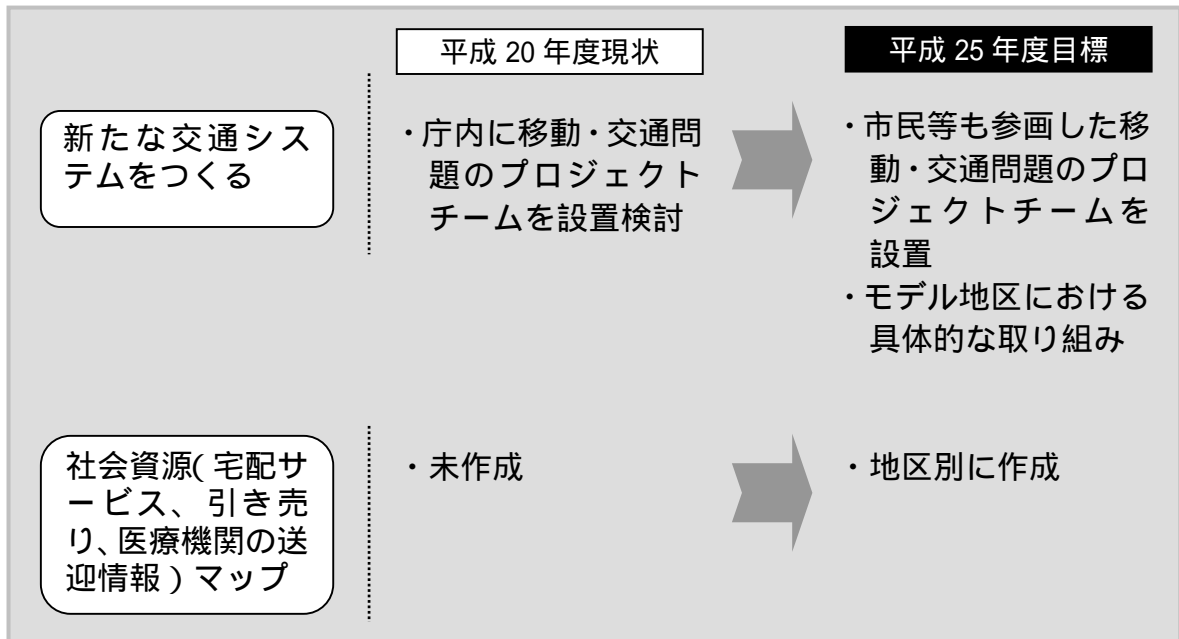
トピック 彩の国福祉宣言店

いつまでも住み慣れた地域で生活し、社会参加を継続できる地域づくりを推進する観点から誰もが利用しやすい、みんなにやさしい取り組みやサービスを提供する店舗等を広めることを目的とします。

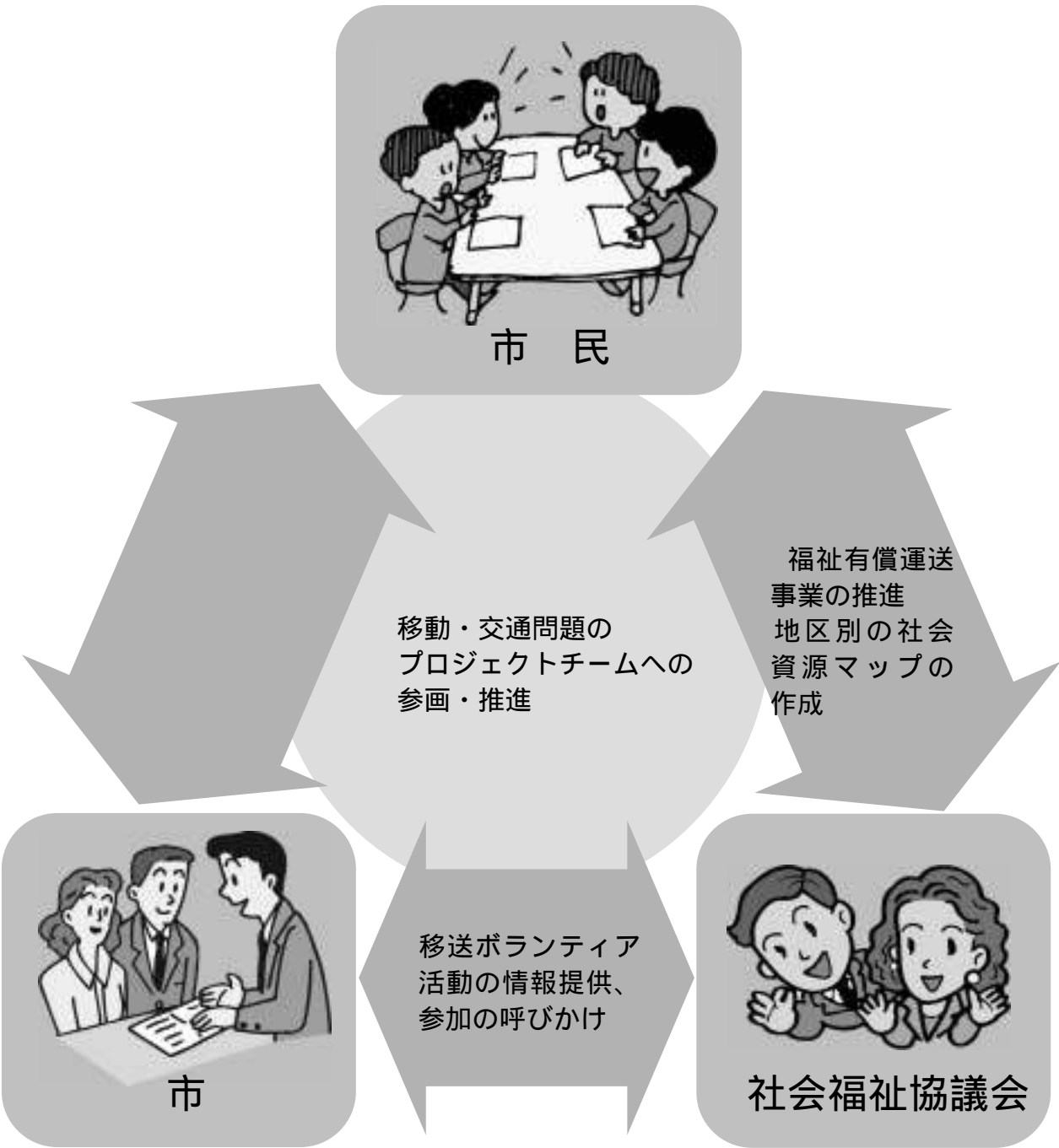
例えば、「高齢者・障害者割引を実施しています」、「託児スペースがあります」、「多機能トイレを設置しています」というように、福祉にかかる取り組み宣言を掲げる店舗等を「彩の国福祉宣言店」として登録します。登録店舗には宣言が記入されたステッカーを配り、店舗の窓やドアなどに貼っていただきます。



評価の指標



協働で取り組んでいくこと



地区ごとの支えあいの仕組みをつくろう

市民の声《地区別ふくし懇談会》

「老老介護」は、他人事ではない。地域の問題として整理する必要がある。

孤独死が問題になっているが、自治会、民生委員児童委員や体育協会など、各団体が協力して、地域の不安を解消していくべきだ。高齢者のごみの分別も、隣近所が関わることで、よくできるようになっている。

孤独死への対応のため、見守り、地域連携をマニュアル化すればよいのでは。

食事会を実施しているが、来られない人、来ない人への出張ボランティアのようなことができればよいと思う。

地域のつくった組織が、高齢化をケアできるようにしたい。つながりを増やしたい。

年をとっても住み続けられる環境をつくりたい。

家族を超えて、地域で問題を解決したい。

地元の商店とタイアップして、ふれあいいいききサロンの会場で引き売りをしたらどうか。

有償ボランティアの検討。お金を払ったほうが気が楽だ。

空き家を活用して、ルームシェアのようなことをしてみたら。

地域のために、子どもたちのために自ら何かをすることが大事。

地区社協で福祉ボランティアを募集したが、応募者はいなかった。有償の活動を検討する必要もある。

地域で小さなふれあいいいききサロンをやっている。人のつながりが生まれるので、各地域、小さい単位で増えていけばよい。

配食サービスをすごく楽しみにしている人がいる。回数をもう少し増やしてほしい。

ヘルパーの仕事をしているが、ゴミ出しが大変。朝8時までに行けないときは、自治会に了解を取り、前日出すことも。近所の人がかけて、出してあげられるようになればいいな。

外出できない高齢者がおり、何かあったときの対応が心配。

“静かな見守り活動”登録している人は私の自治会で3名。対象となるべき人はもっといるはずだが、見守る人が少なくなってきた。

防災訓練をきっかけに見守り活動を活発にすれば。

自主防災組織の訓練など出席率も高く協力的だが、一方で、孤立した高齢者がいるなどの問題もある。

防災・防犯組織を立ち上げたが、無関心からか協力してもらえない家庭が多い。



地区別ふくし懇談会に 寄せられた意見



引きこもりがちな高齢者の家が、ゴミ屋敷になりつつある。
子どもと離れて暮らしていると、振り込め詐欺にも遭いやすい。
除雪、除草、買い物、通院ができなくなる。
ふれあいいいききサロンなどで、介護保険の利用方法などを分かりあうなどすれば、将来に対する不安も解消できるのではないか。
定年後の人が活動に参加する仕組みをつくれれば、有償での活動も視野に入れながら。

ひとり暮らしの高齢者で、心を開かない人をどうするか。お互いに声をかけあい、支えあうボランティアを気軽にできれば。
災害時に備えて、要介護の人がどこにいるのか、情報提供をしてほしい。
中山にバイパスが開通し、その南側には商店がないため、高齢者の買い物が不便。
ひとり暮らしの高齢者が引きこもらないよう、市、社協に協力をお願いしたい。また、地域として対策を話しあうべきだ。
お年寄りだけでなく、子育て中のお母さんや子どもの交流の場「地域の茶の間」をつくる。
地域の見守り活動を強化する必要がある。
子どもを守る家を増やしてみようか。

高齢者でゴミの分別が困難な人、団地住まいで階段の昇降に苦労している人を見かける。
市が委嘱しているごみ減量推進員に、自治会などで多少手当を出して、分別の手伝いをお願いしては。
高齢者のみの世帯が増加し、周囲の関わりも難しい。
高齢者が張り切れる、子どもとふれあえる事業を実施してほしい。
何らかの不安を抱えている子どもも多いようだ。
外国人の人も、災害時のことを考えると、地区で取り組む必要がある。

「ふれあいいいききサロン」が立ち上がり、高齢者や障害者へのケアに対し、地域の関心が高い。
高齢者世帯が増加傾向にあり、特にひとり暮らしの人の生活が心配。
集会所でふれあいいいききサロンを開いている。今後、ひとりで引きこもっている人とどうつながりをつくるかが課題。
母子愛育班の仕事として、子どもだけでなく、高齢者への声かけ、見守りを行っている。ご近所から地域に広がっていけばよいと思う。





市民の声 《市民懇話会、その他》

《市民懇話会》

今までは、非常（災害）時のことを取り上げることが多かったが、医療面をはじめ、普段の暮らしの中での安心も大切であると思う。

地域の人が勉強してコーディネートする形をとり、自分達がやってもよいのではないだろうか。そして、地域の公民館や集会所を使ってやってみるのもよい。

集まれる場所の確保 = つながる仕組みにならないか。

地域のコーディネート役を増やす旗振りをするのも自治会の役割であると考えている。

自治会の中に、民生委員児童委員などをうまく組み合わせた基盤ができればよいと思う。

《ボランティア・市民活動団体懇談会》

無償で活動できる範囲は限定され、継続的活動が難しい。

幼稚園、保育所、小学校などの教育機関等と活動団体、自治会が連携し、地域課題に取り組むべき。その場合、歩ける距離がポイント。

地域に交流の場、情報の場が必要ではないか。

助けあい、つながりあいの仕組みがあるとよいのでは。

飯能のいま。そして、これから。

ごみの分別や階段の昇降が困難な高齢者、子育て中の人、様々な悩みごとを抱えている子どもなど、地域の人たちが日ごろの生活の中で困っていることをお互いに助けあい、支えあっていくことができる仕組みづくりが重要な課題となっています。

自治会、民生委員児童委員協議会をはじめ、地域の様々な人材、団体等の活動の一層の活性化や、有償ボランティアなど新たな支えあいの取り組みが期待されます。

ふれあいいきいきサロンの活動や地区別ふくし懇談会など、だれもが気軽に集まることのできる場などを活用し、各地区の実状に合わせた地域福祉に取り組む組織づくり、福祉活動の担い手、地域の身近な相談役等を育成する必要があります。

高齢化が進む中、災害時に支援を必要とする人の安全確保や、犯罪の起こりにくいまちをつくるため、各地区における防災・防犯の組織づくりや、支援を必要とする人、協力していただける人の情報の収集・整理などが必要となっています。

わたしたちが目指すこと

市民が日ごろの生活の中で自然に交流し、地域の福祉課題を共有し、
解決できる仕組みがある

地域住民のつながりにより、災害が発生したときの助けあいや、犯罪
の起こりにくい地域の環境がある

これから取り組むこと

1 地区別ふくし懇談会の開催《再掲》

(1) 地区別ふくし懇談会を開こう《再掲》

【 P 4 4 3 - (1) 参照】

2 地区の実状に合った福祉活動の組織化

(1) 地域活動団体がつながろう

地域の生活課題を共有し、課題解決に向けて、地域活動団体が連携、参加した連絡会の開催を目指します。

市民の役割	自治会、民生委員児童委員協議会をはじめとした地域活動団体が連携し、地域の生活課題解決に取り組みます。各団体が連携して、『地区別ふくし懇談会』の開催に取り組みます。
市の役割	社協と協働し、地域活動団体に連絡会の開催を呼びかけます。
社会福祉協議会の役割	市と協働し、地域活動団体に連絡会の開催を呼びかけます。 地区別担当職員が、各団体との連絡・調整を行います。

(2) 地区の実状に合った、福祉課題に取り組む組織（地区社協等）をつくる

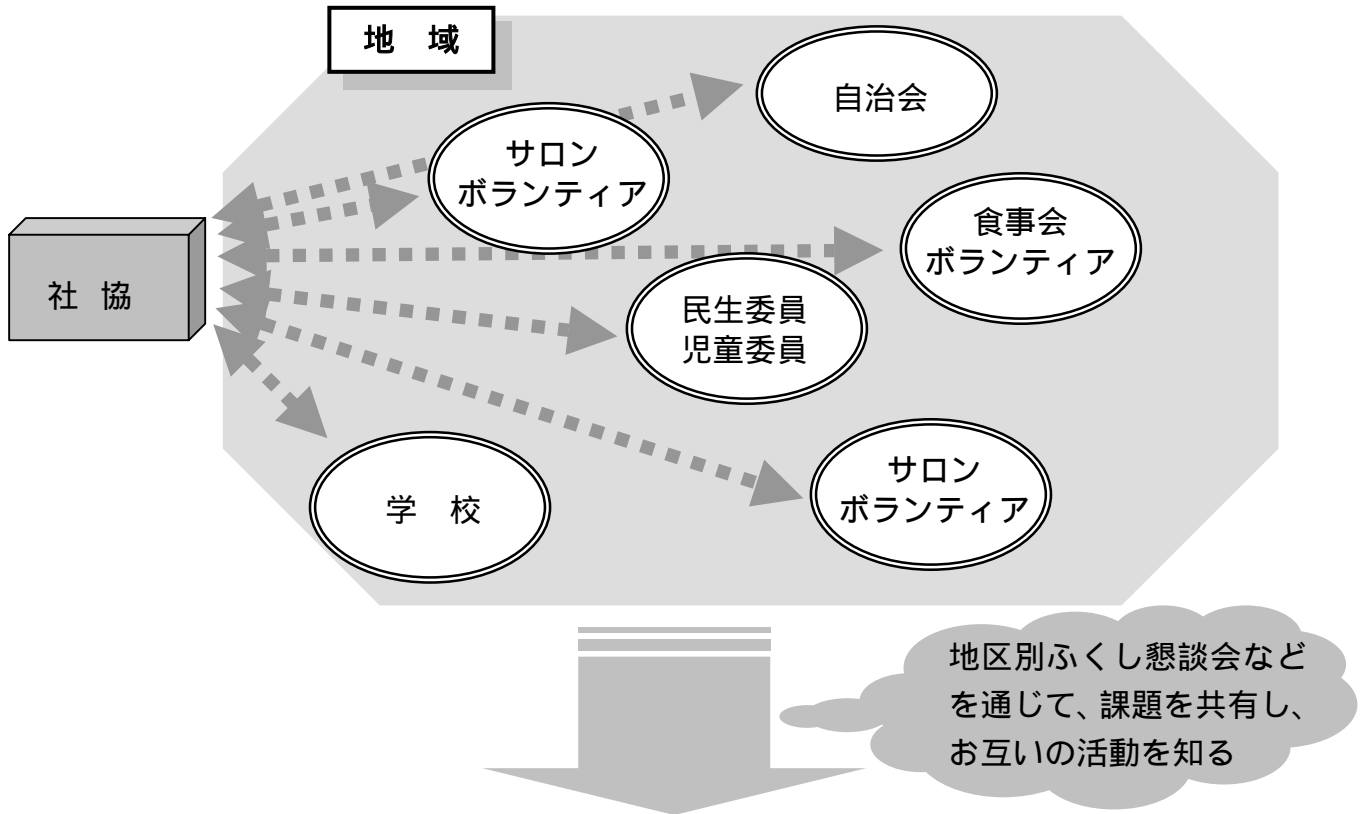
地域にある社会資源、人材を最大限に活かして地域の生活課題を解決していくため、地域活動団体の連絡会をもとに協議し、地区社協等の地域福祉活動団体の組織化を目指します。

<p>市民の役割</p>	<p>地域の生活課題を解決するために、地域の社会資源、人材を最大限に活かし、地域福祉活動に取り組む団体を組織化します。</p>
<p>市の役割</p>	<p>地域福祉の推進を目的として組織化された団体の事務局機能や交流活動などを実施する拠点を確保するため、市の公共施設の活用に向けた庁内調整を行います。</p> <p>例：学校の余裕教室活用</p> <p>社協が地区別担当職員を配置し、積極的に地域活動のコーディネートを行えるよう、財政的支援を行います。</p>
<p>社会福祉協議会の役割</p>	<p>地域福祉の推進を目的として組織化された団体の活動に対し、地区別担当職員が連絡・調整及び活動事例等の情報提供などの支援を行います。また、補助金交付要綱を整備し、財政的支援を行う体制を整備します。</p>

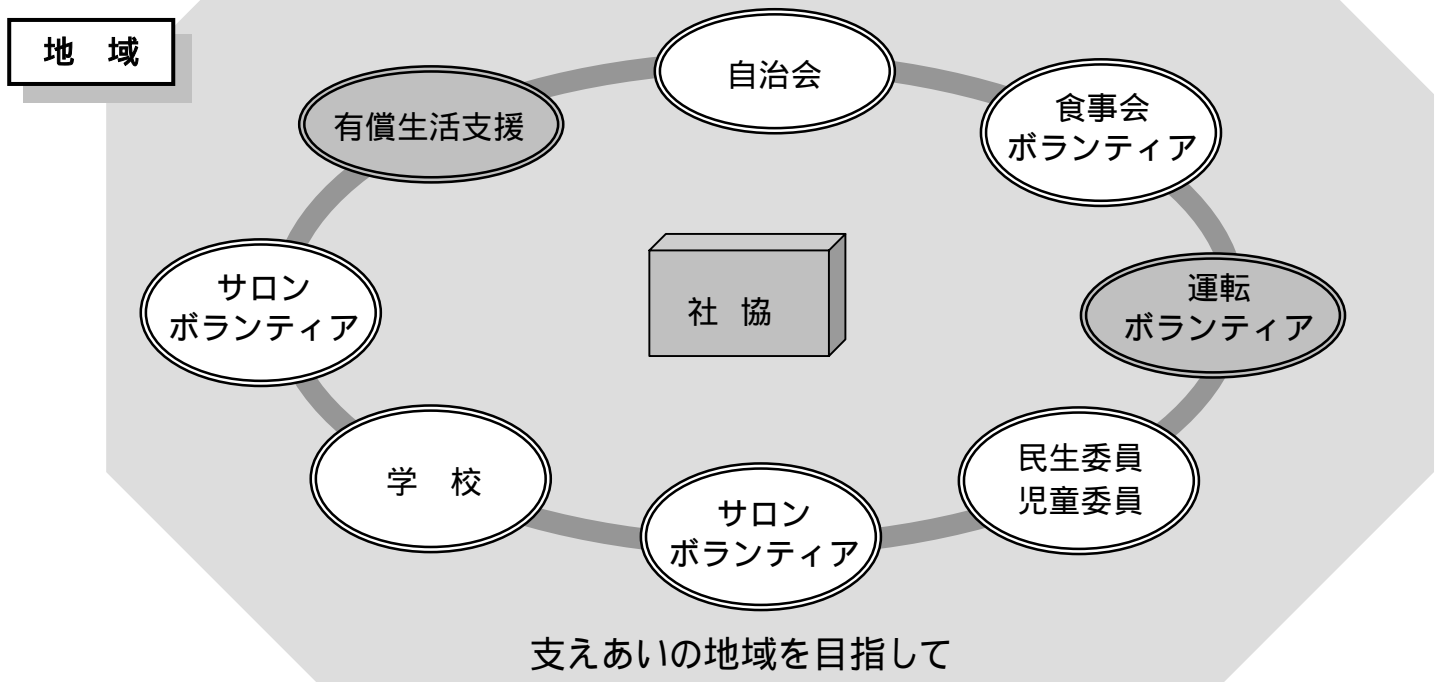
【地域の組織化のイメージ】

ある地域の今まで・・・

様々な団体が、それぞれ地域活動に取り組んでいます。しかしながら、地域の生活課題やお互いの団体の活動状況などの情報が共有されていません。

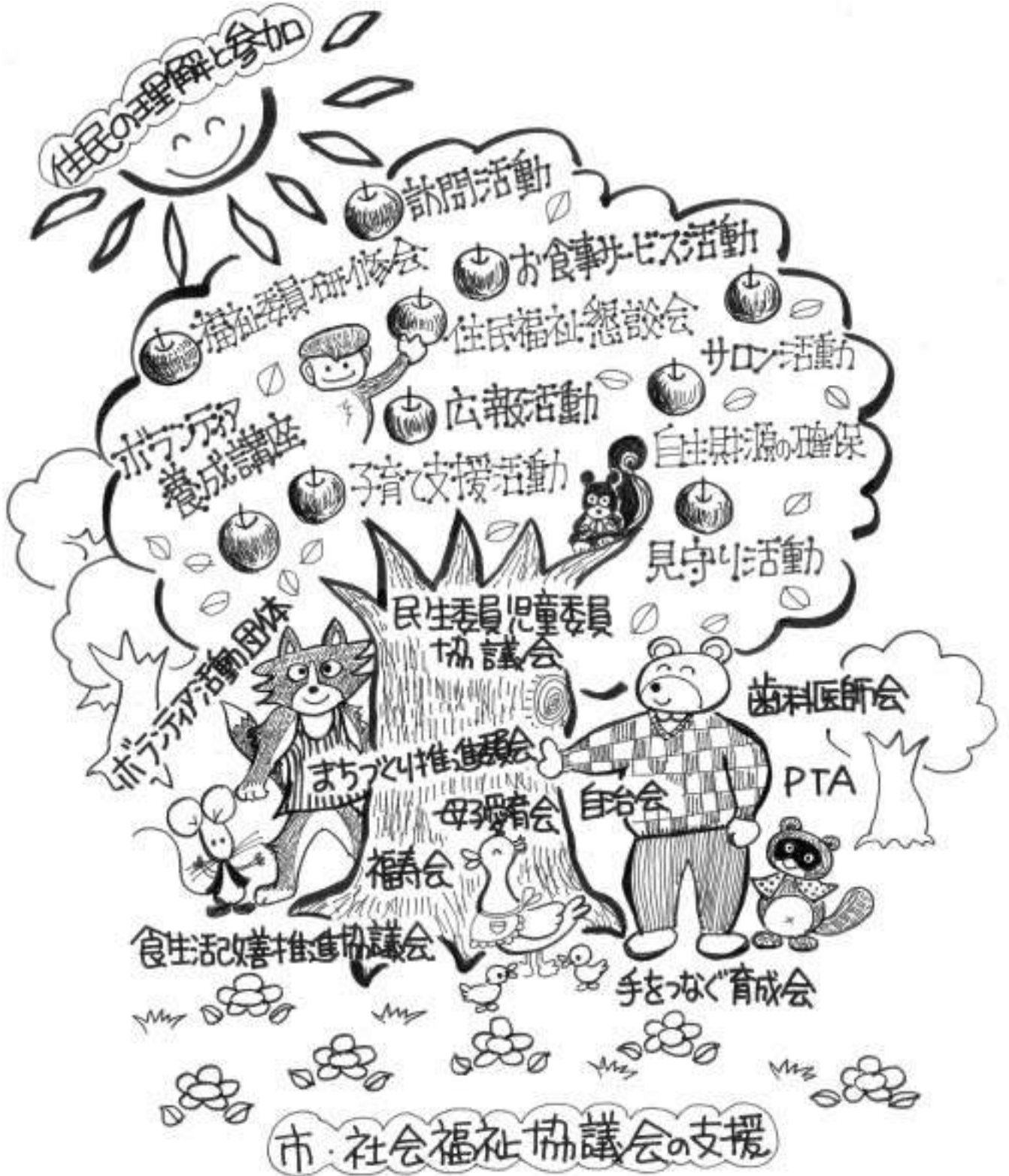


地域の様々な団体などが、地域にある課題を解決するために、それぞれの力をもち寄る組織をつくれます。そこには社協が積極的にかかわり、新たな活動も生まれていきます。



【原市場 地区社協のイメージ図】

原市場地区では、すでに地域内の福祉団体の組織化が図られ、地域の福祉課題の解決に組織的に取り組んでいます。



(3) 福祉活動協力員を検討、導入しよう

これまで、社協を中心に地域福祉活動の推進をしてきました。しかしながら、福祉活動や地域活動は熱意のある一部の人により支えられている面があり、担い手が充足されている状況とは言えません。また、民生委員児童委員活動も、その職務は多様化、複雑化し、負担が増大しています。そこで、地区ごとの実状に合わせた「福祉活動協力員」を育成し、地域福祉活動の充実を図ります。

市民の役割	<p>市民は、福祉活動協力員に積極的に参加します。</p> <p>自治会は、自治会員に「福祉活動協力員研修」への参加を積極的に呼びかけ、福祉活動協力員の養成に協力します。</p> <p>福祉活動協力員と地域活動団体や社会福祉事業所等は、お互いの立場を理解し、協力関係を深めます。</p>
市の役割	<p>自治会に対して、福祉活動協力員の養成についての協力を呼びかけます。</p> <p>福祉活動協力員の活動について、市民に広く知らせます。</p>
社会福祉協議会の役割	<p>ふれあいいいききサロンや食事会などのボランティア活動者に、福祉活動協力員について広報し、積極的な参加を呼びかけます。</p> <p>「福祉活動協力員研修」を開催し、広く地域福祉活動の担い手を募ります。</p>

3 自然に交流が生まれる広場づくり

(1) 自然に交流が生まれる場をつくろう

近隣とのつながり、他者の見守りや関心、生活上の様々な情報は、地域で安心して暮らすために必要です。しかしそれらを得るにはあらゆる人が出会える場が必要です。そこで、誰もが自由に立ち寄り、自然と交流が生まれるような場を各地区につくります。

市民の役割	地域活動団体が連携して、『交流の場』づくりに取り組みます。
市の役割	<p>地域の実状に合わせた『交流の場』を実施する拠点を確保するため、市の公共施設の活用に向けた庁内調整を行います。</p> <p>例：学校の余裕教室活用</p> <p>空き家や空き店舗などを活用した拠点づくりのため、支援を行います。</p>
社会福祉協議会の役割	<p>地区別担当職員が、地域に『ふれあいいきいきサロン』の設置を呼びかけ、その活動に対し財政的支援、情報提供等の支援を行います。</p> <p>地域活動団体やふれあいいきいきサロン運営ボランティアなどの地域の活動者に対して、『交流の場』づくりに向け協力を呼びかけ、また活動の場については、市と調整、協議し確保に努めます。</p>

(1) 身近な相談相手をつくろう

地域で、いきいきと安心して生活するためには、日々の悩みや困りごとをいつでも相談できる身近な相手が必要です。福祉活動協力員やふれあいいいきいきサロンボランティアなどの活動者が、身近な相談相手になれるよう努めます。

市民の役割	活動者は、参加者から受けた悩みや相談について、必要に応じて民生委員児童委員や市、社協等に連絡します。
市の役割	民生委員児童委員の活動をPRし、市民への理解を広めます。 相談が、必要に応じて専門相談につながり、専門的なケアが導入できるシステムの構築を進めます。
社会福祉協議会の役割	活動者が受けた相談や悩み事を、民生委員児童委員や地区別担当職員に連絡する地区ごとの体制づくりを進めます。

(2) 見守り活動を広げよう

核家族化の進行により、単身や夫婦のみで生活している高齢者が年々増加しており、市内でも孤独死が発生するなどの問題が起きています。また児童、高齢者等への虐待も年々増加し、ニーズを抱える世帯の孤立化や、周囲の無関心が危惧される状況にあります。民生委員児童委員協議会、自治会を中心に行われている見守り活動を広げ、充実し、孤立のない地域づくりを目指します。

市民の役割	地域住民や地域活動団体が連携、協力し、地区ごとの実状に合った見守り活動の再構築を行い、孤立のない地域づくりを進めます。
市の役割	虐待のサインやその対応方法、通報窓口などについて、市民に広く知らせるとともに、見守り活動に携わる人たちへの研修の機会などを設けます。 見守り活動と連携し、また情報提供を行い、支援を必要とする人が地域で孤立しないよう努めます。
社会福祉協議会の役割	地区別担当職員が、地域住民や地域活動団体と協働し、地区ごとの実状に合った、より効果的な見守り活動の再構築に向けて検討し、進めていきます。 メールを活用し、認知症等の理由で、行方がわからなくなった人の情報を配信するシステムを検討、導入します。

(3) 新たな支えあいの仕組みをつくろう

地域の生活課題を解決するためには、従来の無償のボランティアだけでなく、新たな仕組みを検討する必要があります。有償の 住民参加型在宅福祉サービスや、地域通貨制度（エコマネー）など、地区ごとの実状に合った仕組みを検討し、住みよい地域づくりを目指します。

市民の役割	誰もが住みよい地域づくりを進めるため、地域住民や地域活動団体が協力し、地区ごとの実状に合った形の新たな支えあいの仕組みについて検討し進めます。
市の役割	NPO法人化する際には、その申請等について、情報提供等の支援を行います。
社会福祉協議会の役割	地域住民と協力して新たな仕組みづくりについて検討し、必要に応じて先進事例等の情報を提供します。

5

災害に強い、犯罪が生まれにくい地域づくり

(1) 災害時要援護者、協力者の名簿をつくろう

災害時に支援を必要とする人たちの生命を守るためには、日ごろから、誰がどんな支援を必要とするのかを把握し、また、誰が何の支援を行うのか決めておくことが必要です。そのために、支援を必要とする人の情報把握、共有を図るとともに、協力者の名簿づくりを進めます。

市民の役割	自治会、民生委員児童委員協議会をはじめとする関係団体、事業所は、支援を必要とする人の名簿づくり、支援協力者の名簿づくりに協力します。 災害等の非常時に、円滑な助けあいができるよう、日常の見守り活動を積極的に行います。
市の役割	災害時に支援を必要とする人の名簿づくりを進めます。 併せて、支援協力者の名簿づくりを進めます。
社会福祉協議会の役割	福祉活動協力員とともに、地域内での災害時支援体制について、検討を進めます。

(2) 犯罪が生まれにくい地域づくりを進めよう

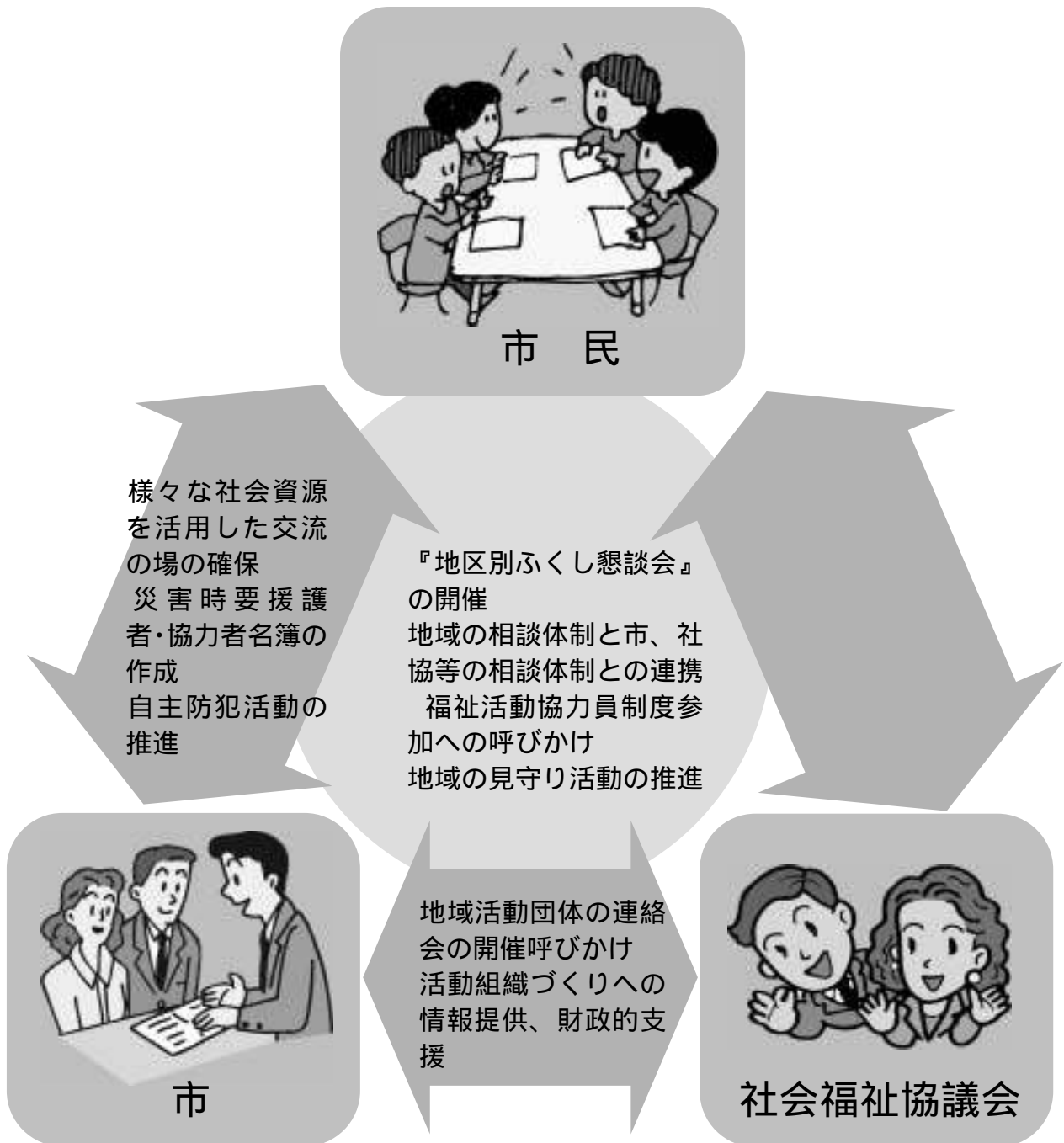
振り込め詐欺や悪徳商法など、高齢者を狙った犯罪は後を絶ちません。また、子どもたちを狙った犯罪も多く発生するなど「ふだんの暮らし」の安全が脅かされる状況にあります。

<p>市民の役割</p>	<p>隣近所のつながり、相談等により、振り込め詐欺等の犯罪を未然に防ぐ地域づくりを行います。 地域における見守り活動等に、積極的に参加します。 ふれあいいきいきサロン等で、防犯について参加者に呼びかけます。</p>
<p>市の役割</p>	<p>広報等を通じて、犯罪に関する情報等を周知するとともに、出前講座等により、防犯の啓発に努めます。 消費生活相談の積極的活用を呼びかけます。 自主防犯活動団体の結成を促進します。また、自主防犯活動団体に対して、資機材等の支援を行います。</p>
<p>社会福祉協議会の役割</p>	<p>自治会、民生委員児童委員協議会等を通じて、見守り活動への参加を市民に呼びかけます。 ふれあいいきいきサロンや食事会等の活動を通じて、防犯を呼びかけるよう、ボランティアに向けて情報提供を行います。</p>

評価の指標

	平成 20 年度現状		平成 25 年度目標
福祉課題に取り 組む組織づくり	・原市場 地区社協 平成 15 年度設立	➡	・その他の地区でも 結成
福祉活動協力員 制度の導入	・未実施	➡	・地区によって導入
災害時要援護者 ・協力者名簿の 作成	・未実施	➡	・地区によって作成

協働で取り組んでいくこと



安心して暮らせる仕組みをつくろう

市民の声《地区別ふくし懇談会》

「老老介護」は、他人事ではない。制度の問題、地域の問題として整理する必要がある。

ひとり暮らしの高齢者が増えており、今後は心配。

児童クラブの充実について、手狭なところなので、何とか学校は使えないかと思っている。子育てしやすい環境を整備することは、若い世代の定住に必要なこと。

木が茂ったままで、道路が暗い。年をとり、道路が暗いと運転が怖い。

SOSが言える窓口、たらいまわしではなく、一ヶ所で相談できる窓口が必要。

配食サービスを受ける条件を緩和する必要があるのではないか。

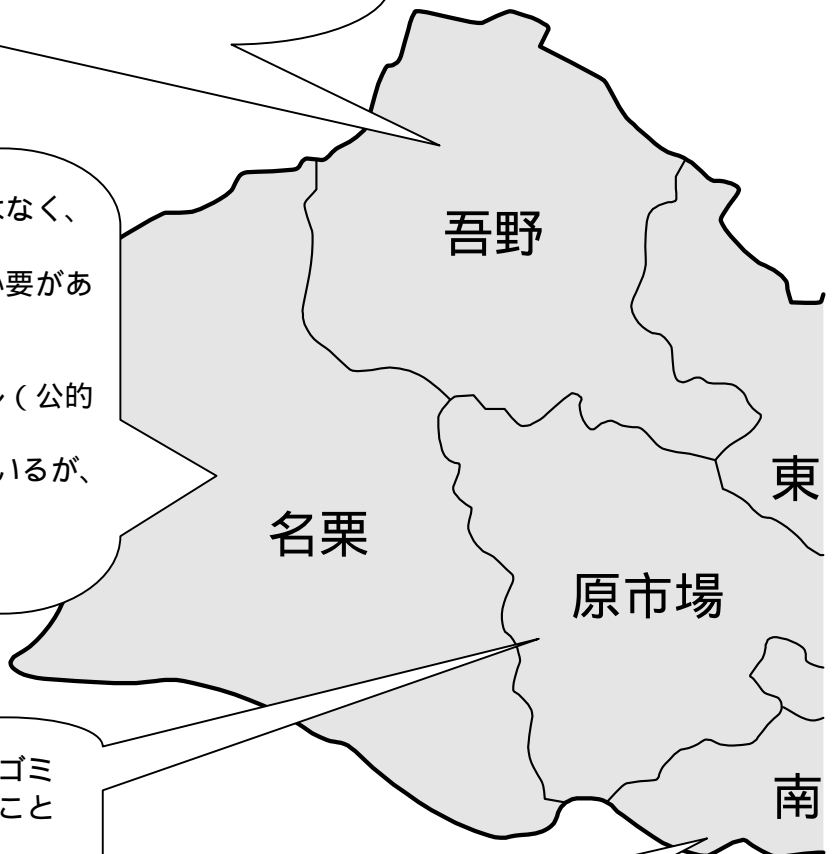
介護の人手不足。

介護保険対応の難しさ。インフォーマル（公的な制度以外の）サービスの必要性。

認知症高齢者家族に、介護認定を勧めているが、家族が動かない。（認めようとしなない）

地域医療の充実も必要。

ヘルパーの仕事をしているが、ゴミ出しが大変。朝8時までに出すことは難しい。



ひとり、二人暮らしの高齢者が増えてきており、今後の生活、健康面で不安がある。

病院の入院や手術の時に保証人が必要だが、遠縁の親戚には断られることが多く、安心して治療ができない。必要な費用を持っていけば保証人不要で受け入れるよう病院に働きかけてほしい。

近所の関わりが薄く、心配な高齢者がいる。何か福祉サービスなどで、市は関わっているのだろうか。

地区別ふくし懇談会に
寄せられた意見



サロンなどで、介護保険の上手な使い方を分かりあうなどすれば、漠然とした将来に対する不安を解消できるのではないかと。
この地区には児童クラブがないため、吾野まで預けに行っている人もいます。若い女性が安心して働くことができない。
全てが不便。郵便局、交番、農協が統廃合され買い物ができる場所もない。生活基盤がどんどんなくなっている。
介護保険制度に伴う申請手続きが、年寄りではなかなか難しい。

災害時に備えて、介護度いくつの方がどこにいるのかを、情報提供してほしい。
ひとり暮らしの高齢者が家に引きこもらないように、市、社協に協力をお願いしたい。
生活保護で、自治会未加入者がいる。どこにゴミを出せばよいか。
東京都や他市に比べ、福祉が充実していない。
介護サービス等についての市からの情報提供が積極的でなく、こちらから聞かなければならない。

福祉サービスの利用を勧めているが利用をしない。
山間部に比べ、福祉サービスを選択できる。
高齢者福祉施設を増やしてほしい。
(高齢者グループホーム) 入居待ちの人が相当おり、相談件数も増えている。

区画整理が進まない、下水が整備されないなどインフラの問題が悪影響を与えている。防災、防犯上の問題として、緊急車両も通行できない。
区画整理が進まないため、通学する児童や車いすを利用する人、高齢者にとって危険な道路がほとんど。散歩するにも不便。





市民の声 《市民懇話会、その他》

《市民懇話会》

地域のふれあいいいきいきサロンが、専門的知識がなくても相談する場になれば、小さな相談事は解決した。次の相談への道を示せばよいのでは。今の活動の中でも行われているのではないか。

地域で相談から解決することもある。専門家だけでなくその地域の中であればよいのではないかと思う。この会でそんなことにも気がついた。

《ボランティア・市民活動団体懇談会》

歩いて行ける距離に相談できる場所があればありがたい。

どこに相談に行けばよいのか分からない。

ふれあいいいきいきサロンなどに出張相談があったら。でも、人目が気になるか。

飯能のいま。そして、これから。

ひとり暮らしの高齢者や、認知症を患っている人などが、振り込め詐欺等の被害に遭わないよう、権利擁護について市民が学び、市民がお互いに支えられるような仕組みをつくることが重要です。

介護保険や障害福祉、子育て支援サービスなど、市民が必要とする福祉サービスを気軽に、適切に利用できるよう、情報の提供やサービスの充実が求められています。

市民が抱えている様々な困りごとを、身近な地域で気軽に相談でき、さらに関係機関が連携して、総合的に相談ごとを解決できる仕組みをつくっていく必要があります。

子どもや高齢者などにとって通行に危険な道路が見られます。誰もが安全に気軽に外出できるよう、バリア（障壁）のないまちの環境をつくるとともに、心のバリアフリーを進めていくことも大切です。

わたしたちが目指すこと

基本的人権が守られる仕組みがある

困りごとがあったら気軽に相談できる体制がつけられ、福祉、医療など、一人ひとりの状況に応じた切れ目のない支援が提供される

誰もが気軽に、安心して外出できるまちの環境がある

これから取り組むこと

1 権利擁護の仕組みづくり

(1) 権利擁護センターを立ち上げよう

近年は、認知症患者や精神疾患のある人が増加している一方、振り込め詐欺や悪徳商法なども年々増加し、判断能力にハンディのある人が安心して生活できる環境にあるとはいえません。そこで、権利擁護に関して、ワンストップで相談に対応でき、また 市民後見人の育成などの事業に取り組む「権利擁護センター」の設置について検討します。

市民の役割	
市の役割	権利擁護センター設置について検討します。
社会福祉協議会の役割	権利擁護センター設置について検討します。

(2) 権利擁護に関する“学びの場”をつくろう

成年後見制度や 日常生活自立支援事業は、その利用はいまだ限定的で、十分に活用されているとは言えません。しかしながら、判断能力にハンディのある人の人権、財産を守るためには、制度の活用が必要です。そこで、権利擁護についての学習の機会をつくり、制度の啓発に努めます。

市民の役割	地区社協、障害者団体や支援団体等により、権利擁護に関する学習の機会をつくれます。
市の役割	社協が実施する事業に対し、支援を行います。 当事者やその家族、社会福祉事業所、社協と協働し、権利擁護に関する“学びの場”をつくれます。
社会福祉協議会の役割	当事者やその家族、社会福祉事業所、市と協働し、権利擁護に関する“学びの場”をつくれます。

(3) 市民後見人を養成しよう

判断能力にハンディのある人の、その人らしい暮らし、想いを大事にする新たな担い手として、市民後見人の導入を研究、検討していきます。また、ともに考え助言する友人、コンタクトパーソンも、本人と地域をつなぐ新たな権利擁護のあり方をつくるものと期待されていますので、その養成、活動支援を行います。

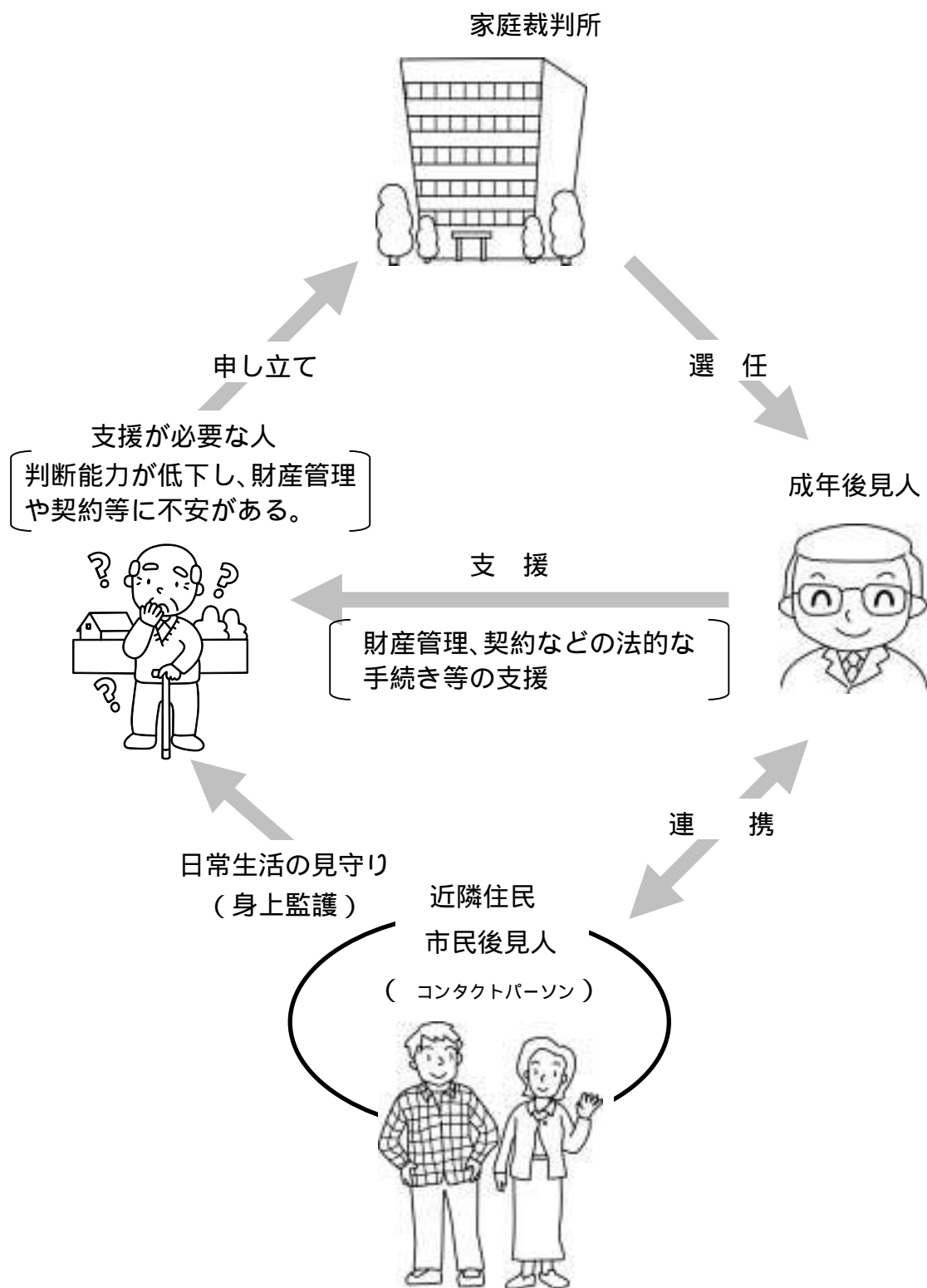
市民の役割	権利擁護サポーター養成講座に積極的に参加します。
市の役割	社協が実施する事業に対し、支援を行います。
社会福祉協議会の役割	<p>“学びの場”の参加者が主体となり、権利擁護サポーター養成講座を開催します。</p> <p>講座修了生の活動の一つとして、ボランティアセンター事業と連動し、知的障害者等の身上監護を担うコンタクトパーソンとして、育成、活動支援を行います。</p>

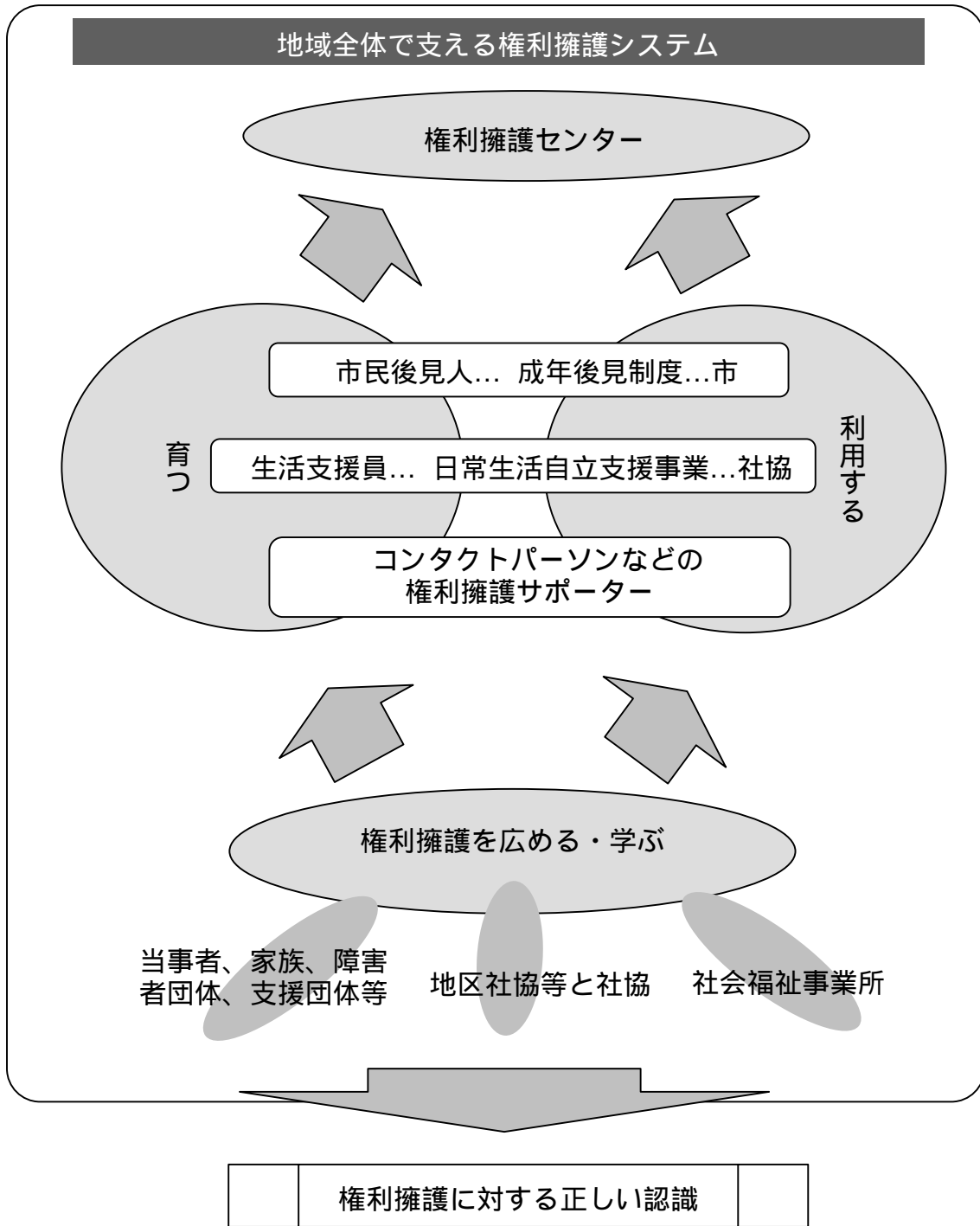
(4) 各種事業を充実させよう

現在、市、社協で実施している 成年後見制度利用支援事業、日常生活自立支援事業の充実を図ります。

市民の役割	権利擁護に関する事業を積極的に利用し、“ともに歩む自立”を目指します。
市の役割	<p>成年後見制度利用支援事業の周知に努めます。</p> <p>日常生活自立支援事業の利用料金一部補助について検討します。</p>
社会福祉協議会の役割	日常生活自立支援事業の 生活支援員を増員し、事業の充実を図ります。

成年後見制度のイメージ





2

公的福祉サービスの充実

(1) 福祉人材の育成、サービスの確保を進めよう

必要な公的福祉サービスを安定して供給するための、人材の確保、サービスの質の向上に向けて取り組みます。

山間地域への安定したサービスの供給、重度障害者への訪問系サービスの確保に向けて取り組みます。

市民の役割	<p>社会福祉事業所は、児童・生徒等の職場体験の依頼を積極的に受け入れ、その機会の充実を図ります。</p> <p>福祉人材育成の講座等へ積極的に参加するように努めます。</p> <p>社会福祉事業所は職員への研修を充実し、サービスの質の確保に努めます。</p>
市の役割	<p>福祉従事者の“やりがい”を広める機会をつくれます。</p> <p>福祉の仕事に関する情報提供に努めます。</p> <p>地理的特性や重度障害者への対応を考慮した報酬基準の設定等について、国へ要望します。</p> <p>当事者やその家族、社会福祉事業所、社協と協働し、権利擁護に関する“学びの場”をつくれます。【P76 1 - (2)再掲】</p>
社会福祉協議会の役割	<p>当事者やその家族、社会福祉事業所、市と協働し、権利擁護に関する“学びの場”をつくれます。【P76 1 - (2)再掲】</p> <p>福祉従事者の“やりがい”を広める機会をつくれます。</p> <p>福祉人材の育成に取り組みます。</p>

(2) 医療機関との連携を強化しよう

医療的なケアを必要とする人の福祉サービスの受け入れに関し、医療機関との連携体制を構築します。

市民の役割	社会福祉事業所は、医療機関との連携に努めます。 医療機関は、社会福祉事業所と連携し、質の高い医療サービスを提供します。
市の役割	ケアマネージャー、医療ソーシャルワーカー、保健師、看護師などの情報交換、交流の機会を提供し、医療機関との連携を図ります。
社会福祉協議会の役割	

(3) 第三者評価制度と苦情解決窓口を構築しよう

福祉サービスを適切に契約するためには、サービスに関する情報を正確に把握し選択する必要があります。利用者が必要な情報を得られるように相談、情報提供の充実を図ります。

福祉サービスの利用に関する契約は、双方対等なものですが、提供者と利用者という関係から、苦情や要望を言いにくい関係となることがあり、気軽に相談できる環境をつくる必要があります。

市民の役割	<p>福祉サービスの利用において、利用者の気持ち、想い、希望等を社会福祉事業所や市へ率直に伝えるよう努めます。</p> <p>社会福祉事業所においては、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員等を設置し、利用者からの苦情への適切な対応を図ります。</p>
市の役割	<p>窓口において、苦情・相談等を積極的に受け付け、サービスに関する情報提供を充実します。</p> <p>県で実施している福祉サービス第三者評価制度の受審を促進します。</p> <p>県社協で実施している介護サービス情報公表、福祉サービス苦情相談を積極的に周知します。</p> <p>関係各課、社協、関係機関、社会福祉事業所等の連携による連絡会等で、個人情報保護に十分配慮した上で、サービス利用者の要望、苦情等の情報の共有、改善策の検討を図ります。</p>
社会福祉協議会の役割	<p>県社協で実施している介護サービス情報公表、福祉サービス苦情相談を積極的に周知します。</p> <p>市、関係機関、社会福祉事業所等の連携による連絡会等で、個人情報保護に十分配慮した上で、サービス利用者の要望、苦情等の情報の共有、改善策の検討を図ります。</p>

3 総合的な相談・生活支援の仕組みづくり

(1) 市における総合相談支援体制の整備と窓口の設置を進めよう

現在は、法制度ごとに高齢者や障害者、子ども等と相談窓口が別に設置されています。しかしながら、ニーズが複雑化、多様化している中、ワンストップで相談できる窓口の設置が市民からも求められています。

市民の役割	
市の役割	<p>関係各課における相談業務を充実するとともに、相互の情報交換、連携を進めます。</p> <p>必要に応じて、専門職がチームをつくり対応します。また、チームで対応するための研修の機会をつくり、職員の資質向上に努めます。</p> <p>ドメスティックバイオレンス（DV）、女性、消費生活などの各相談機能と連携し、従来の法制度ごとの相談窓口 に代わる、総合相談窓口の設置に向けて検討します。</p>
社会福祉協議会の役割	

(2) 社協における相談体制を充実しよう

地域の活動拠点に、社会福祉士等の専門職をコミュニティソーシャルワーカーとして、順次配置していきます。また、地域の民生委員児童委員協議会、医療機関、社会福祉事業所とチームをつくり、連携した支援体制を構築します。また、より専門的な支援を要する相談については、市の相談窓口と連携して対応します。

市民の役割	
市の役割	
社会福祉協議会の役割	<p>コミュニティソーシャルワーカーが、あらゆる相談に対応できるよう、職員の相談技術の向上に努めます。</p> <p>市の相談窓口や市民の相談活動との連携を図ります。</p>

(3) 身近な相談相手をつくろう《再掲》

【P66 4 - (1) 参照】

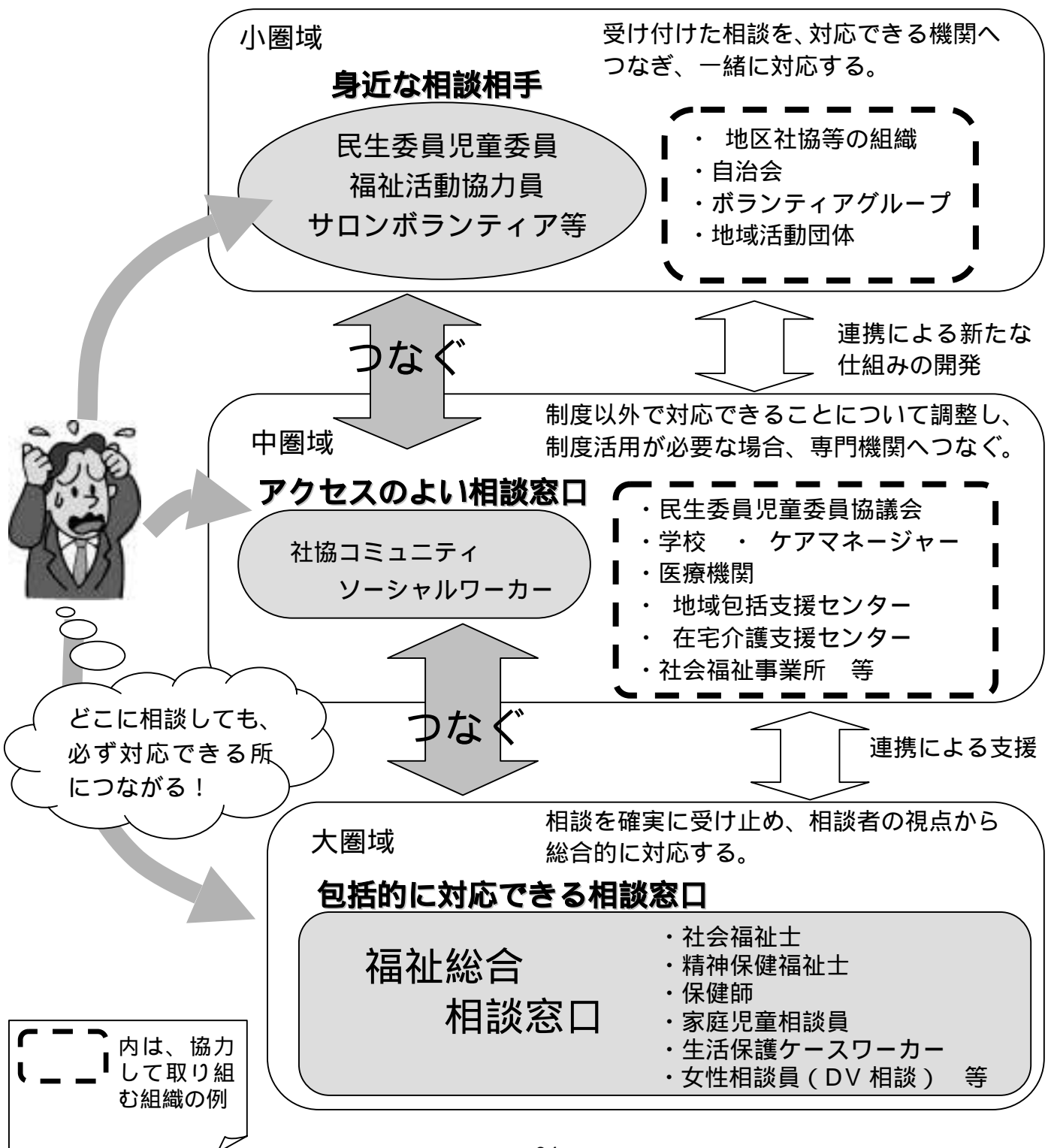
目指す総合相談・生活支援の姿

身近な地域には、民生委員児童委員や 福祉活動協力員など、気軽に相談できる人がいます。内容に合わせて、専門機関につなぎます。

各地区を担当する社協のコミュニティソーシャルワーカーは、地域の各機関、ボランティア等とともに、その人が地域で安心して暮らせるような体制をつくります。

そして市では、どのような困難な相談も、様々な専門資格をもつ職員がチームをつくり、問題解決に取り組む体制をつくります。

どこに相談しても確実に受け止められ、安心して生活することができる地域を目指します。



4 バリアフリー化の推進

(1) バリア（障壁）のないまちをつくろう

誰もが安心して出かけ、活動できるよう、埼玉県の「福祉のまちづくり条例」、
「高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例」等に基づき、
公共施設等のバリアフリー化、ユニバーサルデザインによる施設整備を図ります。

市民の役割	<p>民間事業者において、施設・設備のバリアフリー化に努めます。</p> <p>商店等事業主は、『彩の国福祉宣言店』への登録を推進します。</p> <p>放置自転車、違法駐車などをしないようにします。</p>
市の役割	<p>公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザインに基づく施設整備を図ります。</p> <p>民間事業者へバリアフリー化を働きかけます。</p> <p>商店等事業主へ、『彩の国福祉宣言店』への登録を促進します。</p>
社会福祉協議会の役割	

(2) 心のバリアをなくそう《再掲》

様々なハンディを抱える人たちの外出を阻んでいるものは、物質的なバリアだけではありません。点字ブロック上や狭い歩道上への路上駐車や駐輪など、身体に障害のある人やベビーカーを押している人への配慮のない行為や、認知症や知的障害、精神障害のある人などへの理解のない言動も、外出を阻んでいる要因の一つです。

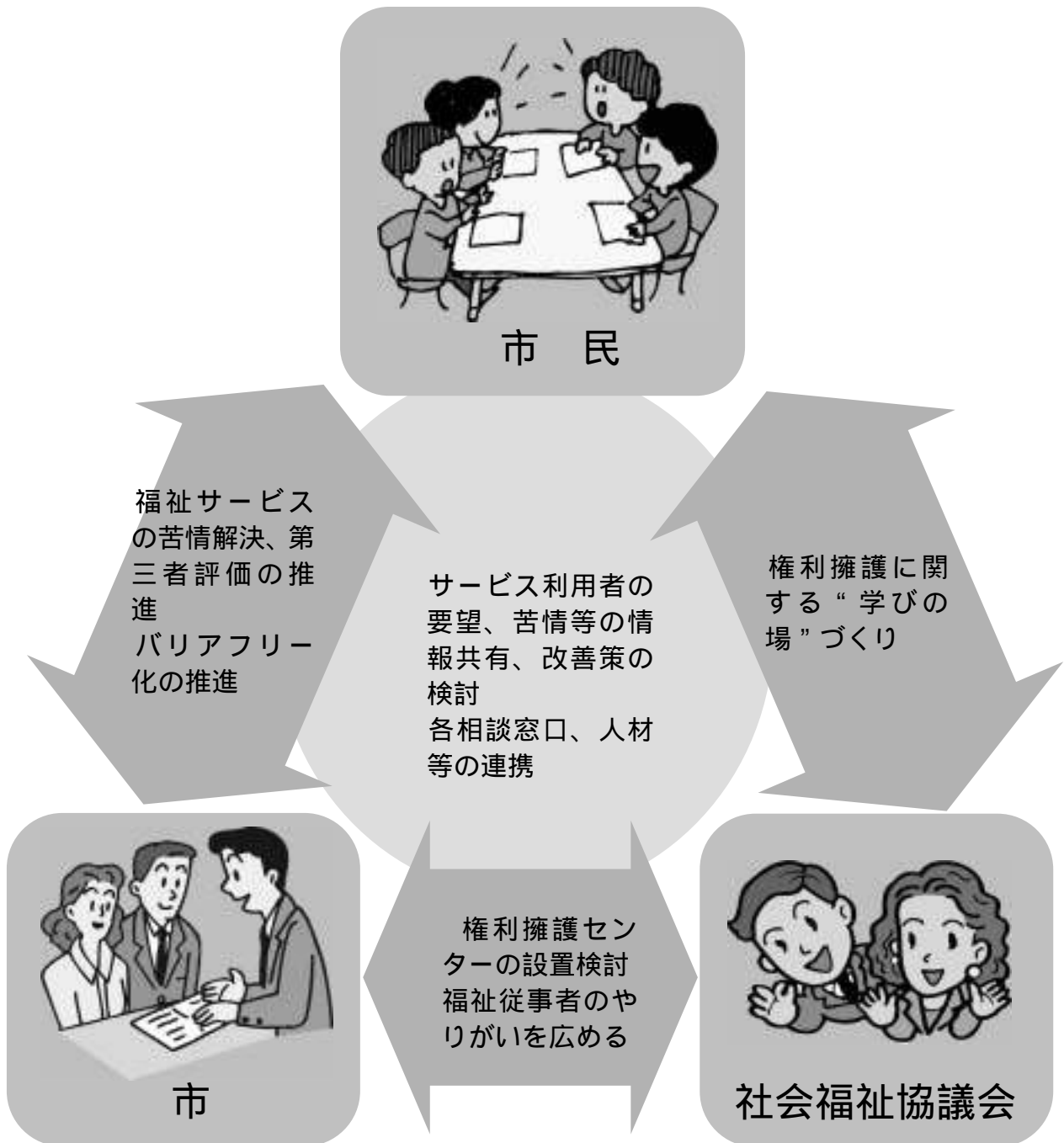
【P41 2(1)～(4)】で取り上げたふれあいの機会や福祉について学ぶ機会を通じて、お互いのことを理解しあい、だれもが安心して外出できるまちづくりを進めます。

【具体的な取り組みはP41～P43 「“ふくし”を身近なものとして考える機会づくり」を参照してください。】

評価の指標

	平成 20 年度現状		平成 25 年度目標
権利擁護センターの設置	・ 未設置	➡	・ 設置に向けて準備
市民後見人、 コンタクトパー ソン等の育成	・ 未実施	➡	・ 育成
総合相談体制の 整備	・ 未実施	➡	・ 総合相談機能の整備

協働で取り組んでいくこと



協働の仕組みをつくろう

市民の声 《地区別ふくし懇談会》

地域だけに任せるのではなく、市の積極的な関与が必要。
 学校と自治会の連携、民生委員児童委員やボランティアの協力をもとに、子どもと高齢者のきめ細やかな交流が必要です。
 ボランティアの活動を支援していきたい。
 ボランティアも高齢化している。
 民生委員児童委員は誰なのか、何をしているのかもわからない。
 公共の相談や民生委員児童委員など、相談できる場所を一覧にした連絡網を、各家庭に配布したらどうか。
 情報の提供を分かりやすくしてほしい。

運転ボランティアの担い手が少なく、さらなる展開ができない。
 学校 P T A - 自治会の連携がよい。
 自治会の掲示板を、社協からのお知らせに利用したらどうか。
 山をN P Oに無料で貸し出して手入れをしている人もいる。このようなことをどんどんしていけばよいのではないか。

ボランティアが年々高齢化している。
 自治会と民生委員児童委員が協力し、住民に接することが必要だと思う。
 あいさつ運動も青少年健全育成の会、自治会などが中心に行っている。しかし、役員などが交代していくと、その主旨が忘れられてしまう。
 個々の対応ではなく、高齢者、子どもの対応をどうするか、自治会、民生委員児童委員で相談したい。
 市に要望するにしても、市民も一生懸命やっているから市もやってくださいという形にしたほうがよい。

市と社協の情報交換不足、連携不足による無駄があるのでは。
 現場（地域）の声を聴くことは大事だ。市の職員が現場に飛び込んで、声かけをもらおうとよい。
 ボランティアをするにもお金はかかる。（現在受けている）補助金の額では不足している。検討してほしい。
 グラウンドゴルフなど、人が集まっているときに、各サービスの説明コーナーを設けられないか。



地区別ふくし懇談会に 寄せられた意見



NPO法人を立ち上げ、通院、買い物など外出のサポートを行っていくというのも一つの考え方。市や社協にはその設立についてサポートをしてほしい。
地域に馴染むため、ボランティアをしたいと思ったが、情報がなかった。
市民と市、地域間のコミュニケーションが大事なのではないか。
縦割り行政なのだから、各分野の職員もこの場に出席すべきではないか。

ボランティアで近所の高齢者の送迎をするにも、事故のことを考えるとできない。
商店街が実施した「逆さ雛」は人気がある。もっと活用してはどうか。
介護サービス等についての市からの情報提供が積極的でなく、こちらから聞かなければならない。
当事者は生活に精一杯で、アンテナを張ることは難しい。市や周囲の人が配慮を。

自治会が民生委員児童委員に協力してくれる。
以前に比べてだいぶよくなってきたが、市も情報提供をしっかりやってほしい。
社協がアンケートするなどして、地域に声をかけてみたらどうか。

民生委員児童委員と社協の連携が必要です。
民生委員児童委員と社協のことについて、PR不足だと思う。
民生委員児童委員を知らないから訪問してもコミュニケーションをとってくれない方が多い。



市民の声 《市民懇話会、その他》

《市民懇話会》

ボランティアにもっと多様性があればよい。ボランティアにいろいろなものがあることを周知させるべき。

情報を共有できるシステムがあればよい。= 市民のやる気を支援する仕組み。

ボラネット飯能・・団体名の書いてある紙を貰ったきり、たいしたアプローチがない。市民の期待に応じたものがないと。

情報をうまく流せる仕組みがあればよい。(携帯メールなど)

《ボランティア・市民活動団体懇談会》

コーディネート役としての社協の役割は大きい。ボランティアセンターの機能を発揮してほしい。

安定かつ継続した活動のためには、金銭面に限らず、多方面での市や社協からの支援が欠かせない。

情報を得るためにどこかに出かけるのは非効率、きちんと発信することが必要。メールなどを使ってそういうことをやっていければよいのでは。

資金難が課題である。

市、社協がきちんとボランティアを見ているか。もっとしっかり見てほしい。

市民活動を活性化するには、市、社協のコーディネートやリーダーシップが必要。市民の自主的な活動のみでの活性化は難しい。

市民活動の活性化のために自治会では何ができるか。

ボランティアをする側、受ける側にどんな情報が必要なのかしっかり考える必要がある。

各団体の情報の交通整理をする人、コーディネーターがいることが必要である。

市民活動を行っていくうえで、市の公共施設などの利用に理解がない。

市職員は市民活動を盛り上げよう、協働しようというつもりがまったく感じられない。有償の観劇のポスター掲示、チラシの配布をお願いしても、目的がどうであれ、有償ということで、門前払いである。

飯能のいま。そして、これから。

市民のボランティア活動には、市と社協の支援、コーディネートなどが欠かせません。今後、市民が活動に一層積極的に参加できるよう、活動する人の視点に立ったボランティアセンター機能の充実や、市と社協の連携が必要です。

市民の様々な活動において、担い手の不足や高齢化、資金の確保などが共通の課題として挙げられています。活動への市民の積極的な参加、市民活動への市、社協の補助金の充実、活用などが求められています。

市民、市、社協が連携して地域福祉を進めていくためには、それぞれが持つ情報を共有し、的確に受信・発信できる仕組みづくりが必要です。

自治会活動への市民の参画、活動への支援、自治会と民生委員児童委員協議会、市と社協の連携などを図る必要があります。

民生委員児童委員の活動が市民に十分知られていないことも指摘されています。

わたしたちが目指すこと

市民が気軽に、そして積極的にボランティア活動に参加できる仕組みがある

地域の福祉課題の情報が皆で共有され、活用されている

市民、市、社協がそれぞれの役割を担い、連携による地域福祉活動が展開されている

これから取り組むこと

1 市民活動支援の仕組みづくり

(1) ボランティアセンターの機能を充実しよう

従来の社協のボランティアセンターは、市民の声により、専任職員の配置やボランティア連絡会の設置が行われてきました。しかしながら、現在は市民参画の機会が十分とは言えない状況があります。そこで、市民参画によるボランティアセンター運営委員会を設置し、市民ニーズに応じたボランティアセンター機能の充実を図ります。

市民の役割	市民参画によるボランティアセンターの実現に積極的に協力します。
市の役割	社協のボランティアセンターと十分に連携し、市民活動支援を進めます
社会福祉協議会の役割	市民参画によるボランティアセンター運営委員会を設置し、市民の声を反映したボランティアセンター事業の運営を行います。 「ボランティア情報」(月1回発行)の紙面の充実及び配布先の拡大を行い、より多くの市民が目にするよう工夫します。 市と連携し、市民活動に関する情報の収集、提供をします。また、メールを活用して、市民活動情報の提供を行います。 市と連携し、市民活動団体が交流する機会をつくります。ボランティア活動保険への加入を促進します。

(2) 市とボランティアセンターが協働で進めるボランティア支援の仕組みをつくろう

市においては市民参加推進課、社協ではボランティアセンターが、それぞれ役割分担をしてボランティア活動の支援を行っています。しかしながら、市民からはボランティアの窓口が2つあるのはわかりにくいなどの指摘もあり、市民懇話会においては、窓口を統合して1ヶ所で全ての相談に対応できる仕組みをつくってほしいとの提言も挙げられました。

今後も、市民参加推進課とボランティアセンターの連絡・連携の体制を充実していくとともに、窓口の統合化についても検討をしていきます。

市民の役割	ボランティアセンター運営委員会を通じて、市民が活動しやすい支援のあり方等について、市に伝えます。
市の役割	ボランティアセンターとの連絡を密にし、連携によるボランティア活動支援体制を充実していきます。
社会福祉協議会の役割	市民参加推進課との連絡を密にし、連携によるボランティア活動支援体制を充実していきます。 市との協働による市民活動支援窓口の設置について、市に積極的に働きかけます。

2

活動資金の確保

(1) 補助金を活用しよう

市が行っている市民活動支援事業等の補助金、民間財団が行っている補助金を、地域福祉活動の資金として活用します。

市民の役割	市の各種補助金や民間財団などが実施している補助金を、地域福祉活動の資金として、積極的に活用します。
市の役割	市で実施している各種補助金について、市民に分かりやすく情報を伝えます。
社会福祉協議会の役割	民間財団が実施している補助金について、市民について情報を伝えるとともに、その申請手続き等について支援します。

(2) 赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金を充実しよう

赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金は、社協で行う地域福祉活動や、市民活動を支える安定的な民間財源として重要な役割を果たしています。しかしながら全国的に募金額が減少するなど、その状況はよいとはいえません。市全体で募金活動の充実を図り、地域福祉活動を支える財源として広く市民に周知します。

市民の役割	赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金の活動に、積極的に参加をします。
市の役割	募金活動の必要性を周知し、その活動に協力します。
社会福祉協議会の役割	赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金について、市民に募金の活用方法や配分先について積極的に広報し、参加を呼びかけます。 赤い羽根共同募金配分事業を活用し、プレゼンテーション方式による活動費補助を実施します。また、併せて従来から実施している当事者団体への活動費補助も実施します。 募金実績に応じて、各地区の福祉推進組織への事業費補助の充実について検討します。

3 情報の受信・発信の仕組みづくり

(1) 効果的な情報の受信・発信の仕組みをつくろう

より効果的な地域福祉活動が進められるよう、市民、市、社協それぞれが持つ情報を適切に共有し、発信できる仕組みをつくりまます。

市民の役割	<p>「地区別ふくし懇談会」など様々な機会を通じて、生活課題などを市、社協へ伝えます。</p> <p>市、社協の広報紙、ホームページ等を閲覧し、必要な情報を進んで収集するよう努めます。</p>
市の役割	<p>関係各課が連携し、市民生活の視点に立った効果的で利用しやすい情報提供に努めます。</p> <p>「地区別ふくし懇談会」をはじめ、あらゆる機会を通じて、市民の声、生活課題の把握に努めます。</p>
社会福祉協議会の役割	<p>市民の活動と連携し、生活課題等の情報収集に努めます。</p> <p>市と連携し、市民生活の視点に立った効果的で利用しやすい情報提供に努めます。</p> <p>「地区別ふくし懇談会」をはじめ、あらゆる機会を通じて、市民の声、生活課題の把握に努めます。</p>

(2) 誰にでも的確に伝わる情報提供の方法を工夫しよう

年齢や障害、疾病、国籍の違いなどにかかわらず、誰にでも必要な情報が的確に伝わるよう、情報提供手段の整備、工夫を図ります。

市民の役割	<p>市民が発行する情報紙等についても、誰もが情報を得られるように、紙面を工夫します。</p>
市の役割	<p>広報誌、ホームページなど、誰もが閲覧しやすく、必要な情報を的確に入手できるよう工夫します。</p> <p>ファクス、メールなど、様々な情報伝達手段を工夫します。</p>
社会福祉協議会の役割	<p>手話奉仕員養成講座、点字講習会などを開催します。</p> <p>広報紙、ホームページなど、誰もが閲覧しやすく、必要な情報を的確に入手できるよう工夫します。</p> <p>ファクス、メールなど、様々な情報伝達手段を工夫します。</p>

(1) 民生委員児童委員協議会との連携・支援・情報共有の体制をつくろう

民生委員児童委員協議会は、地域福祉活動を進める上で、もっとも大きな役割を担っている団体です。しかしながら、その活動は多岐にわたり、市や社協からの依頼事項も多く、負担の増大や担い手不足などの課題もあります。市や社協は、民生委員児童委員が積極的に活動できるよう、連携・支援・情報共有の体制を整備します。

市民の役割	民生委員児童委員の活動について理解し、その活動について積極的に協力します。
市の役割	<p>民生委員児童委員の活動への理解が得られるよう、活動について広く市民に周知するなど、活動環境を整備します。</p> <p>関係各課から民生委員児童委員に発信される情報について、事務局で整理し、分かりやすく伝えます。</p> <p>支援を必要とする人の情報共有を図り、連携して福祉行政の充実を図ります。</p> <p>民生委員児童委員協議会と自治会との協議の場を設置します。</p>
社会福祉協議会の役割	各地区民生委員児童委員協議会の定例会に地区別担当職員が出席し、情報を共有し、連携して地域福祉活動の推進に努めます。

(2) 自治会活動を支援しよう

地域福祉活動を推進する上で、大きな役割を担う団体の一つである自治会ですが、加入率の低下や市等からの依頼事項の増加による負担の増大、それにもなう役員等の担い手不足など、様々な課題を抱えています。

市や社協は自治会活動の活性化のための支援に、積極的に取り組みます。

市民の役割	地域の自治会に積極的に加入します。 自治会活動に積極的に参加します。
市の役割	自治会活動に関するパンフレットを作成し、転入者に配布するなど、自治会加入を促進します。 自治会への依頼事項を整理するとともに、的確な情報共有を図り、自治会との協働に努めます。 自治会の規模など、地域の実状に合わせた活動支援を行います。 自治会と民生委員児童委員協議会との協議の場を設置します。
社会福祉協議会の役割	自治会が福祉に関する活動を行うときに、依頼に応じて、方法等についてともに考え、必要な機関との連絡調整を行うなど、実施についても協力をします。

(3) 市民・市・社協が協働できる体制をつくろう

協働のあり方



市民

市民は・・・

市政への関心・理解・参加

市は・・・

上下関係ではなく、同じ地域づくりの当事者としての意識
市民活動への関心・理解・参加
市民の視点で市政運営

お互いに・・・

情報の共有

市民は・・・

活動への関心、参加
運営への積極的な参画

社協は・・・

“住民主体”の理念追求
市民に見える、分かりやすい、親しみのある組織、活動、情報発信

お互いに・・・

活動づくり、組織づくり



市

市は・・・

活動基盤整備のための支援

社協は・・・

地域福祉活動支援の要請
市民とのつなぎ役
福祉施策の積極的な提案

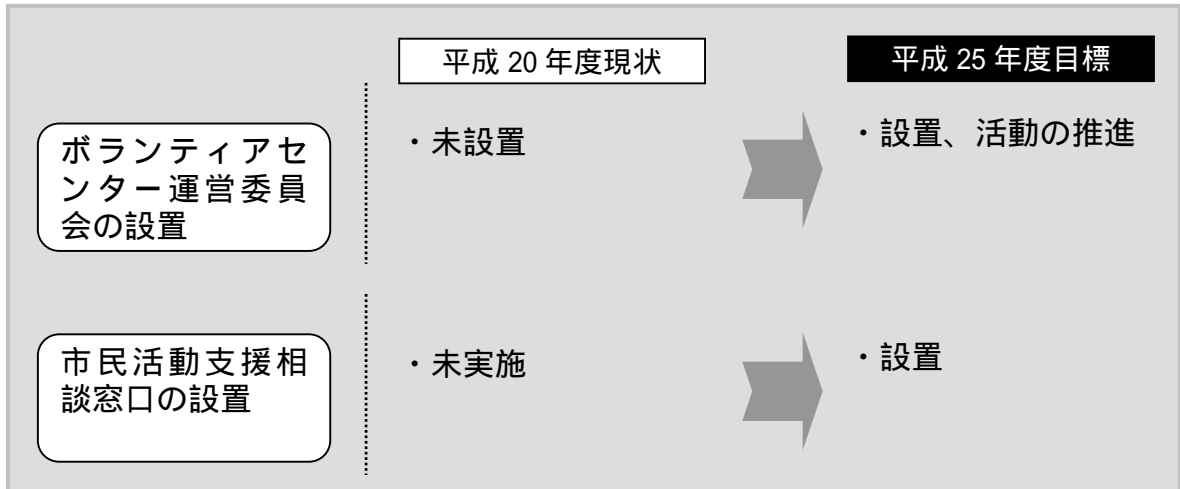
お互いに・・・

福祉推進の理念の共有
福祉ニーズの共有



社会福祉協議会

評価の指標



協働で取り組んでいくこと

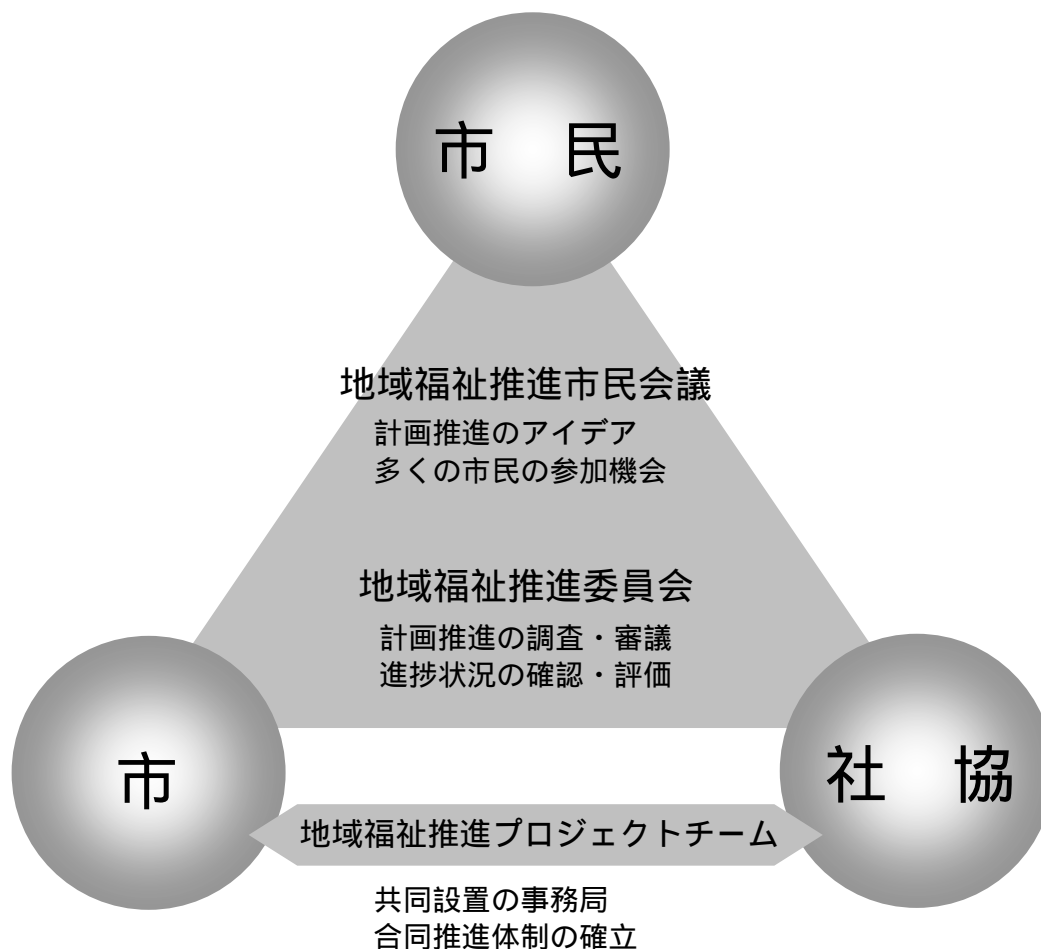


第4章

計画の推進

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の普及・実践
- 3 計画の進行管理と評価

1 計画の推進体制



(1) 地域福祉推進市民会議の設置

「飯能市の地域福祉をつくる市民懇話会」をはじめとした市民参加の取り組みは、計画の策定において大きな推進力となりました。

こうした大きな力を活かすため、計画の推進に関するアイデアなどを話しあう「地域福祉推進市民会議」を開催します。

(2) 地域福祉推進委員会の設置

市民や関係団体、社会福祉事業者等で構成する地域福祉推進委員会を設置します。

委員会では、計画の推進に関して必要な事項を調査、審議するとともに、進捗状況の確認、評価などを行います。

また、「社会福祉審議会」の設置についても検討します。

(3) 地域福祉推進プロジェクトチームの設置

市と社協では、プロジェクトチームを設置し、共同事務局で計画策定を進めてきました。

計画の推進においても、市と社協でプロジェクトチームを設置し、協働のもと取り組みます。

(4) 市民・市・社協の連携・協働による推進

地域福祉の推進は、まちづくり、地域づくりと一体的に推進する必要があります。そのため、市の関係各課はもちろん、市と社協、自治会はじめ関係団体、事業所等関わるすべての人、組織が連携、協働してこの計画を推進します。

2 計画の普及・実践

(1) 計画の普及・実践

全市的な取り組み

地域福祉推進の必要性や計画書の内容について、計画書概要版の全戸配布や「広報はんのう」、「社協だより」、市、社協のホームページ等を通じた周知を図ります。併せて、出前講座などを行うほか、子ども向けの概要版等を作成し、福祉教育への活用を図るなどしながら普及・実践を図ります。

各地区における取り組み

地域福祉の普及・実践については、各地区の実状に合わせて、各地区ごとに取り組んでいくことが必要となります。計画の策定に際して実施した「地区別ふくし懇談会」は、588人の市民の参加により、各地区の生活課題を把握するだけでなく、参加者が地域の生活課題を共有し、解決するための仕組みについて話しあうなど、地域福祉の推進のために大きな役割を果たしました。今後も、「地区別ふくし懇談会」を開催しながら、地域住民が主体となった普及・実践を図ります。

3 計画の進行管理と評価

市民の参加により、地域福祉推進委員会において進捗状況の評価、推進方法の見直しを行います。また、経過、結果等について、広報誌等を通じて分かりやすく公表します。

資料編

用語集

各地区の人口・社会資源等の状況

「地域福祉についての市民の実態と意識」に関する調査報告

飯能市地域福祉計画策定委員会 委員名簿

第二次飯能市地域福祉活動計画策定委員会 委員名簿

飯能市地域福祉計画策定委員会設置要綱

第二次飯能市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

飯能市地域福祉計画・第二次飯能市地域福祉活動計画（案）に対する
意見募集の結果について

用語集

あ

医療ソーシャルワーカー（81 ページ）

疾病や心身障害等によって生じる患者や家族の諸問題を調整・解決するために社会保障、社会福祉サービス等の社会資源を紹介・活用し、患者・家族が自立できるよう援助する保健・医療機関等に従事する専門職。

NPO法人（10、22、47、51、67、89 ページ）

ボランティア活動などの社会貢献活動を行う営利を目的としない団体のうち特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき法人格を取得した特定非営利活動法人。

か

過疎地有償運送（11、48、51 ページ）

タクシー等の公共交通機関によっては住民に対する十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合において特定非営利活動法人等が実費の範囲内であり、営利とは認められない範囲の対価によって自家用自動車を使用して、当該法人等の会員に対して行う輸送サービス。

ケアマネージャー（81、84 ページ）

援助の過程において、利用者と社会資源の結びつけや関係機関等との連携など、生活困難な利用者が必要とする保健・医療・福祉サービスの調整を図る役割を持つ援助者。

権利擁護サポーター養成講座（77 ページ）

すべての住民の人権が守られ、安心して暮らすことができる地域社会をつくるため、地域住民が人権について学び、人権侵害の防止や早期発見、早期対応などが図られるよう、住民による支援を行うための講座。

権利擁護センター（76、79、86、87 ページ）

権利擁護を図るための総合的な対応を図る機能を有する機関。権利擁護に係る相談、権利擁護に従事する人材の育成、成年後見制度の利用援助、日常生活自立支援事業、虐待に対する専門的な対応などを行う。

高齢者グループホーム（73 ページ）

認知症のある高齢者の方が生活するための共同住宅。

コミュニティバス（46 ページ）

市区町村などの自治体が住民の移動手段を確保するために運行するバス。

コンタクトパーソン（77、78、79、86 ページ）

知的障害、精神障害などのある人が健全な社会生活を送ることができるよう、当事者の身近な支援者として、話し相手になったり、他の人たちとの意思疎通など様々な支援を行う人。

さ

在宅介護支援センター（84 ページ）

高齢者や家族の立場に立って相談を受け、必要な保健、福祉サービスが受けられるように、行政機関、サービス提供機関、居宅介護支援事業所等との連絡調整を行う機関。

市民後見人（76、77、78、79、86 ページ）

成年後見制度において、成年後見人等として、家庭裁判所から選任された市民。

社会福祉協力校（42 ページ）

児童を対象にした福祉教育実施の申請をし、社会福祉協議会から指定を受けた小学校。

住民参加型在宅福祉サービス（67 ページ）

住民が主体となって展開する有償型在宅サービスの一形態。

生活支援員（77、79 ページ）

日常生活自立支援事業において、利用者への各種サービスを提供し支援する人。

成年後見制度（76、77、78、79 ページ）

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分であるために、法律行為における意思決定が不十分又は困難な人について、その判断能力を補い保護支援する制度。法定後見制度と任意後見制度の2つがある。

た

第三者委員（82 ページ）

社会福祉事業の経営者が、福祉サービス利用者からの苦情解決に努める上で、置くことが求められる、福祉・人権・法律等に関し優れた識見を有する委員。

第三者評価制度（82 ページ）

福祉サービスの質の評価を行うための専門的な知識を有する公正・中立な第三者機関が、客観的な基準に基づいてサービスの質の評価を行うとともに、その結果を公表し、利用者に情報提供を行う制度。

地域公共交通会議（50 ページ）

地域のニーズに応じた多様な形態の運送サービスの普及を促進し、旅客の利便を向上させるため、地域の実状に応じた乗合旅客運送の態様及び運賃・料金、事業計画等について、地方公共団体が主宰者となり、地域の関係者による合意形成を図る場。

地域通貨制度（エコマネー）（67 ページ）

特定の地域の中で趣旨に賛同する人々が独自に発行するお金。その地域の中で消費活動が行われることによる商業の活性化、地域住民同士のつながり、交流の深まり、地域通貨を地域福祉やまちづくりなどに活用するなど様々な取り組み、効果が期待される。

地域包括支援センター（6、84 ページ）

介護保険法に基づき、地域の高齢者の心身の健康保持や生活の安定のために必要な援助を行うことを目的として設けられた機関。

飯能市内には、「飯能市地域包括支援センターあずま町」、「飯能市地域包括支援センターいなり町」がある。

地区社協（10、24、41、46、56、61、63、70、76、79、84 ページ）

住民自らが地域の生活課題に気づき、その解決のために地域の様々な団体、個人がそれぞれの力を持ち寄り、ともに考え、行動を起こしていく組織。

デマンド方式（11、48 ページ）

事前に電話などにより予約した人の家を順次まわりながら、それぞれの目的地で降ろす「乗合タクシー」方式の交通システム。

ドメスティックバイオレンス（83 ページ）

配偶者や恋人など親密な間柄で行われる暴力行為。

な

日常生活自立支援事業（76、77、79 ページ）

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、定期的に訪問し、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理等を行う事業。

は

福祉活動協力員（33、64、66、68、70、71、84 ページ）

身近な地域で、様々な人と活動をつないだり、生活の範囲での助けあいを支える、地域のことや専門職のことをよく知る地域福祉活動の担い手。

福祉教育・ボランティア学習推進員（41、42 ページ）

埼玉県社会福祉協議会が実施する埼玉県福祉教育・ボランティア学習推進員養成研修を修了し、福祉に関する知識や技術、また、豊かな福祉感と幅広い視野をもって福祉教育を実践するだけでなく、関係機関が福祉教育を取り組む際にアドバイスを行うことができる人。

福祉有償運送（11、51、54 ページ）

タクシー等の公共交通機関によっては、要介護者や身体障害者の人に対する十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合において、特定非営利活動法人等が実費の範囲内であり、営利とは認められない範囲の対価によって乗車定員11人未満の自家用自動車を使用して当該法人等の会員に対して行う個別輸送サービス。

ボランティア推進校（42 ページ）

生徒を対象にした地域での福祉教育やボランティア活動実施の申請をし、社会福祉協議会から指定を受けた中学校。

や

ユニバーサルデザイン（85 ページ）

障害をもつ人・もたない人の別なく、全ての人にとって使いやすい形状や機能が配慮された造形、設計。

ら

ルームシェア（56 ページ）

1つの部屋を複数の居住者が利用する形態。

わ

ワークショップ（41 ページ）

講義など一方的な知識伝達のスタイルではなく、参加者が自ら参加・体験し、共同で何かを学びあったり創り出したりする、双方向的な学びと創造のスタイル。ファシリテーターと呼ばれる司会進行役が、参加者が自発的に作業する環境を整え、参加者全員が体験するものとして運営される。

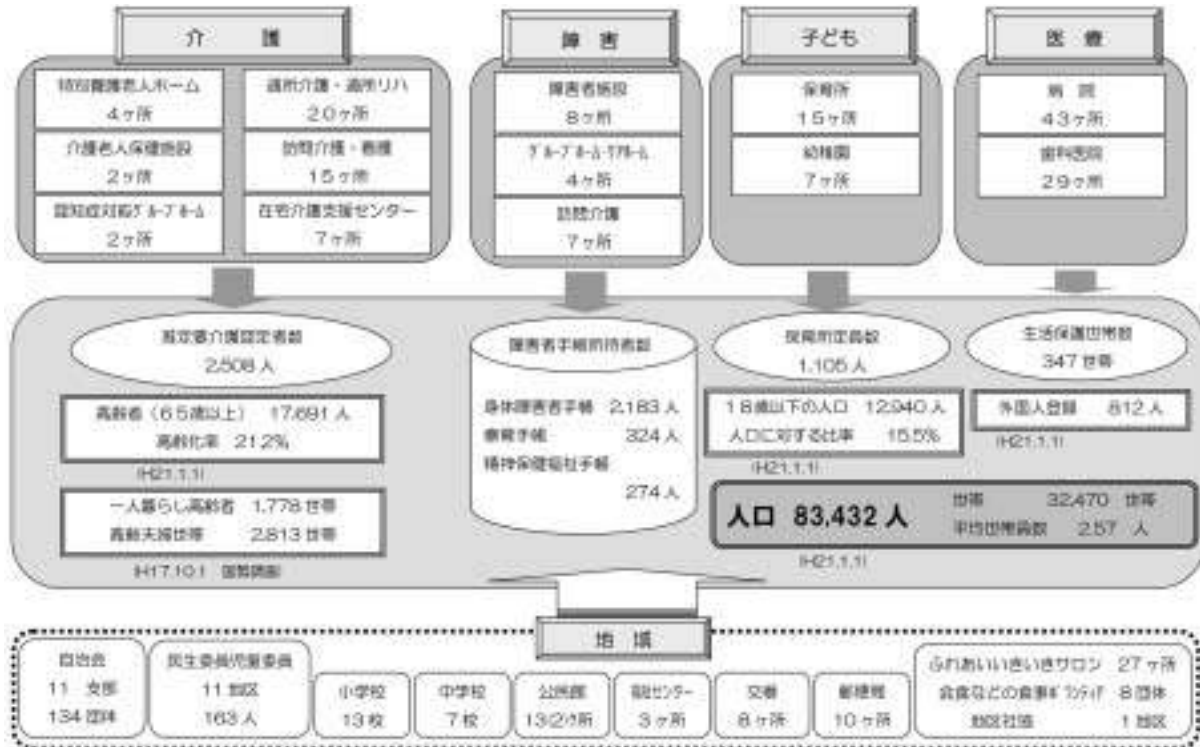
ワンストップ（76、83 ページ）

一つのところで様々な要件に対応できるようにするサービス。

各地区の人口・社会資源等の状況



飯能市全体の人口・社会資源等の状況



・ 各地区にある社会福祉施設、社会福祉事業所、医療機関等の状況
 ・ 医療機関は地区医師会、地区歯科医師会に加入している医院

・ 原則として平成21年1月1日現在の状況もしくは、平成17年10月1日国勢調査における人口や世帯の状況

・ 各地区にある地域福祉に関連のある社会資源の状況

飯能地区の人口・社会資源等の状況

介護

特別養護老人ホーム 1ヶ所	通所介護・通所リハ 5ヶ所
介護老人保健施設 0ヶ所	訪問介護・看護 5ヶ所
認知症対応グループホーム 0ヶ所	在宅介護支援センター 2ヶ所

障害

障害者施設 0ヶ所
グループホーム・ケアホーム 1ヶ所
訪問介護 4ヶ所

子ども

保育所 4ヶ所
幼稚園 3ヶ所

医療

病院 22ヶ所
歯科医院 16ヶ所

推定要介護認定者数

701人

高齢者(65歳以上) 4,949人

高齢化率 22.4%

(H21.1.1)

一人暮らし高齢者 577世帯

高齢夫婦世帯 794世帯

(H17.10.1 国勢調査)

障害者手帳所持者数

身体障害者手帳 595人

療育手帳 77人

精神保健福祉手帳 76人

保育所定員数

280人

18歳以下の人口 3,347人

人口に対する比率 15.2%

(H21.1.1)

生活保護世帯数

109世帯

外国人登録 263人

(H21.1.1)

人口 22,079人

世帯 8,743世帯

平均世帯員数 2.53人

(H21.1.1)

地域

自治会
2支部
16団体

民生委員児童委員
2地区
44人

小学校
2校

中学校
1校

公民館
2ヶ所

福祉センター
0ヶ所

交番
2ヶ所

郵便局
3ヶ所

ふれあいいいきサロン 1ヶ所
会食などの食事ボランティア 2団体
地区社協 なし

精明地区の人口・社会資源等の状況

介護

特別養護老人ホーム 1ヶ所	通所介護・通所リハ 5ヶ所
介護老人保健施設 0ヶ所	訪問介護・看護 5ヶ所
認知症対応グループホーム 1ヶ所	在宅介護支援センター 1ヶ所

障害

障害者施設 7ヶ所
グループホーム・ケアホーム 1ヶ所
訪問介護 2ヶ所

子ども

保育所 4ヶ所
幼稚園 1ヶ所

医療

病院 8ヶ所
歯科医院 5ヶ所

推定要介護認定者数
469人

高齢者（65歳以上） 3,308人
高齢化率 19.6%

(H21.1.1)

一人暮らし高齢者 316世帯
高齢夫婦世帯 489世帯

(H17.10.1 国勢調査)

障害者手帳所持者数

身体障害者手帳 431人
療育手帳 71人
精神保健福祉手帳 62人

保育所定員数
300人

18歳以下の人口 2,761人
人口に対する比率 16.4%

(H21.1.1)

生活保護世帯数
107世帯

外国人登録 254人
(H21.1.1)

人口 16,836人

世帯 6,905世帯
平均世帯員数 2.44人

(H21.1.1)

地域

自治会
1支部
18団体

民生委員児童委員
2地区
31人

小学校
3校

中学校
1校

公民館
3ヶ所

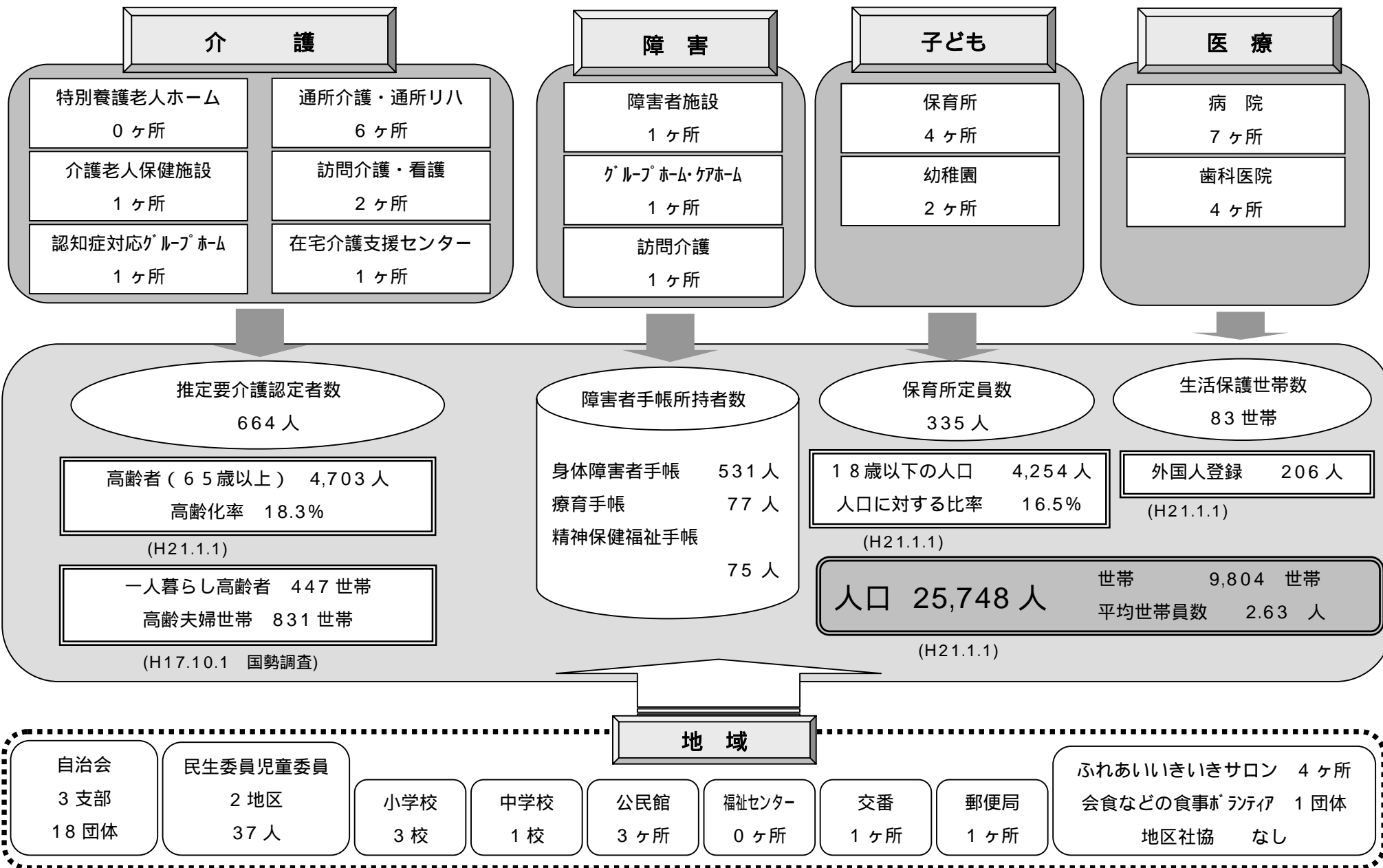
福祉センター
1ヶ所

交番
1ヶ所

郵便局
1ヶ所

ふれあいいいきサロン 3ヶ所
会食などの食事がラティア 1団体
地区社協 なし

加治地区の人口・社会資源等の状況



南高麗地区の人口・社会資源等の状況

介護

特別養護老人ホーム 0ヶ所	通所介護・通所リハ 1ヶ所
介護老人保健施設 1ヶ所	訪問介護・看護 2ヶ所
認知症対応グループホーム 0ヶ所	在宅介護支援センター 1ヶ所

障害

障害者施設 0ヶ所
グループホーム・ケアホーム 0ヶ所
訪問介護 0ヶ所

子ども

保育所 0ヶ所
幼稚園 0ヶ所

医療

病院 1ヶ所
歯科医院 0ヶ所

推定要介護認定者数
103人

高齢者(65歳以上) 702人
高齢化率 27.6%

(H21.1.1)

一人暮らし高齢者 75世帯
高齢夫婦世帯 98世帯

(H17.10.1 国勢調査)

障害者手帳所持者数

身体障害者手帳 85人
療育手帳 13人
精神保健福祉手帳 14人

保育所定員数
0人

18歳以下の人口 305人
人口に対する比率 12.0%

(H21.1.1)

生活保護世帯数
12世帯

外国人登録 7人

(H21.1.1)

人口 2,546人

世帯 924世帯
平均世帯員数 2.76人

(H21.1.1)

地域

自治会
1支部
8団体

民生委員児童委員
1地区
7人

小学校
1校

中学校
1校

公民館
1ヶ所

福祉センター
1ヶ所

交番
0ヶ所

郵便局
1ヶ所

ふれあいいいきサロン 2ヶ所
会食などの食事ボランティア 1団体
地区社協 なし

吾野地区の人口・社会資源等の状況

介護

特別養護老人ホーム 1ヶ所	通所介護・通所リハ 1ヶ所
介護老人保健施設 0ヶ所	訪問介護・看護 0ヶ所
認知症対応グループホーム 0ヶ所	在宅介護支援センター 1ヶ所

障害

障害者施設 0ヶ所
グループホーム・ケアホーム 0ヶ所
訪問介護 0ヶ所

子ども

保育所 1ヶ所
幼稚園 0ヶ所

医療

病院 1ヶ所
歯科医院 0ヶ所

推定要介護認定者数
127人

高齢者(65歳以上) 894人
高齢化率 34.4%

(H21.1.1)

一人暮らし高齢者 121世帯
高齢夫婦世帯 137世帯

(H17.10.1 国勢調査)

障害者手帳所持者数

身体障害者手帳 98人
療育手帳 21人
精神保健福祉手帳 8人

保育所定員数
45人

18歳以下の人口 281人
人口に対する比率 10.8%

(H21.1.1)

人口 2,600人

(H21.1.1)

生活保護世帯数
11世帯

外国人登録 12人

(H21.1.1)

世帯 1,116世帯
平均世帯員数 2.33人

地域

自治会
1支部
25団体

民生委員児童委員
1地区
9人

小学校
1校

中学校
0校

公民館
1ヶ所

福祉センター
0ヶ所

交番
1ヶ所

郵便局
1ヶ所

ふれあいいいきサロン 1ヶ所
会食などの食事ボランティア 1団体
地区社協 なし

東吾野地区の人口・社会資源等の状況

介護

特別養護老人ホーム

0ヶ所

介護老人保健施設

0ヶ所

認知症対応グループホーム

0ヶ所

通所介護・通所リハ

0ヶ所

訪問介護・看護

1ヶ所

在宅介護支援センター

0ヶ所

障害

障害者施設

0ヶ所

グループホーム・ケアホーム

0ヶ所

訪問介護

0ヶ所

子ども

保育所

1ヶ所

幼稚園

0ヶ所

医療

病院

1ヶ所

歯科医院

1ヶ所

推定要介護認定者数

96人

高齢者(65歳以上) 677人

高齢化率 29.0%

(H21.1.1)

一人暮らし高齢者 39世帯

高齢夫婦世帯 101世帯

(H17.10.1 国勢調査)

障害者手帳所持者数

身体障害者手帳 73人

療育手帳 8人

精神保健福祉手帳 5人

保育所定員数

45人

18歳以下の人口 267人

人口に対する比率 11.4%

(H21.1.1)

生活保護世帯数

6世帯

外国人登録 7人

(H21.1.1)

人口 2,333人

(H21.1.1)

世帯 832世帯

平均世帯員数 2.80人

地域

自治会

1支部

19団体

民生委員児童委員

1地区

8人

小学校

1校

中学校

1校

公民館

1ヶ所

福祉センター

0ヶ所

交番

1ヶ所

郵便局

1ヶ所

ふれあいいいきサロン 1ヶ所

会食などの食事がラテア 0団体

地区社協 なし

原市場地区の人口・社会資源等の状況

介護

特別養護老人ホーム 0ヶ所	通所介護・通所リハ 1ヶ所
介護老人保健施設 0ヶ所	訪問介護・看護 0ヶ所
認知症対応グループホーム 0ヶ所	在宅介護支援センター 0ヶ所

障害

障害者施設 0ヶ所
グループホーム・ケアホーム 1ヶ所
訪問介護 0ヶ所

子ども

保育所 1ヶ所
幼稚園 0ヶ所

医療

病院 1ヶ所
歯科医院 2ヶ所

推定要介護認定者数

236人

高齢者(65歳以上) 1,664人

高齢化率 18.7%

(H21.1.1)

一人暮らし高齢者 120世帯

高齢夫婦世帯 254世帯

(H17.10.1 国勢調査)

障害者手帳所持者数

身体障害者手帳 269人

療育手帳 47人

精神保健福祉手帳 28人

保育所定員数

100人

18歳以下の人口 1,405人

人口に対する比率 15.8%

(H21.1.1)

生活保護世帯数

15世帯

外国人登録 56人

(H21.1.1)

人口 8,917人

世帯 3,188世帯

平均世帯員数 2.80人

(H21.1.1)

地域

自治会

1支部

17団体

民生委員児童委員

1地区

16人

小学校

1校

中学校

1校

公民館

1ヶ所

福祉センター

1ヶ所

交番

1ヶ所

郵便局

1ヶ所

ふれあいいいきサロン 11ヶ所

会食などの食事ボランティア 1団体

地区社協 あり

名栗地区の人口・社会資源等の状況

介護

特別養護老人ホーム 1ヶ所	通所介護・通所リハ 1ヶ所
介護老人保健施設 0ヶ所	訪問介護・看護 0ヶ所
認知症対応グループホーム 0ヶ所	在宅介護支援センター 1ヶ所

障害

障害者施設 0ヶ所
グループホーム・ケアホーム 0ヶ所
訪問介護 0ヶ所

子ども

保育所 0ヶ所
幼稚園 1ヶ所

医療

病院 2ヶ所
歯科医院 1ヶ所

推定要介護認定者数

112人

高齢者(65歳以上) 794人

高齢化率 33.5%

(H21.1.1)

一人暮らし高齢者 83世帯

高齢夫婦世帯 109世帯

(H17.10.1 国勢調査)

障害者手帳所持者数

身体障害者手帳 101人

療育手帳 10人

精神保健福祉手帳 6人

保育所定員数

0人

18歳以下の人口 320人

人口に対する比率 13.5%

(H21.1.1)

生活保護世帯数

4世帯

外国人登録 7人

(H21.1.1)

人口 2,373人

世帯 958世帯

平均世帯員数 2.48人

(H21.1.1)

地域

自治会

1支部

13団体

民生委員児童委員

1地区

11人

小学校

1校

中学校

1校

公民館

1(2)ヶ所

福祉センター

0ヶ所

交番

1ヶ所

郵便局

1ヶ所

ふれあいいいきサロン 4ヶ所

会食などの食事ボランティア 1団体

地区社協 なし

「地域福祉についての市民の実態と意識」に関する調査報告

駿河台大学経済学部 渡辺裕子

．主要な結果

1．調査の概要

- ・調査実施時期：2007年7月
- ・調査方法：郵送自記式
- ・調査対象者：地区別ウエイト付きの系統抽出法により選出。15才以上75才未満の1781人
- ・回収票663人(回収率37.2%)、うち有効回答661人
- ・調査実施主体：駿河台大学地域福祉研究会(市川紀子、南林さえ子、渡辺裕子)

2．調査回答者の基本的属性

調査は地区別集計を行うことを想定し、地区別回答者数にあまり差が生じないように設計されています。そのため、人口の少ない山間地区(南高麗、吾野、東吾野、原市場、名栗)では、実際の人口構成比よりも多くの回答者を抽出し、全体集計をする際には実際の人口構成比と一致するような度数の補正を行いました[表1]。

以下では断りのない限り、補正後の結果を表わしています。

表1 地区別回答者数

	<回収票の実数>		<補正後>	
	度数	パーセント	度数	パーセント
地区名				
飯能	97	15.0	179	27.6
精明	62	9.6	115	17.7
加治	112	17.3	207	31.9
南高麗	81	12.5	22	3.4
吾野	88	13.6	19	3.0
東吾野	77	11.9	18	2.7
原市場	68	10.5	71	11.0
名栗	62	9.6	18	2.8
合計	647	100.0	650	100.0
欠損値	14		14	
合計	661		664	

表2 性別×年齢階層

		年齢階層							合計
		20才未満	20才台	30才台	40才台	50才台	60才台	70才台	
男	度数	9	19	30	34	60	95	31	278
	%	3.2%	6.8%	10.8%	12.2%	21.6%	34.2%	11.2%	100.0%
女	度数	11	32	48	52	105	86	34	368
	%	3.0%	8.7%	13.0%	14.1%	28.5%	23.4%	9.2%	100.0%
合計	度数	20	51	78	86	165	181	65	646
	%	3.1%	7.9%	12.1%	13.3%	25.5%	28.0%	10.1%	100.0%
飯能市2006.10時点人口構成		4,951	10,378	11,165	10,936	14,277	10,819	3,973	66,507
		7.5%	15.6%	16.8%	16.4%	21.5%	16.3%	6.0%	100.0%

表3 職業 × 性別

	職業								合計
	1 農林漁業	2 自営業	3 常勤の勤め	4 専門的職業	5 パート	6 専業主婦	7 無職	8 学生・生徒	
男 度数	3	40	99	31	17	0	75	15	280
%	1.1%	14.3%	35.4%	11.1%	6.1%	.0%	26.8%	5.4%	100.0%
女 度数	2	22	48	21	72	143	42	17	367
%	.5%	6.0%	13.1%	5.7%	19.6%	39.0%	11.4%	4.6%	100.0%
合計 度数	5	62	147	52	89	143	117	32	647
%	.8%	9.6%	22.7%	8.0%	13.8%	22.1%	18.1%	4.9%	100.0%

回答者は15才以上75才未満の飯能市民の中から無作為に抽出されていますが、回収率の関係で、実際の人口構成より、40才代以下で少なく50才代以上で多くなっています。また性別では、女性の割合が高くなっています[表2]。職業別では多い順に、男性では常勤の勤め(35%)、無職(27%)、女性では専業主婦(39%)、パートの勤め(20%)となっています[表3]。

3. 結果

(1)市民の実態

近隣での日常的な助け合い(問2)：「不在時の郵便物の受取り」「不在時の植物の世話」「外出時の車への同乗」「病気で寝込んだときの買物」「外出中の子どもの預かり」の5項目について尋ね、「1.頼める - 2.気がねはするが頼める - 3.頼めない」の選択肢の中から、あてはまるものを選んでもらいました。

その結果、「頼めない」という回答は、「外出中の子どもの預かり(57%)」「病気で寝込んだときの買物(56%)」「不在時の植物の世話(55%)」では過半数を超えていました。また「外出時の車への同乗(47%)」は山間地区では比較的、助け合いがなされているものの、全体としては頼みにくいようでした。

従来、近隣で相互扶助として行われていた行為について、今後は地域の中でシステムを作っていく必要があるといえます。

地域での活動(問5)：「自治会の行事や活動」「地域の清掃やリサイクル」「無償の福祉ボランティア」「有償の福祉活動」「公民館などでの講座」への参加の有無と参加意向について、「1.すでにしている - 2.したい - 3.誘われればする - 4.あまりしたくない」の選択肢の中から、あてはまるものを選んでもらいました。

その結果、「すでにしている」という回答は、「自治会の行事や活動(29%)」や「地域の清掃やリサイクル(28%)」では比較的多く、「公民館などでの講座(15%)」がこれに次いでいました。しかし、「無償の福祉ボランティア(10%)」「有償の福祉活動(2%)」は1割以下で、福祉分野での活動を広げていくためには、地縁的組織との連携や公民館などの拠点を活用する仕組みが必要です。

地域福祉に関する知識(問7)：「民生委員」「福祉事務所」「社会福祉協議会」「NPO法人」の4項目について、「1.よく知っている - 2.ある程度知っている - 3.名前だけは知っている - 4.全く知らない」の選択肢の中から、あてはまるものを選んでもらいました。

その結果、「1.よく知っている+2.ある程度知っている」は、「民生委員(57%)」、「福祉事務所(39%)」でした。生活上、困っている問題を抱えていてもどこに相談したらよいかわからない、という現状があるように思われます。また「NPO法人(32%)」や「社会福祉協議会(26%)」ではさらに低く、民間福祉部門における地域福祉の担い手の存在については、あまり認知されていないようでした。

(2)市民の要望や意見

福祉サービスの必要性が生じた場合に頼みたい機関や人(問4):「高齢で一人暮らしになった場合の安否確認」「介護・介助が必要になった場合の外出時の移動」「一時的な子どもの預かり」などについて、市などの公的機関、社会福祉法人の施設や機関、NPO法人などの非営利民間団体、営利企業、近所の人、知人・友人などのうちだれに頼みたいか、あてはまるものをすべて選んでもらいました。

その結果、どの場合についても、公的機関や社会福祉法人に頼みたいとする回答は7割以上に上っていましたが、NPO法人などについては認知度が低いこともあって、3~4割にとどまっています。また、「高齢で一人暮らしになった場合の安否確認」では、近所の人(40%)や知人・友人(46%)などに頼みたいとする回答が比較的高く、小地域ネットワーク活動などの展開が期待されます。

地域福祉活動への参加意向(問6):「福祉問題についての住民座談会」「一人暮らし高齢者の声かけ訪問」「障害者施設での交流ボランティア」「子どもの見守り(防犯)活動」「行事開催中の保育ボランティア」の5種類の活動について、「1.参加する-2.頼まれれば参加する-3.参加しない」の選択肢の中から、あてはまるものを選んでもらいました。

その結果、「1.参加する+2.頼まれれば参加する」は、「子どもの見守り(防犯)活動(85%)」や「一人暮らし高齢者の声かけ訪問(80%)」では多く、多くの市民を巻き込んだ地域での活動が可能であるように思われます。一方、「障害者施設での交流ボランティア(63%)」や「行事開催中の保育ボランティア(63%)」は参加意向がやや低く、どちらかということ、テーマ別のボランティア団体によって担われることが適当と考えられます。

地域福祉推進の方法に対する意見(問8~10):第1に、地域福祉を推進するために望ましい体制として3つの選択肢を示しました。これによると「市民が担える役割は実際には限定的なので、市役所が中心となること」が46%で、もっとも多くなっていました。市民が中心となるそれ以外の体制では、「全市的なボランティア・当事者団体が中心となること」が35%、「飯能市内を福祉地区に分割し、地区を支援したり分権を強めること」は20%でした。行政が期待しているほどには、現状では地域福祉への飯能市民の意識は高まっていないといえます。

第2に、福祉サービスの維持・向上のコスト負担についても、3つの選択肢を示しました。「公的サービスの維持・向上のためには、市民の費用負担増加もやむを得ない(26%)」という意見と、「福祉の向上のためだとしても、市民の費用・労力等の負担は増やしたくない(25%)」という意見は真二つに分かれています。しかし、もっとも多いのは「住民相互の支え合い強化により、市民の費用負担増加をできるだけ抑える(48%)」であり、第1の点とは反するようですが、少なくとも地域福祉推進の必要性については認識されているといえます。

第3により具体的に、福祉活動の活性化の取り組みとして有効と思われるものについて、5つの選択肢の中から2つまで回答を求めました。これによると、「自治会などの身近な近隣組織を通じた活動の機会を増やす(49%)」と「ボランティアセンターなどが中心となり、ボランティア団体の育成や支援をする(47%)」の2つがもっとも支持されていました。これらは従来の方法の強化になりますが、「低廉な報酬などを受け取る有償福祉活動の場を提供する(37%)」がこれに次いでおり、新たな取り組みを開発する必要があるといえます。

4. 今後の課題 - 地区別地域福祉計画の必要性

今回の報告書では、地区別計画を盛り込むことができませんでした。しかしながら、飯能市は多様な地区から構成されています。そこで最後に地区別の特徴から、今後の課題を提示します。

(1) 8つの地区別の福祉力

これまでに示した調査の結果のうち、「相互扶助利用度(問2から作成)」「地域活動度(問5から作成)」「福祉活動意欲度(問6から作成)」「福祉知識度(問7から作成)」に、「公共施設の利用度(問1から作成)」を加え、5つの指標を作成しました。図1では、指標間の比較が可能となるように指標値を標準化し、市の全体平均点が0点となるように表わしています。

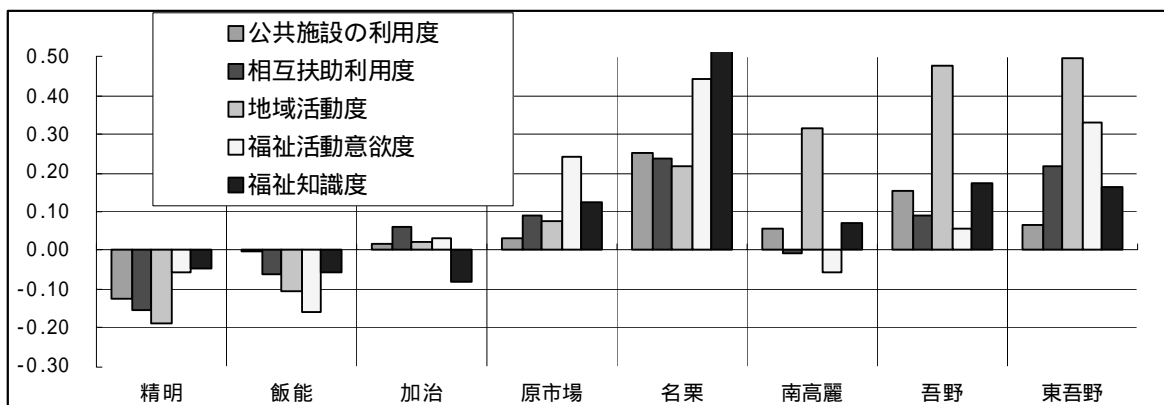


図1 飯能市内の地区別福祉力

注：8地区は左から右へ「地域活動度」の低い順に配列している。

これによると、飯能市内には大きく分けると次の5タイプの地区があることがわかります。

- ・市平均を下回る地区 - 精明・飯能
- ・市の平均的な地区 - 加治
- ・相対的に「福祉活動意欲度」が高い地区 - 原市場
- ・相対的に「地域活動度」が高い地区 - 南高麗・吾野
- ・「福祉活動意欲度」が高く、またバランスが取れている地区 - 名栗・東吾野

この結果は、全体としての高低の評価だけでなく、各地区には異なる課題があることを示唆しています。例えばタイプは、地縁的活動は盛んであるけれども、相対的に福祉分野での活動が弱い地区といえます。一方、タイプは他の指標ではほぼ市平均であるにもかかわらず、福祉志向が強いことが示されています。これは地区社協の活動の成果と考えられるでしょう。また、タイプは5つの指標のバランスが取れていますが、飯能市社協の支所が置かれている地区があります。これらのことから、各地区における拠点づくりの重要性がわかります。

(2) 地区別の住民参加の実態

図1は地区を全体として評価したのですが、地区ごとの個人レベルでの参加に注目してみると、また異なる現状や実態が捉えられます。図2は地域での5種類の活動(問5)について、その参加数をカウントしています。2種類以上の活動に参加している人は少数であるため、ここでは「なし」「1種類」「2種類以上」に分類しました。

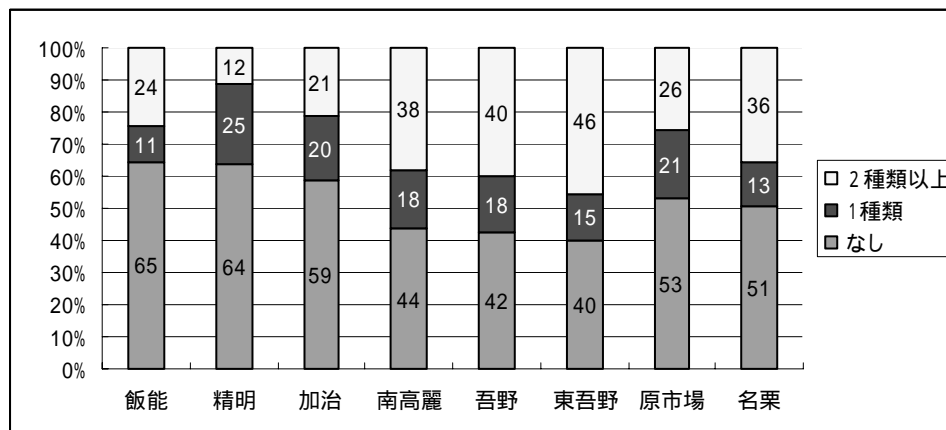


図2 地区別の一人あたりの活動の種類

これによると、飯能・精明・加治の市街地3地区では「なし」が多くなっています。ただし、地区全体では平均以下の飯能地区と精明地区には違いがみられます。すなわち、飯能地区では「2種類以上」に参加している層が比較的多く、一部の活動層が地域の活動を支えている構造が示唆されています。これに対して、精明地区では核となる活動層を欠いていることが窺えます。

原市場を除く4つの山間地区では、「2種類以上」に参加している人が多いのが特徴です。したがって、活動者間には強いネットワークが存在することが予想されます。しかしその反面、これ以上、活動を拡大することが限界に近い個人も、とくに東吾野地区などでは多いということにもなります。

[注] 本調査のデータを用いた分析はこの報告書以外に、『駿河台経済論集』(第19巻)、2009年9月刊、に掲載される予定です。駿河台大学メディアセンターのホームページからも閲覧が可能となりますので、併せてご参照ください。

資料 - 基本集計結果

問1 . 飯能市内の公共施設の利用経験

町内会館		<回収票の実数>		<補正後>	
		度数	パーセント	度数	パーセント
有効	1 1年以内に利用	250	39.2	214	33.1
	2 利用したことがある	162	25.4	168	26.0
	3 利用したことはない	225	35.3	264	40.8
	合計	637	100.0	646	100.0
欠損値		24		17	
合計		661		664	

公民館		<回収票の実数>		<補正後>	
		度数	パーセント	度数	パーセント
有効	1 1年以内に利用	234	37.3	200	31.7
	2 利用したことがある	167	26.6	168	25.4
	3 利用したことはない	226	36.0	262	39.5
	合計	627	100.0	630	100.0
欠損値		34		34	
合計		661		664	

市立図書館		<回収票の実数>		<補正後>	
		度数	パーセント	度数	パーセント
有効	1 1年以内に利用	118	19.8	136	21.8
	2 利用したことがある	161	27.0	173	27.9
	3 利用したことはない	318	53.3	312	50.3
	合計	597	100.0	620	100.0
欠損値		64		43	
合計		661		664	

福祉センター		<回収票の実数>		<補正後>	
		度数	パーセント	度数	パーセント
有効	1 1年以内に利用	128	20.8	137	21.7
	2 利用したことがある	135	22.0	140	22.2
	3 利用したことはない	352	57.2	355	56.1
	合計	615	100.0	632	100.0
欠損値		46		31	
合計		661		664	

問2．近所の人に手助けを頼めるか。

		<回収票の実数>		<補正後>	
		度数	パーセント	度数	パーセント
有効	1 頼める	221	34.2	197	30.3
	2 気がねはするが頼める	201	31.1	208	32.1
	3 頼めない	224	34.7	245	37.7
	合計	646	100.0	650	100.0
欠損値		15		14	
合計		661		664	

		<回収票の実数>		<補正後>	
		度数	パーセント	度数	パーセント
有効	1 頼める	131	20.7	129	19.9
	2 気がねはするが頼める	151	23.9	150	22.7
	3 頼めない	351	55.5	363	54.6
	合計	633	100.0	640	100.0
欠損値		28		24	
合計		661		664	

		<回収票の実数>		<補正後>	
		度数	パーセント	度数	パーセント
有効	1 頼める	173	27.0	161	25.0
	2 気がねはするが頼める	200	31.2	176	27.3
	3 頼めない	268	41.8	307	47.4
	合計	641	100.0	644	100.0
欠損値		20		20	
合計		661		664	

		<回収票の実数>		<補正後>	
		度数	パーセント	度数	パーセント
有効	1 頼める	110	17.3	110	17.1
	2 気がねはするが頼める	188	29.5	172	26.8
	3 頼めない	339	53.2	361	56.2
	合計	637	100.0	643	100.0
欠損値		24		20	
合計		661		664	

		<回収票の実数>		<補正後>	
		度数	パーセント	度数	パーセント
有効	1 頼める	110	17.7	115	18.3
	2 気がねはするが頼める	164	26.4	154	24.6
	3 頼めない	348	55.9	359	57.1
	合計	622	100.0	628	100.0
欠損値		39		36	
合計		661		664	

問3 . 日常生活の手助けで家族以外に頼ることができる人の住んでいるところ

		<回収票の実数>		<補正後>	
		度数	パーセント	度数	パーセント
有効	1 隣近所	181	27.7	162	24.9
	2 自治会内	51	7.8	40	6.1
	3 小学校区内	22	3.4	16	2.5
	4 中学校区内	36	5.5	35	5.3
	5 市内	143	21.9	159	24.4
	6 市外	118	18.1	124	19.0
	7 家族のほかに頼れる人はいない	102	15.6	115	17.7
	合計	653	100.0	651	100.0
欠損値		8		12	
合計		661		664	

問4 . 手助けや福祉サービスの必要性が生じた場合に頼みたい機関や人

(複数回答、補正後)

高齢で一人暮らしになった場合の安否確認	度数	パーセント	無回答 = 39、合計 = 664
1.市などの公的機関 + こだわらない	472	75.6%	
2.社会福祉法人の施設や機関 + こだわらない	398	63.7%	
3.NPO法人などの非営利民間団体 + こだわらない	213	34.1%	
4.営利企業 + こだわらない	141	22.5%	
5.近所の人 + こだわらない	252	40.3%	
6.友人・知人 + こだわらない	287	46.0%	
7.家族・親族以外は頼みたくない	27	4.3%	
(家族・親族に頼みたい + こだわらない)	178	28.4%	
8.特定の機関・人にはこだわらない 再掲	103	16.5%	
介護・介助が必要になった場合の外出時の移動	度数	パーセント	無回答 = 36、合計 = 664
1.市などの公的機関 + こだわらない	447	71.1%	
2.社会福祉法人の施設や機関 + こだわらない	427	68.0%	
3.NPO法人などの非営利民間団体 + こだわらない	242	38.6%	
4.営利企業 + こだわらない	171	27.2%	
5.近所の人 + こだわらない	150	23.9%	
6.友人・知人 + こだわらない	209	33.3%	
7.家族・親族以外は頼みたくない	46	7.3%	
(家族・親族に頼みたい + こだわらない)	174	27.7%	
8.特定の機関・人にはこだわらない 再掲	98	15.6%	
一時的に子どもを預かってもらう	度数	パーセント	無回答 = 47、合計 = 664
1.保育所の一時保育 + こだわらない	447	72.5%	
2.営利企業のベビーシッター + こだわらない	126	20.5%	
3.市民の助け合い + こだわらない	201	32.6%	
4.近所の人 + こだわらない	150	24.3%	
5.友人・知人 + こだわらない	218	35.4%	
6.家族・親族以外は頼みたくない	72	13.9%	
(家族・親族に頼みたい + こだわらない)	113	18.3%	
7.特定の機関・人にはこだわらない 再掲	54	8.9%	

問5 . している地域活動・余暇活動 (補正後) 合計 = 664

	1.すでに している	2.したい	3.誘われれば する	4.あまり したくない	計	無回答
自治会の行事や活動	29.0%	4.3%	34.1%	32.7%	100.0%	76
地域の清掃やリサイクル	27.7%	13.5%	41.9%	17.0%	100.0%	71
無償の福祉ボランティア	9.9%	14.7%	45.9%	29.4%	100.0%	83
有償の福祉活動	1.9%	8.6%	48.8%	40.7%	100.0%	100
公民館などでの講座	14.7%	20.6%	30.1%	34.7%	100.0%	77
家族や友人との旅行	51.1%	31.8%	11.8%	5.3%	100.0%	56

問6 . 地域福祉活動の参加意向 (補正後) 合計 = 664

	1.参加 する	2.頼まれれば 参加する	3.参加 しない	計	無回答
福祉問題についての住民懇談会	18.0%	55.7%	26.2%	100.0%	70
一人暮らし高齢者の声かけ訪問	16.0%	63.8%	20.2%	100.0%	53
障害者施設での交流ボランティア	9.7%	52.7%	37.6%	100.0%	74
子どもの見守り(防犯)活動	26.3%	58.1%	15.5%	100.0%	63
行事開催中の保育ボランティア	11.2%	51.2%	37.6%	100.0%	78

問7 . 地域福祉に関連する知識 (補正後) 合計 = 664

	1.よく 知っている	2.ある程度 知っている	3.名前だけは 知っている	4.全く 知らない	計	無回答
民生委員	12.5%	44.5%	30.6%	12.4%	100.0%	40
福祉事務所	7.4%	31.6%	45.2%	15.8%	100.0%	51
社会福祉協議会	4.3%	21.6%	47.7%	26.4%	100.0%	55
NPO法人	3.6%	28.0%	49.1%	19.3%	100.0%	53

問8 . 地域での福祉サービスを維持・向上のコストの負担の仕方(補正後) 無回答 = 50、合計 = 664

1. 公的サービスの維持・向上のためには、市民の費用負担増加もやむを得ない	26.4%
2. 住民相互の支え合い強化により、市民の費用負担増加をできるだけ抑える	48.2%
3. 福祉の向上のためだとしても、市民の費用・労力等の負担は増やしたくない	25.4%
計	100.0%

問9 . 今後、飯能市で地域福祉を推進するための体制(補正後) 無回答 = 56、合計 = 664

1. 飯能市内を福祉地区に分割し、地区を支援したり分権を強めること	19.6%
2. 福祉地区にはこだわらず、全市的なボランティア・当事者団体が中心となること	34.6%
3. 市民が担える役割は実際には限定的なので、市役所が中心となること	45.5%
4. その他(記入：市場原理の導入、個人の自己責任)	0.3%
計	100.0%

問10 . 今後、飯能市で福祉活動を活性化するために有効な取り組み (2つまで選択、補正後) 無回答 = 55、合計 = 664

1. 自治会などの身近な近隣組織を通じた活動の機会を増やす	48.6%
2. 公民館での福祉講座の受講者などによる活動の立ち上げを支援する	26.2%
3. ボランティアセンターなどが中心となり、ボランティア団体の育成や支援をする	47.3%
4. 低廉な報酬などを受け取る有償福祉活動の場を提供する	37.4%
5. 福祉系NPOやコミュニティ・ビジネスに関心を持つ人への資金援助などをする	17.1%

飯能市地域福祉計画策定委員会 委員名簿

選出区分	氏名	所属団体等	備考
学識経験者	田中英樹	早稲田大学人間科学学術院教授	委員長
"	秋山洋子	駿河台大学経済学部 教授	
社会福祉関係者	福島猛夫	飯能市民生委員児童委員協議会 会長	
"	吉岡かおる	飯能市手をつなぐ育成会 副会長	
保健医療関係者	小室舜一	社団法人飯能地区医師会 会長	
社会福祉関係事業者	桑山和子	特定非営利活動法人ぬくもり福祉会たんぽぽ 会長	
"	池田徳幸	社会福祉法人名栗園 理事長	
地域活動団体関係者	青木信雄	飯能市自治会連合会 副会長	
"	大野康	原市場地区社会福祉協議会 理事	副委員長
"	山岸博	飯能市まちづくり推進委員会 会長	(前)副委員長 ~H20.8.31
市民	麓正博		
"	松原恒也		
市職員	新井茂	飯能市福祉部長	H20.4.1~
"	野口宏	飯能市健康推進部長	H21.4.1~
"	宮前幸雄	飯能市市民生活部長	H20.4.1~
"	清水俊司	(前)飯能市福祉部長 (前)飯能市健康推進部長	~H21.3.31
"	松井一夫	(前)飯能市市民生活部長	~H20.3.31

第二次飯能市地域福祉活動計画策定委員会 委員名簿

選出区分	氏名	推薦団体等	備考
住民組織団体	横手 勝 克	飯能市自治会連合会	
福祉関係団体	石 田 經 子	飯能市民生委員児童委員協議会	副委員長
"	滝 川 友紀子	特定非営利活動法人ぬくもり福祉会たんぽぽ	
"	大久保 恵 子	原市場地区社会福祉協議会	
"	中 島 昇	埼玉県福祉教育・ボランティア学習推進員	
"	住 出 千 尋	社会福祉法人埼玉現成会	
"	細 田 吉 春	飯能市介護サービス事業者協会	
当事者団体	嶋 田 治 男	飯能市身体障害者福祉会	
"	前 原 希和子	飯能市手をつなぐ育成会	
"	朝 倉 陽 子	特定非営利活動法人あおーら	
学識経験者	中 島 修	東京国際大学	委員長
関係行政機関	長 岡 ひとみ	埼玉県立日高特別支援学校	
"	山 川 治 美	飯能市教育委員会事務局学校教育課	
"	関 谷 秀 晃	飯能市市民生活部市民参加推進課	
市社協理事	田 中 禎 吉	社会福祉法人飯能市社会福祉協議会	

飯能市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に規定する地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定するため、飯能市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画に関する事項について調査研究を行い、計画案を策定し、これを市長に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会福祉関係者
- (3) 保健医療関係者
- (4) 社会福祉関係事業者
- (5) 地域活動団体関係者
- (6) 市民
- (7) 市職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員長が指名する委員をもって充てる。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見又は説明を聴くことができる。

(懇話会)

第7条 委員会は、広く市民の意見を求めるため、地域福祉計画策定懇話会を開催することができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年告示第90号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

第二次飯能市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市における第二次飯能市地域福祉活動計画(以下「地域福祉活動計画」という。)策定のため、飯能市地域福祉活動計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について専門的に調査審議する。

- (1) 地域福祉活動計画の策定に関すること。
- (2) 現状調査と分析に関すること。
- (3) その他委員会の目的達成に必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、委員20名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから飯能市社会福祉協議会(以下「市社協」という。)会長が委嘱する。

- (1) 住民組織団体
- (2) 福祉関係団体
- (3) 当事者団体
- (4) 学識経験者
- (5) 関係行政機関職員
- (6) 市社協理事
- (7) その他会長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、本計画策定終了までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員長が指名する委員をもって充てる。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が召集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(作業部会)

第7条 委員会に、細目にわたり調査、研究等を行うため、地域福祉活動計画作業部会(以下「作業部会」という。)を置くことができる。

- 2 作業部会は、委員長が指名する者をもって組織する。
- 3 作業部会に部会長及び副部会長を置く。
- 4 部会長は、部会員の互選により定め、副部会長は、部会長が指名する者をもって充てる。
- 5 部会長は、部会を代表し、会務を掌理する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長事故あるときは、その職務を代理する。
- 7 作業部会は、部会長が召集し、会議の議長となる。

(庶務)

第8条 委員会及び作業部会の庶務は、市社協において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年1月10日から施行する。

飯能市地域福祉計画・第二次飯能市地域福祉活動計画（案）に対する意見募集の結果について

1 意見募集の結果

平成21年5月11日（月）から5月29日（金）まで、飯能市地域福祉計画・第二次飯能市地域福祉活動計画（案）について、市民の皆様からご意見を募集しましたが、その結果は次のとおりです。

2 意見の内容とその対応

意見者	意見の概要	市・社協の考え方
加治地区 男性	第一印象として本来市がやるべきことを市民に投げている。	本計画は、飯能市が目指す地域福祉の方向を示したものであり、その推進には、市民参加が不可欠であると考えています。 市民、市、社会福祉協議会それぞれがその役割を果たし、また協働し推進していくものと考えています。 【計画案の修正なし】
加治地区 男性	「43 ページの身近な場所で、様々な人がふれあい機会をつくるう」は、前提として「高齢者や障害者、乳幼児、妊産婦、外国籍の人があたりまえな地域」であるべきと考える。	ご意見のとおり、あらゆる年代の多様な人が生活していますので、すべての人が地域生活をしている一員として認めあえるよう、ふれあい機会をつくることとしています。 【計画案の修正なし】
加治地区 男性	障害者に関する記述がほとんどない。障害者福祉においても「市民の役割」、「市の役割」、「社会福祉協議会の役割」があるわけで、その分の加筆が必要ではないか。	本計画は、地域を包括的に捉え、そこに生活するすべての市民が対象となる計画です。 なお、本計画は、飯能市障害者計画、飯能市障害福祉計画など各計画との整合を図り推進していきます。 【計画案の修正なし】
原市場地区 男性	市民コーディネーターはどのような人になるのか。 例えば、原市場地区の場合、原市場地区社協から選出することになるのか。	地域のこと、専門職のことをよく知る方に担っていただきたいと考えておりますが、地域福祉活動の状況も地域によって違うことから、それぞれの地域の実状に合わせ、適任者をお願いしたいと考えています。 なお、原市場地区社協は、原市場地区での地域福祉活動の中心であるため、地区社協の福祉委員の方が市民コーディネーターになっていただくことが効果的と考えています。 【計画案の修正なし】

飯能市地域福祉計画 第二次飯能市地域福祉活動計画
『はんのう ふくしの森プラン』

発行 平成 21 年 6 月

企画・編集

飯能市福祉部社会福祉課

埼玉県飯能市大字双柳 1 番地の 1

電話：042-973-2111(代表) FAX：042-973-2120

E-mail：syakai@city.hanno.saitama.jp

社会福祉法人 飯能市社会福祉協議会

埼玉県飯能市大字双柳 371 番地 13

電話：042-973-0022(代表) FAX：042-973-8941

E-mail：syakyo@city.hanno.saitama.jp
